

令和 5 年度事業報告書

【船員保険事業】

(2023)

事業期間：2023（令和 5）年 4 月 1 日～2024（令和 6）年 3 月 31 日



全国健康保険協会
船員保険

目次

加入者及び船舶所有者の皆様へ	1
第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針	
1. 理念	2
(1) 基本使命	2
(2) 基本コンセプト	2
2. 事業運営の基本方針	2
第2章 2023年度の事業運営方針と総括	3
第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向	
(1) 加入者、船舶所有者の動向	6
(2) 被保険者の年齢構成	7
(3) 医療費及び医療給付費等の動向	9
(4) 現金給付費等の動向	11
(5) 年金給付費の動向	13
第4章 事業運営、活動の概況	
1. 基盤的保険者機能	16
(1) 正確かつ迅速な業務の実施	16
(2) 適正な保険給付の確保	16
(3) 効果的なレセプト点検の推進	17
(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化	19
(5) 債権回収業務の推進	20
(6) 制度の利用促進	21
(7) 福祉事業の効果的な実施	26
(8) サービス向上のための取組	27
(9) 健全な財政運営の確保	28
(10) オンライン資格確認の円滑な実施（マイナ保険証の推進）	35
2. 戦略的保険者機能	37
(1) 特定健康審査等の推進	41
(2) 特定保健指導の実施率の向上	46
(3) 加入者の健康意識向上に対する支援	47
(4) 加入者の禁煙に対する支援	50
(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	51
(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	56
(7) ジェネリック医薬品の使用促進	64
(8) 情報提供・広報の充実	66
(9) 調査・研究の推進	72

3. 組織・運営体制の強化	76
(1) 人事評価制度の適正な運用	76
(2) OJT を中心とした人材育成	76
(3) 費用対効果を踏まえたコスト削減等	77
(4) コンプライアンスの徹底	77
(5) リスク管理	77
(6) 内部統制の強化に向けた取組	79
(7) システム関連の取組	80
4. その他	82
(1) 東日本大震災への対応	82
(2) 能登半島地震への対応	82
(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付	83
5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧	85
2023 年度の財務諸表等	88
国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係	110

加入者及び船舶所有者の皆様へ

はじめに、加入者及び船舶所有者の皆様におかれましては、全国健康保険協会の事業運営に対してご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

2010（平成 22）年 1 月に、船員保険が国から移管されてからこれまでの間、私どもは、わが国の海運と水産を支える船員の皆様とそこご家族の健康と福祉の向上を図るため、一丸となって事業運営に取り組んでまいりました。また、事業運営にあたっては、自主自立の運営を旨としつつ、船員保険協議会等を通じて加入者及び船舶所有者の皆様のご意見を反映してまいりました。関係する皆様のご協力とご支援により、着実に事業を運営できておりますことに、重ねて御礼申し上げます。

わが国においては、少子高齢化とそれに伴う生産年齢人口の減少、医療費の伸びは予測どおり進行し、後期高齢者支援金等は今後も増大していくことが見込まれています。このような背景から船員保険財政は今後も楽観を許さないものであり、船員保険の保険者として慎重な財政運営を図りつつ、医療費の抑制を図るための各種施策を確実に推進していく必要があると考えています。

2023（令和 5）年度を振り返りますと、船員の健康確保を内容とする改正船員法施行規則等が施行され、船員の健康づくりを進めていくための環境が大きく変化した一年でした。また、わが国の社会・経済に大きな影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症は、2023 年 5 月 8 日に 5 類感染症に移行し、3 年余り続いたコロナ禍は漸く収束しました。これを踏まえ、協会では関係省庁や関係団体と連携しながら各種施策を強力に推進してきました。船員の健康づくりという観点では、協会の推進する『船員の健康づくり宣言』に参加する企業がわずか一年で 2 倍以上となるなどの大きな成果も表れています。関係する皆様の船員の健康づくりに対する関心の高まりを実感すると同時に、協会に対する期待の表れとも受け止めており、身の引き締まる思いで、そのご期待に沿えるよう努めたいと決意しているところです。

また、船員保険のレセプトデータや健診結果データを活用した調査研究に関しても、船員はその働き方が特殊であるが故に、特に歯科の分野でう蝕・歯周疾患ともに重症化率が高いこと等を明らかにしました。この調査結果等を踏まえて 2024（令和 6）年度には、う蝕・歯周疾患の重症化予防等に関する新しい施策に取り組んでまいります。このように 2023 年度は、これまでの取組や様々な準備が実を結び、船員保険の施策が飛躍的に進んだ一年だったと考えています。

2023 年度末には、船員の健康づくりの実態や労働環境に関する大規模な意識調査も行いました。引き続き、加入者及び船舶所有者の皆様のご協力のもと、船員労働の特殊性や船員保険へのニーズを踏まえつつ、現金給付やレセプトの審査等の基盤的な業務を着実に実施するとともに、関係省庁や関係団体と相補的な連携を図りながら健康づくりをはじめとした各種施策を推進し、船員保険制度の存在意義を高めてまいりたいと考えています。今後とも、皆様からのご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

2024（令和 6）年 7 月
全 国 健 康 保 険 協 会
理 事 長 北 川 博 康

第1章 全国健康保険協会の理念と事業運営の基本方針

1. 理念

(1) 基本使命

全国健康保険協会（以下「協会」という。）は、保険者として健康保険事業及び船員保険事業を行い、加入者の皆様の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって加入者及び事業主の皆様の利益の実現を図ることを基本使命としています。

(2) 基本コンセプト

基本使命を踏まえ、民間の利点やノウハウを積極的にとり入れ、保険者の機能を十分に発揮し、次の事項を基本コンセプトとして取り組んでいます。

- ・加入者及び事業主の皆様の意見に基づく自主自律の運営
- ・加入者及び事業主の皆様の信頼が得られる公正で効率的な運営
- ・加入者及び事業主の皆様への質の高いサービスの提供
- ・被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

2. 事業運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組めます。

第 2 章 2023 年度の事業運営方針と総括

協会は、船員保険の保険者として、各種現金給付の支払いや保険証の交付等の基本的な業務を着実に実施するとともに、保険者機能の強化を図り、加入者の健康づくりを積極的に支援しています。

2023（令和 5）年度は、

- （１） ICT を効果的に活用して、新型コロナウイルス感染症の状況に応じた柔軟な対応、船舶所有者及び加入者の利便性の向上、効率的な事業実施を図る。
- （２） 基盤的保険者機能については、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。
- （３） 戦略的保険者機能については、第 2 期船員保険データヘルス計画及び第 3 期特定健康診査等実施計画に基づき、船舶所有者とも連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に、船員の健康確保に向けた取組を推進する。また、利用者にとってわかりやすく、時宜を得た広報・情報提供を積極的かつ計画的に行うこと、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者・船舶所有者の利益の実現を図っていく。
- （４） 組織体制の強化については、基盤的保険者機能と戦略的保険者機能の本格的な発揮を確実なものとするため、人材育成による組織力の強化を図り、組織基盤を強化していく。

また、内部統制の強化を行うとともに、システム運営を強化し、国の施策の状況にも応じた船員保険システムを構築していく。

これらを運営方針として掲げ、事業運営を行ってきました。それぞれについての 2023 年度の総括は、以下のとおりです。

（１）基盤的保険者機能

傷病手当金等の支給や保険証の発行に要する日数を定めたサービススタンダードについては 100%達成することができました。また、レセプト点検については、外部事業者が査定額向上に積極的に取り組むよう査定率に応じた委託費を支払うこと、外部事業者に設定した目標査定額を計画的に達成させるためのフォローを行ったことにより、内容点検効果額は大幅に向上しました。

船員保険の財政に関連する指標については、長らく減少傾向となっていた漁船の被保険者数が増加に転じており、汽船も含めた船員保険全体の平均標準報酬月額も増加傾向にあります。一方で、船員保険財政の将来の見通しでは、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加等により、楽観視できないものになっていました。このため、中長期的な観点で慎重な財政運営を行う必要がある旨を船員保険協議会にお示しし、2024（令和 6）年度の疾病保険料率は現行の料率を維持することとしました。なお、被保険者保険料負担軽減措置に係る控除率については、2019（平成

31) 年 3 月の船員保険協議会で 2022 (令和 4) 年度から 0.1%ずつ引き下げると合意されており、2022 年度から予定どおり実施しています。

福祉事業については、海上という特殊な環境下で労働する船員の健康と生命の安全を守る上で、重要な役割を果たしている無線医療助言事業や洋上救急医療援護事業を円滑かつ着実に実施しました。また、保養施設利用補助事業は、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行したこともあり、利用者数が大幅に増加しました。

(2) 戦略的保険者機能

2023 年度は、船員の健康確保を内容とする改正船員法施行規則等が施行され、また、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行し、船員の健康づくりを進めていく環境は大きく変わりました。これまで以上に船員の健康づくりを推進するため、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症に移行した 5 月以降、協会職員自ら全国の船舶所有者を訪問し「船員の健康づくり宣言」の参加を促す等の様々な取組を行いました。また、国や関係団体に対して強い働きかけを行い、国土交通省や船員災害防止協会等の強力な後押しもいただきました。こうした取組やこれまでの準備も実を結び、「船員の健康づくり宣言」の参加社数はわずか一年で 2.2 倍に増加しました。なお、2023 年 10 月には、健康づくりを推進するための架け橋としての役割を担っていただく「船員健康づくりサポーター」制度を創設し、現在では多くの関係者に登録いただいています。

年度末には、国土交通大臣が作成する 2024 年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進することが引き続き明記され、また、日本海事新聞の特集記事として船員保険関係者による「船員の健康づくり宣言」参加を促す鼎談を実施しました。この特集記事等を通じ、全国の船舶所有者に広く働きかけを行うことができたと考えています。

他方で、健診や保健指導の実施に関しては、陸上で過ごす時間が限定される船員の働き方の特殊性から容易なものではなく、被保険者に関してはその実施率はともに目標を達成することができませんでした。被扶養者の特定保健指導に関しては目標を達成することができました。また、オンライン禁煙プログラムについては、2023 年度中にプログラムを終了した方は 164 人となり、終了者の約 6 割の方が禁煙に成功しました。広報・情報提供についても、紙媒体を中心としつつホームページやメールマガジンのほか、船員保険健康アプリも活用して実施しました。

ジェネリック医薬品の使用促進については、その使用割合は医療保険全体の平均を大きく上回る水準で推移しており、2023 年度末時点 (2024 年 3 月診療分) の使用割合は 86.1%となりました。

このほか、調査研究に関しては、船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析を行い、船員はう蝕・歯周疾患の重症化率が高いこと、特に漁船船員にその傾向が強いこと等を明らかにしました。

このように、戦略的保険者機能に関しては、船員の健康づくりを進めていく環境が大きく変わったこともあり、飛躍的に取組を進めることができたと考えています。

(3) 組織・運営体制の強化

基盤的保険者機能と戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では「OJT を中心とした人材育成」を行っていますが、それを補完するため、集合研修と自己啓発

を組み合わせ、「自ら育つ」という職員の成長意欲も向上させています。2023 年度においても、OJT や各種研修・自己啓発による人材育成を通じて組織力の強化に努めました。また、コンプライアンス、ハラスメントの防止等の徹底を図るため、全職員に対して研修を行いました。

なお、協会における適正な業務運営の確保、部門横断的なリスク管理等を目的として、2023 年 10 月に内部統制室を内部統制整備準備室から拡充して設置し、内部統制に係る体制を強化しました。

このほか、協会業務を円滑に行うために、協会システムの安定稼働に努め、また、次期船員保険システムについても 2026（令和 8）年 1 月のサービスインに向け、システムの要件定義の策定を行い、アプリケーション等の開発を進めています。

基盤的保険者機能を確実なものとし、戦略的保険者機能を一層発揮していくために、これからも組織体制の強化、人材の育成、協会システムの安定稼働等に努めていきます。

今後とも、船員労働の特殊性を十分考慮した事業運営を行うとともに、各種指標の動向、中期的な財政見通し等を踏まえながら、安定的な事業運営に努めます。

第3章 加入者、船舶所有者、医療費の動向

(1) 加入者、船舶所有者の動向

2023（令和5）年度末現在の被保険者数は57,080人であり、前年度末と比べて128人（0.2％）増加しました。船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は2013（平成25）年度から増加傾向にあり、2023年度末でも前年度末と比べて265人（0.7％）増加しました。「漁船（ろ）」は長らく減少傾向にありましたが、前年度から増加に転じ、2023年度末でも前年度末と比べて51人（0.4％）増加しました。一方で、疾病任意継続被保険者は前年度末と比べて大きく減少しました。

なお、被扶養者数は52,246人であり、前年度末と比べて1,576人（▲2.9％）減少しました。

また、加入者数は109,326人であり、前年度末と比べて1,448人（▲1.3％）減少しました。

2023年度の被保険者1人当たりの平均標準報酬月額（年度平均）は447,998円であり、前年度と比べて14,736円（3.4％）の増加となり、12年連続で増加しました。また、船舶種別ごとに見ると、「汽船等」は前年度末と比べて13,452円（3.0％）増加しました。「漁船（ろ）」は18,787円（4.6％）増加しました。

なお、2023年度の平均標準報酬月額の増加については、海運業の業績が好調であることや新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことによる外食産業の需要の高まりに伴う魚価の高騰等が影響しているのではないかと考えられます。

【(図表 3-1)加入者、船舶所有者等】

(加入者：人、平均標準報酬月額：円、平均標準賞与年額：円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
被保険者数		58,413 (0.2%)	58,309 (▲0.2%)	57,858 (▲0.8%)	57,092 (▲1.3%)	56,952 (▲0.2%)	57,080 (0.2%)
	汽船等※ ¹	40,162 (1.3%)	40,565 (1.0%)	40,402 (▲0.4%)	40,512 (0.3%)	40,527 (0.0%)	40,792 (0.7%)
	漁船 (い) ※ ²	1,620 (▲0.1%)	1,616 (▲0.2%)	1,544 (▲4.5%)	1,555 (0.7%)	1,579 (1.5%)	1,580 (0.1%)
	漁船 (ろ) ※ ³	13,927 (▲1.2%)	13,640 (▲2.1%)	13,196 (▲3.3%)	12,585 (▲4.6%)	12,706 (1.0%)	12,757 (0.4%)
	疾病任意 継続被保険者数	2,704 (▲7.6%)	2,488 (▲8.0%)	2,716 (9.2%)	2,440 (▲10.2%)	2,140 (▲12.3%)	1,951 (▲8.8%)
被扶養者数		61,060 (▲2.5%)	59,373 (▲2.8%)	57,819 (▲2.6%)	56,083 (▲3.0%)	53,822 (▲4.0%)	52,246 (▲2.9%)
加入者数		119,473 (▲1.2%)	117,682 (▲1.5%)	115,677 (▲1.7%)	113,175 (▲2.2%)	110,774 (▲2.1%)	109,326 (▲1.3%)
平均標準報酬月額		420,000 (0.7%)	421,117 (0.3%)	421,398 (0.1%)	426,194 (1.1%)	433,262 (1.7%)	447,998 (3.4%)
	汽船等※ ¹	427,760 (0.6%)	431,272 (0.8%)	435,575 (1.0%)	439,563 (0.9%)	446,811 (1.6%)	460,263 (3.0%)
	漁船 (い) ※ ²	375,916 (▲0.6%)	391,093 (4.0%)	393,990 (0.7%)	393,136 (▲0.2%)	395,473 (0.6%)	401,574 (1.5%)
	漁船 (ろ) ※ ³	417,411 (0.2%)	408,986 (▲2.0%)	397,016 (▲2.9%)	404,813 (2.0%)	410,430 (1.4%)	429,217 (4.6%)
	疾病任意 継続被保険者	338,914 (3.0%)	336,361 (▲0.8%)	336,739 (0.1%)	334,788 (▲0.6%)	338,095 (1.0%)	350,967 (3.8%)
平均標準賞与年額		625,101 (5.2%)	606,426 (▲3.0%)	582,181 (▲4.0%)	572,267 (▲1.7%)	676,592 (18.2%)	760,687 (12.4%)
船舶所有者数		5,623 (0.3%)	5,626 (0.1%)	5,621 (▲0.1%)	5,607 (▲0.2%)	5,594 (▲0.2%)	5,575 (▲0.3%)

※1「汽船等」とは、漁船以外の船舶をいう。

※2「漁船 (い)」とは、直接漁業に従事しない漁船をいう。

※3「漁船 (ろ)」とは、直接漁業に従事する漁船をいう。

注) () 内は対前年度増減率。

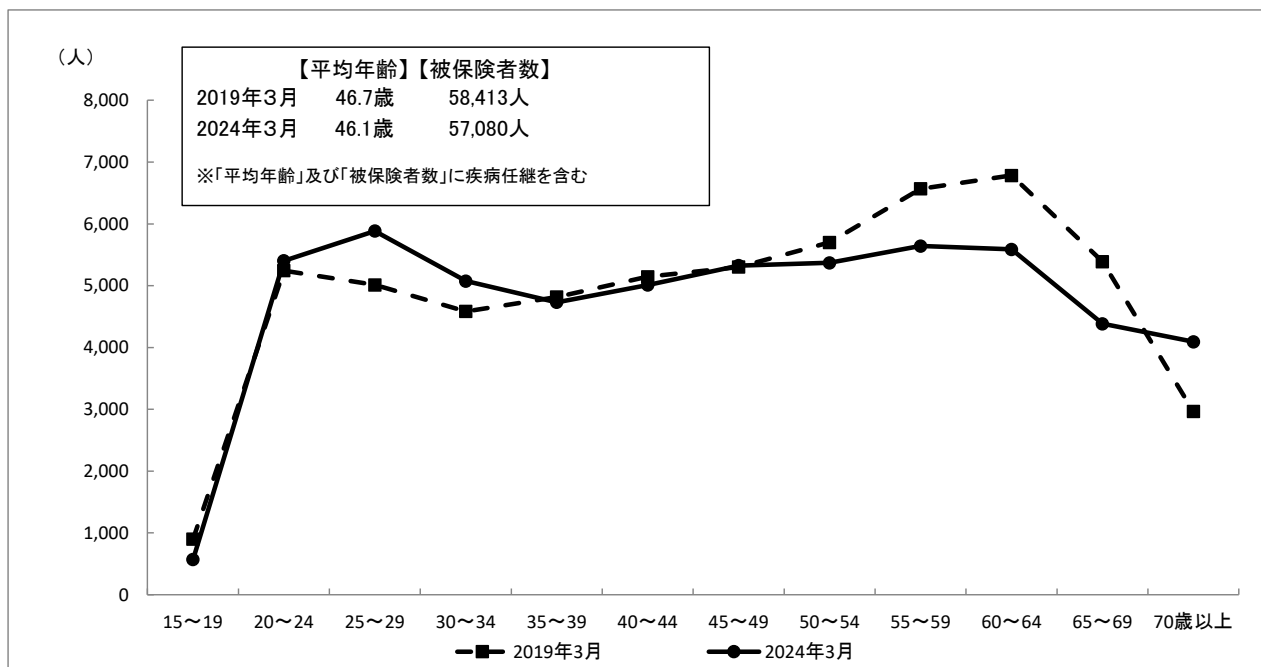
(2) 被保険者の年齢構成

2023（令和 5）年度末現在の被保険者の平均年齢は、46.1 歳であり、5 年前の 2019（平成 31）年 3 月末における平均年齢 46.7 歳と比べて、やや若年齢化しています（図表 3-2 参照）。また、船員保険は、協会けんぽ、健康保険組合と比べて、1 人当たり医療費が高額とな

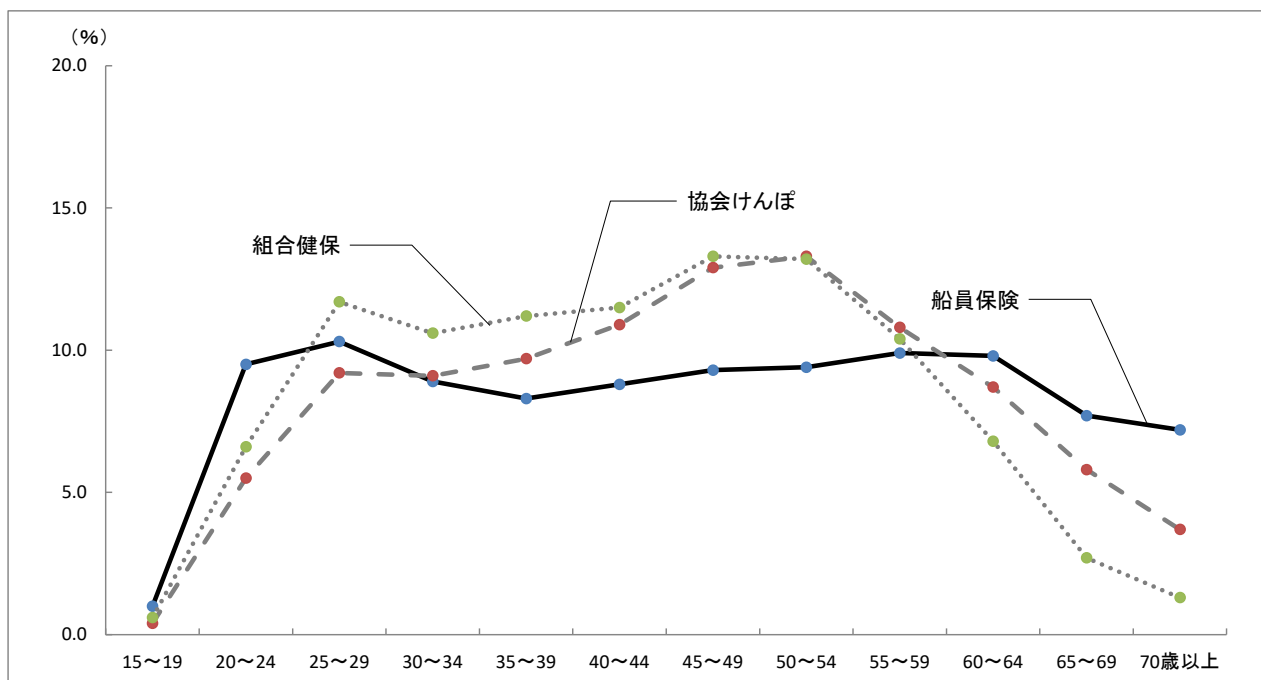
る 60 歳代以上の被保険者の構成割合が高いという特徴があり、特に近年は、70 歳以上の被保険者が増加しています（図表 3-3 参照）。

船員保険事業の安定的な運営を図っていく上で、引き続き、これらの点にも留意していきます。

【(図表 3-2) 船員保険被保険者の年齢階層別の推移】



【(図表 3-3) 制度別被保険者の年齢構成の比較】



※船員保険、協会けんぽ 2024（令和 6）年 3 月末現在、健康保険組合 2022（令和 4）年 10 月 1 日現在。

(3) 医療費及び医療給付費等の動向

2023（令和5）年度の医療費総額は約236億円であり、前年度と比べて0.1%減少しました。

このうち、医療給付費は約187億円であり、前年度と比べて0.1%増加しました。その内訳は、現物給付費が約185億円（前年度と比べて0.2%増加）、現金給付費（療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限る）が約3億円（前年度と比べて3.5%減少）でした。

また、その他の現金給付費（傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計）は約33億円であり、前年度と比べて4.7%減少しました。

医療給付費にその他の現金給付費を加えた合計は約220億円であり、前年度と比べて0.6%減少しました。

【(図表 3-4) 医療費と保険給付費【全体】】

(単位：百万円)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
医療費総額	23,849 (▲2.8%)	24,226 (1.6%)	23,049 (▲4.9%)	23,654 (2.6%)	23,589 (▲0.3%)	23,573 (▲0.1%)
加入者1人 当たり(円)	198,652 (▲1.5%)	203,970 (2.7%)	197,546 (▲3.1%)	209,004 (5.8%)	210,582 (0.8%)	214,096 (1.7%)
医療給付費①	18,894 (▲2.9%)	19,265 (2.0%)	18,449 (▲4.2%)	18,879 (2.3%)	18,696 (▲1.0%)	18,723 (0.1%)
加入者1人 当たり(円)	157,381 (▲1.6%)	162,204 (3.1%)	158,121 (▲2.5%)	166,815 (5.5%)	166,897 (0.0%)	170,046 (1.9%)
現物給付費	18,550 (▲3.1%)	18,951 (2.2%)	18,085 (▲4.6%)	18,605 (2.9%)	18,423 (▲1.0%)	18,460 (0.2%)
現金給付費 (注1)	344 (9.2%)	314 (▲8.8%)	364 (15.9%)	274 (▲24.7%)	272 (▲0.8%)	263 (▲3.5%)
その他の現金給付費 (注2)②	2,875 (1.9%)	2,967 (3.2%)	2,894 (▲2.5%)	2,963 (2.4%)	3,421 (15.5%)	3,260 (▲4.7%)
① + ②	21,769 (▲2.3%)	22,233 (2.1%)	21,344 (▲4.0%)	21,842 (2.3%)	22,116 (1.3%)	21,983 (▲0.6%)

注1)「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注2)「その他の現金給付費」は、傷病手当金、休業手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

注3) () 内は、対前年度の増減率です（以下、図表 3-5 から図表 3-11 についても同様）。

医療費のうち、職務外の事由に関する給付、下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付並びに経過的な職務上の事由による給付の内訳は、それぞれ図表 3-5、図表 3-6 並びに図表 3-7 のとおりです。

職務外の事由に関する給付（図表 3-5）のうち、現物給付費は約171億円であり、前年度

と比べて0.2%減少しました。また、加入者1人当たりの現物給付費は156,684円であり、前年度と比べて1.8%増加しました。

【(図表 3-5) 職務外の事由に関する給付】

(単位：百万円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
医療費総額		22,232 (▲2.6%)	22,591 (1.6%)	21,560 (▲4.6%)	22,236 (3.1%)	22,236 (0.0%)	22,166 (▲0.3%)
医療給付費①		17,277 (▲2.7%)	17,631 (2.0%)	16,960 (▲3.8%)	17,462 (3.0%)	17,343 (▲0.7%)	17,316 (▲0.2%)
	現物給付費	16,990 (▲2.7%)	17,338 (2.0%)	16,685 (▲3.8%)	17,216 (3.2%)	17,117 (▲0.6%)	17,091 (▲0.2%)
	加入者1人 当たり(円)	142,204 (▲1.4%)	146,792 (3.2%)	143,801 (▲2.0%)	151,525 (5.4%)	153,980 (1.6%)	156,684 (1.8%)
	現金給付費 (注1)	287 (▲1.7%)	293 (1.9%)	274 (▲6.3%)	247 (▲10.1%)	226 (▲8.5%)	226 (0.0%)
その他の現金給付費 (注2)②		2,550 (1.8%)	2,615 (2.6%)	2,572 (▲1.7%)	2,675 (4.0%)	3,133 (17.1%)	3,005 (▲4.1%)
① + ②		19,827 (▲2.2%)	20,246 (2.1%)	19,532 (▲3.5%)	20,138 (3.1%)	20,475 (1.7%)	20,321 (▲0.8%)

注1) 「現金給付費」は、療養費、高額療養費及び移送費等の医療に係る現金給付費に限っています。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料、出産育児一時金、出産手当金の合計です。

下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付(図表 3-6)のうち、現物給付費は約13億円であり、前年度と比べて6.5%増加しました。また、被保険者1人当たりの現物給付費は23,147円であり、前年度と比べて6.5%増加しました。

【(図表 3-6) 下船後の療養補償及び職務上の事由による上乗せ給付等に関する給付】

(単位：百万円)

		2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
医療費総額		1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.5%)	1,429 (▲8.9%)	1,347 (▲5.8%)	1,296 (▲3.8%)	1,367 (5.5%)
医療給付費①		1,546 (▲3.8%)	1,569 (1.4%)	1,429 (▲8.9%)	1,346 (▲5.8%)	1,296 (▲3.7%)	1,367 (5.5%)
	現物給付費	1,498 (▲5.5%)	1,548 (3.4%)	1,352 (▲12.7%)	1,318 (▲2.5%)	1,249 (▲5.2%)	1,330 (6.5%)
	被保険者1人 当たり(円)	25,485 (▲5.6%)	26,268 (3.1%)	23,153 (▲11.9%)	22,809 (▲1.5%)	21,729 (▲4.7%)	23,147 (6.5%)
	現金給付費 (注1)	49 (112.6%)	21 (▲57.4%)	77 (273.0%)	28 (▲64.4%)	46 (68.9%)	37 (▲20.7%)

その他の現金給付費 (注2)②	172 (8.2%)	173 (0.2%)	163 (▲5.6%)	171 (4.8%)	169 (▲0.9%)	154 (▲9.1%)
--------------------	---------------	---------------	----------------	---------------	----------------	----------------

① + ②	1,719 (▲2.8%)	1,741 (1.3%)	1,592 (▲8.5%)	1,517 (▲4.8%)	1,465 (▲3.4%)	1,521 (3.8%)
-------	------------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	-----------------

注1) 「現金給付費」は、医療に係る現金給付である療養費（一部負担額相当額の支払を含む）に限っています（図表3-7についても同様）。

注2) 「その他の現金給付費」は、休業手当金、行方不明手当金の合計です。

経過的な職務上の事由による給付（図表3-7）のうち、現物給付費は約0.4億円であり、前年度と比べて31.2%減少しました。

【(図表3-7) 経過的な職務上の事由による給付 (注1)】

(単位：百万円)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
医療費総額	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)	39 (▲31.2%)
医療給付費①	71 (▲14.0%)	66 (▲6.8%)	60 (▲9.0%)	71 (18.0%)	57 (▲19.7%)	39 (▲31.2%)
現物給付費	62 (▲23.8%)	65 (4.8%)	48 (▲27.1%)	71 (48.5%)	57 (▲19.6%)	39 (▲31.2%)
現金給付費	8 (2,001.6%)	1 (▲92.5%)	12 (1,872.1%)	0 (▲99.3%)	0 (▲82.1%)	0 (76.9%)

その他の現金給付費 (注2)②	153 (▲3.8%)	179 (17.3%)	159 (▲11.1%)	116 (▲26.9%)	119 (1.8%)	101 (▲14.7%)
--------------------	----------------	----------------	-----------------	-----------------	---------------	-----------------

① + ②	224 (▲7.3%)	245 (9.6%)	219 (▲10.5%)	187 (▲14.5%)	176 (▲6.3%)	140 (▲20.0%)
-------	----------------	---------------	-----------------	-----------------	----------------	-----------------

注1) 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成21）年12月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病手当金や障害年金等の給付であり、2007（平成19）年の法律改正により、改正前の船員保険法の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

注2) 「その他の現金給付費」は、傷病手当金、葬祭料の合計です。

(4) 現金給付費等の動向

i) 職務外の事由による給付

職務外の事由による現金給付費及びその他の現金給付費の支給額等は、図表3-8のとおりであり、高額療養費（償還払い）が約0.8億円（前年度と比べて0.5%減少）、柔道整復施術療養費が約1.1億円（前年度と比べて3.9%増加）、その他の療養費約0.3億円（前年度と比べて7.0%減少）、傷病手当金約25.2億円（前年度と比べて3.1%減少）、出産手当金約0.1億円（前年度と比べて37.8%減少）、出産育児一時金約3.6億円（前年度と比べて9.1%増加）となりました。

【(図表 3-8) 職務外の事由に関する現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職務外の事由による給付	高額療養費	件数	14,066 (▲1.9%)	13,418 (▲4.6%)	13,535 (0.9%)	12,965 (▲4.2%)	12,433 (▲4.1%)	12,485 (0.4%)
		金額	1,508,227 (▲2.5%)	1,601,927 (6.2%)	1,662,142 (3.8%)	1,603,592 (▲3.5%)	1,524,344 (▲4.9%)	1,551,923 (1.8%)
		1件当たり 金額	107,225 (▲0.6%)	119,386 (11.3%)	122,803 (2.9%)	123,686 (0.7%)	122,605 (▲0.9%)	124,303 (1.4%)
	現物給付分	件数	10,675 (▲6.1%)	10,777 (1.0%)	10,560 (▲2.0%)	10,579 (0.2%)	10,342 (▲2.2%)	10,158 (▲1.8%)
		金額	1,395,331 (▲2.9%)	1,493,026 (7.0%)	1,550,235 (3.8%)	1,506,855 (▲2.8%)	1,446,700 (▲4.0%)	1,474,635 (1.9%)
		1件当たり 金額	130,710 (3.4%)	138,538 (6.0%)	146,803 (6.0%)	142,438 (▲3.0%)	139,886 (▲1.8%)	145,170 (3.8%)
	現金給付分 (償還払い)	件数	3,391 (13.8%)	2,641 (▲22.1%)	2,975 (12.6%)	2,386 (▲19.8%)	2,091 (▲12.4%)	2,327 (11.3%)
		金額	112,896 (1.9%)	108,901 (▲3.5%)	111,907 (2.8%)	96,737 (▲13.6%)	77,644 (▲19.7%)	77,288 (▲0.5%)
		1件当たり 金額	33,293 (▲10.4%)	41,235 (23.9%)	37,616 (▲8.8%)	40,544 (7.8%)	37,132 (▲8.4%)	33,214 (▲10.6%)
	療養費	件数	36,360 (▲1.4%)	33,976 (▲6.6%)	30,178 (▲11.2%)	30,799 (2.1%)	29,140 (▲5.4%)	30,233 (3.8%)
		金額	174,008 (▲0.4%)	174,859 (0.5%)	150,537 (▲13.9%)	147,697 (▲1.9%)	144,161 (▲2.4%)	145,732 (1.1%)
		1件当たり 金額	4,786 (0.9%)	5,147 (7.5%)	4,988 (▲3.1%)	4,796 (▲3.9%)	4,947 (3.2%)	4,820 (▲2.6%)
	柔道整復 施術療養費	件数	34,357 (▲1.1%)	31,748 (▲7.6%)	27,968 (▲11.9%)	28,728 (2.7%)	27,191 (▲5.4%)	28,149 (3.5%)
		金額	139,306 (▲0.5%)	129,603 (▲7.0%)	115,107 (▲11.2%)	115,108 (0.0%)	106,659 (▲7.3%)	110,851 (3.9%)
		1件当たり 金額	4,055 (0.7%)	4,082 (0.7%)	4,116 (0.8%)	4,007 (▲2.6%)	3,923 (▲2.1%)	3,938 (0.4%)
	その他の 療養費	件数	2,003 (▲5.3%)	2,228 (11.2%)	2,210 (▲0.8%)	2,071 (▲6.3%)	1,949 (▲5.9%)	2,084 (6.9%)
		金額	34,702 (▲0.3%)	45,256 (30.4%)	35,430 (▲21.7%)	32,590 (▲8.0%)	37,502 (15.1%)	34,881 (▲7.0%)
		1件当たり 金額	17,325 (5.3%)	20,312 (17.2%)	16,032 (▲21.1%)	15,736 (▲1.8%)	19,242 (22.3%)	16,737 (▲13.0%)
	傷病手当金	件数	6,712 (4.6%)	6,819 (1.6%)	6,624 (▲2.9%)	6,920 (4.5%)	9,086 (31.3%)	8,221 (▲9.5%)
		金額	1,988,134 (5.1%)	2,056,403 (3.4%)	2,018,654 (▲1.8%)	2,171,518 (7.6%)	2,606,223 (20.0%)	2,524,696 (▲3.1%)
		1件当たり 金額	296,206 (0.5%)	301,570 (1.8%)	304,749 (1.1%)	313,803 (3.0%)	286,839 (▲8.6%)	307,103 (7.1%)
	出産手当金	件数	40 (207.7%)	29 (▲27.5%)	48 (65.5%)	36 (▲25.0%)	33 (▲8.3%)	36 (9.1%)
		金額	13,970 (24.2%)	12,668 (▲9.3%)	23,267 (83.7%)	13,180 (▲43.4%)	18,845 (43.0%)	11,729 (▲37.8%)
	出産育児一時金	件数	975 (▲4.7%)	959 (▲1.6%)	891 (▲7.1%)	801 (▲10.1%)	780 (▲2.6%)	728 (▲6.7%)
		金額	408,856 (▲4.6%)	401,136 (▲1.9%)	373,884 (▲6.8%)	336,096 (▲10.1%)	327,456 (▲2.6%)	357,104 (9.1%)

ii) 職務上の事由による上乗せ給付・独自給付及び経過的な職務上の事由による給付

職務上の事由による上乗せ給付・独自給付¹及び経過的な職務上の事由による給付²の支給額等は、図表 3-9 のとおりであり、休業手当金約 1.5 億円（前年度と比べて 9.0%減少）、行方不明手当金約 190 万円（前年度と比べて 21.2%減少）、傷病手当金約 0.9 億円（前年度と比べて 15.2%減少）となりました。

【(図表 3-9) 職務上の事由による現金給付費等】

(単位：件、千円、1 件当たり金額：円)

			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
上乗せ給付・独自給付 職務上の事由による	休業手当金	件数	952 (4.2%)	934 (▲1.9%)	919 (▲1.6%)	999 (8.7%)	1,214 (21.5%)	985 (▲18.9%)
		金額	165,602 (4.0%)	168,507 (1.8%)	161,656 (▲4.1%)	166,984 (3.3%)	167,022 (0.0%)	152,066 (▲9.0%)
		1件当たり金額	173,951 (▲0.1%)	180,414 (3.7%)	175,904 (▲2.5%)	167,151 (▲5.0%)	137,580 (▲17.7%)	154,382 (12.2%)
	行方不明手当金	件数	7 (▲41.7%)	1 (▲85.7%)	4 (300.0%)	4 (0.0%)	4 (0.0%)	3 (▲25.0%)
		金額	6,753 (▲39.2%)	4,262 (▲36.9%)	1,469 (▲65.5%)	3,952 (169.1%)	2,403 (▲39.2%)	1,894 (▲21.2%)
		1件当たり金額	964,646 (4.3%)	4,262,360 (341.9%)	367,190 (▲91.4%)	988,078 (169.1%)	600,818 (▲39.2%)	631,282 (5.1%)
経過的な職務上の事由による給付	傷病手当金	件数	283 (▲4.1%)	271 (▲4.2%)	295 (8.9%)	225 (▲23.7%)	214 (▲4.9%)	205 (▲4.2%)
		金額	148,781 (▲1.8%)	160,274 (7.7%)	151,117 (▲5.7%)	102,726 (▲32.0%)	111,663 (8.7%)	94,728 (▲15.2%)
		1件当たり金額	525,728 (2.4%)	591,416 (12.5%)	512,263 (▲13.4%)	456,559 (▲10.9%)	521,789 (14.3%)	462,087 (▲11.4%)

注) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019（令和元）年度に約 7,219 千円、2020（令和 2）年度に約 106 千円の支払いを行いました。

(5) 年金給付費の動向

2023（令和 5）年度の年金給付費は図表 3-10 のとおり約 37 億円であり、前年度と比べて 0.2%減少しました。受給権者数は 1,930 人であり、前年度と比べて 2.4%減少しました。

内訳は、障害年金・遺族年金約 0.7 億円（2023 年度末の受給権者数 58 人）、障害手当金・遺族一時金約 0.4 億円（89 件）、経過的な職務上の事由による障害年金・遺族年金約 35.9 億円（2023 年度末の受給権者数 1,872 人）、経過的な職務上の事由による障害手当金・遺族一時金約 0.2 億円（2 件）でした。

¹ 「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成 19）年の法律改正により、2010（平成 22）年 1 月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、休業手当金が該当します。また、「独自給付」とは、労災保険にはない船員保険独自の給付であり、行方不明手当金等が該当します。

² 「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成 21）年 12 月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする傷病手当金であり、2007 年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として経過的に協会から支給するものです。

【(図表 3-10) 年金給付費と受給権者数】

(年金給付費：百万円、受給権者数：人)

	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
年金給付費 (注 1)	4,025 (▲0.7%)	3,961 (▲1.6%)	3,929 (▲0.8%)	3,836 (▲2.4%)	3,724 (▲2.9%)	3,718 (▲0.2%)
受給権者数 (注 2)	2,157 (▲1.6%)	2,093 (▲3.0%)	2,048 (▲2.2%)	2,014 (▲1.7%)	1,977 (▲1.8%)	1,930 (▲2.4%)

注 1) 年金給付費は、障害手当金、遺族一時金等の各種一時金を含めています。

注 2) 受給権者数は、各年度末における障害年金及び遺族年金の受給権者の合計です。

注 3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019 (令和元) 年度に約 288 百万円、2020 年度に約 2 百万円、2021 年度に約 10 万円、2022 年度に約 6 万円の支払いを行いました。

【(図表 3-11) 年金給付費の内訳】

(単位：件、千円、受給権者：人)

			2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
職務上の事由による上乗せ給付（注1）	障害年金	受給権者	14 (7.7%)	14 (0.0%)	19 (35.7%)	19 (0.0%)	22 (15.8%)	21 (▲4.5%)
		金額	11,573 (▲26.3%)	12,417 (7.3%)	14,545 (17.1%)	21,028 (44.6%)	17,773 (▲15.5%)	17,872 (0.6%)
	遺族年金	受給権者	25 (13.6%)	26 (4.0%)	28 (7.7%)	28 (0.0%)	35 (25.0%)	37 (5.7%)
		金額	24,651 (▲10.0%)	31,871 (29.3%)	30,530 (▲4.2%)	37,686 (23.4%)	36,232 (▲3.9%)	48,004 (32.5%)
	障害手当金	件数	85 (▲8.6%)	101 (18.8%)	85 (▲15.8%)	86 (1.2%)	81 (▲5.8%)	84 (3.7%)
		金額	44,332 (0.5%)	44,444 (0.3%)	45,873 (3.2%)	45,501 (▲0.8%)	36,873 (▲19.0%)	36,873 (0.0%)
	遺族一時金	件数	1 (▲83.3%)	5 (400.0%)	12 (140.0%)	2 (▲83.3%)	7 (250.0%)	5 (▲28.6%)
		金額	1,431 (▲83.9%)	3,699 (158.5%)	7,217 (95.1%)	1,045 (▲85.5%)	5,913 (465.7%)	3,726 (▲37.0%)
	その他の一時金	件数	2 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	2 (-)	0 (▲100.0%)
		金額	607 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)	0 (-)	8,713 (-)	0 (▲100.0%)
経過的な職務上の事由による上乗せ給付（注2）	障害年金	受給権者	451 (▲2.8%)	428 (▲5.1%)	414 (▲3.3%)	402 (▲2.9%)	379 (▲5.7%)	362 (▲4.5%)
		金額	793,092 (▲1.9%)	779,477 (▲1.7%)	765,050 (▲1.9%)	726,993 (▲5.0%)	687,769 (▲5.4%)	649,782 (▲5.5%)
	遺族年金	受給権者	1,667 (▲1.6%)	1,625 (▲2.5%)	1,587 (▲2.3%)	1,565 (▲1.4%)	1,541 (▲1.5%)	1,510 (▲2.0%)
		金額	3,094,458 (▲0.8%)	3,078,939 (▲0.5%)	3,027,489 (▲1.7%)	2,965,194 (▲2.1%)	2,931,130 (▲1.1%)	2,935,406 (0.1%)
	障害手当金	件数	3 (200.0%)	1 (▲66.7%)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)
		金額	10,797 (23.9%)	2,668 (▲75.3%)	0 (▲100.0%)	5,963 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)
	遺族一時金	件数	3 (-)	0 (▲100.0%)	2 (-)	2 (0.0%)	0 (▲100.0%)	2 (-)
		金額	44,377 (-)	0 (▲100.0%)	37,814 (-)	20,750 (▲45.1%)	0 (▲100.0%)	18,443 (-)
	その他の一時金	件数	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	1 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)
		金額	0 (▲100.0%)	7,607 (-)	0 (▲100.0%)	11,922 (-)	0 (▲100.0%)	0 (-)

注1)「職務上の事由による上乗せ給付」とは、2007（平成19）年の法律改正により、2010（平成22）年1月以降、職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする給付（労災保険相当分）が労災保険に統合されたことに伴い、改正前の船員保険の給付水準と実質的同等性が確保されるよう、労災保険の給付に上乗せして支給するものであり、障害年金や遺族年金等が該当します。

注2)「経過的な職務上の事由による給付」とは、2009（平成21）年12月以前に発生した職務上の事由又は通勤による傷病を支給事由とする障害年金や遺族年金等であり、2007年の法律改正により、改正前の船員保険の規定に基づく給付として、経過的に協会から支給するものです。

注3) この他に毎月勤労統計調査に伴う追加給付として、2019年度に約288百万円、2020年度に約2百万円、2021年度に約10万円、2022年度に約6万円の支払いを行いました。なお、2023年度の支払いはありませんでした。

第4章 事業運営、活動の概況

1. 基盤的保険者機能

(1) 正確かつ迅速な業務の実施

i) 職務外給付の速やかな支払い

職務外給付の支払いまでに要する日数について、サービススタンダード（所要日数の目標）を設けています。

職務外給付のサービススタンダードについては、申請書の受付から振り込みまでの期間を10営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は6.21日でした。

ii) 保険証の速やかな交付

保険証発行のサービススタンダードについては、船員保険部に必要な情報が届いてから送付までの期間を3営業日以内としています。年度を通じた達成率は100%であり、平均所要日数は2.00日でした。

iii) 職務上の事由による休業手当金等に関する適切な審査の実施

職務上の事由による休業手当金及び年金給付等の審査に当たっては、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、労災保険の支給状況のデータ提供を受けているところですが、支給されていない期間が一部存在する場合や保険給付費と賃金の調整が行われている場合などは当該データから読み取れません。そこで、適切な保険給付を行うため、このようなケースについては、労働基準監督署への照会を行いました。2023（令和5）年度については、休業手当金123件、障害・遺族の年金給付等について49件の照会を行い、新たに支給を決定した件数は休業手当金が984件、障害・遺族等が93件でした。

(2) 適正な保険給付の確保

i) 柔道整復施術療養費の照会業務の実施

多部位かつ頻回の施術が行われている申請や、1年以上の長期受診となっている申請について、対象の加入者に文書による照会を行いました。

2023（令和5）年度は、多部位かつ頻回の施術の傾向を分析し、文書照会の対象とする部位数や日数を見直しながら803件の照会を行い、2024（令和6）年3月末時点で394件の回答があり、回答率は49.1%でした。

また、文書照会の対象者には柔道整復師へのかかり方をマンガ形式で説明したチラシを配付する等、分かりやすい広報を行い適正受診の促進に努めました。

このような取組を行いました。柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月10日以上施術の申請割合は、2022（令和4）年度を0.18%ポイント上回る1.89%となり、KPI（1.71%以下）を達成できませんでした。

なお、申請総件数は29,080件で2022年度と比べて1,112件増加し、支払総額は約111百

万円で 2022 年度と比べて約 4 百万円増加しました。

ii) 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化

職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、適用（制度への加入や報酬等）に関して不正が疑われる案件については、選定基準を設けて日本年金機構への照会や船舶所有者への立入調査を行うこととしていますが、2023 年度においては調査を必要とする申請はありませんでした。

(3) 効果的なレセプト点検の推進

i) 外部委託による効果的なレセプト点検の推進

協会は、レセプトの審査を社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に委託して実施しており、支払基金による審査の後、船員保険部において内容点検³・資格点検⁴・外傷点検⁵を行っています。

船員保険部が行うレセプト点検のうち、内容点検については外部事業者に委託して実施しています。2023（令和 5）年度についても外部事業者が内容点検査定額⁶向上に積極的に取り組むよう査定率⁷に応じた委託費を支払う契約としました。また、点検に当たっては外部事業者と協議を行い、両者が合意した内容点検査定額を目標額として設定し、計画的に点検を行うよう取組を行いました。目標を達成しなかった月については外部事業者へ状況をヒアリングし、内容点検査定額が向上するよう点検方法を工夫しました。

このような取組の結果、船員保険部による内容点検査定額（図表 4-1 参照）は、2023 年度は 2022（令和 4）年度を約 528 万円上回る約 2,077 万円、査定率は 0.111%（2022 年度より 0.029%ポイント増）、被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額⁸は 226.8 円（2022 年度は 176.3 円）と K P I（159 円以上）を大きく上回りました。

なお、2023 年度の委託費用は約 773 万円（2022 年度より約 239 万円増）であり、内容点検査定額から委託費用を差し引いた内容点検効果額は、約 1,304 万円でした。

このほか、資格点検については、資格喪失後受診の疑いのあるレセプトの照会等を 276 件、外傷点検については、対象者へ負傷原因の照会を 748 件行いました。

【(図表 4-1) 加入者全体の内容点検査定額（医療費ベース）】

【単位：百万円】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2022 年度比
加入者全体の内容点検査定額	8	12	12	15	21	5
診療報酬請求金額	19,460	18,363	19,020	18,890	18,745	▲146
請求金額に対する査定額割合	0.043%	0.064%	0.061%	0.082%	0.111%	0.029%

※ 端数整理のため、計数が一致しない場合があります。

³ 内容点検とは、請求内容等を確認する点検であり、単月点検、突合点検、縦覧点検があります。

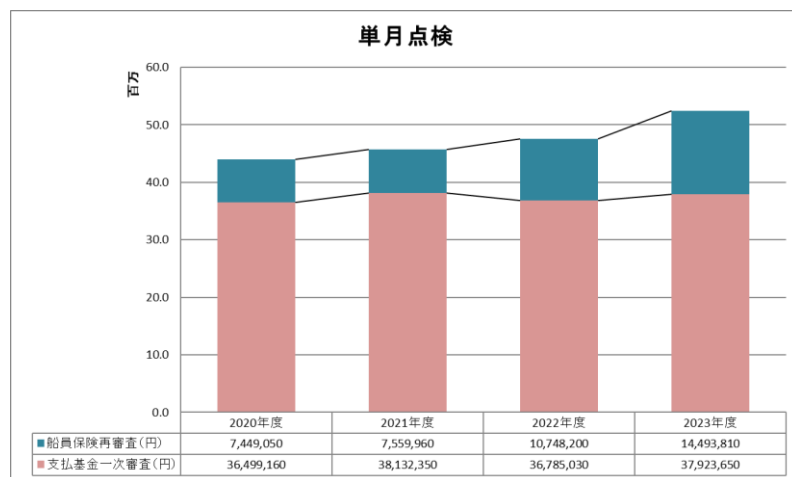
⁴ 資格点検とは、加入者の受診時点での受給資格の有無を確認する点検です。

⁵ 外傷点検とは、保険診療の対象となった傷病（外傷）の負傷原因を確認する点検です。

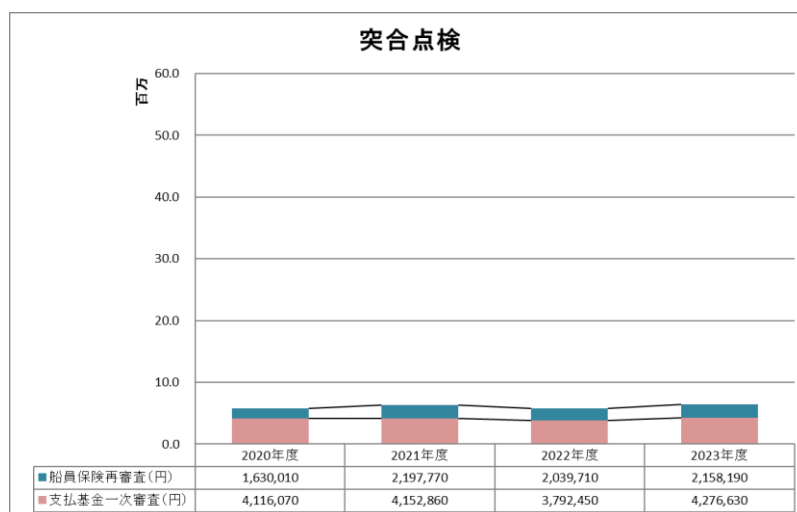
⁶ 内容点検査定額とは、船員保険部のレセプト点検を経て支払基金へ再審査請求が行われたレセプトのうち、支払基金での査定が確定した金額を集計したものであり、支払基金における一次審査分は含みません。

⁷ 査定率は、査定額÷船員保険の医療費総額により算出しています。

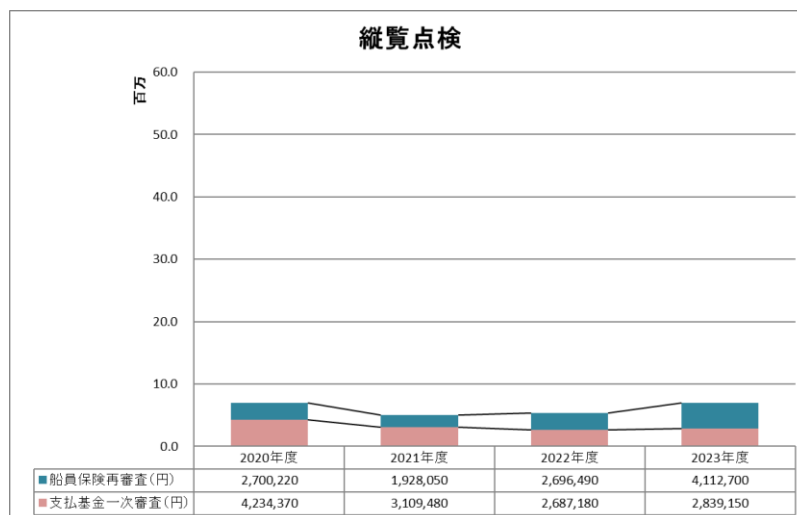
⁸ 内容点検効果額は、「内容点検査定額-外部委託費用」により算出しています。



※単月点検：診療行為（検査・処置・手術等）にかかる費用や指導料等の算定が算定ルール上適切か等、レセプト1件ごとの請求内容の点検。



※突合点検：傷病名と医薬品の適応が適切か等、調剤レセプトと処方箋を出した医科・歯科レセプトとの整合性の点検。



※縦覧点検：診療内容が算定ルール上過剰なものがないか等、同一患者の複数月にわたるレセプトについての請求内容の点検。

【(図表 4-2) 被保険者1人当たりの点検査定額】

【単位：円】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
内容点検	142	203	203	274	365
資格点検	4,441	4,951	4,881	4,410	5,024
外傷点検	631	350	449	780	764

ii) 支払基金改革の進捗を踏まえたレセプト内容点検委託の検討

支払基金では2021（令和3）年9月審査分からAIによるレセプトの振り分けを始めていますが、支払基金の審査において振り分けられた、「判断の明らかなレセプト⁹」「目視対象レセプト¹⁰」「目視対象外レセプト¹¹」別に再審査請求結果を分析したところ、「目視対象外レセプト」についても査定につながる事例があることがわかっています。そのため、「目視対象レセプト」の点検のみならず、「目視対象外レセプト」に関しても支払基金がチェックできていない事例を把握し重点的に点検する等、より効率的なものとなるよう検討してきました。

今後は、再審査請求における「原審どおり（支払基金の審査どおり）」の割合を減少させるため、精度の高いレセプト点検についても、検討を行っていきます。

(4) 返納金債権の発生防止の取組の強化

i) 保険証回収の強化

資格喪失後の受診を発生させないよう、無効となった保険証の早期かつ確実な回収を図るため、被保険者や被扶養者の資格を喪失した際は保険証を返却されていない方に対して、資格喪失日以降2週間以内に返納催告を行いました。また、保険証回収の重要性について、船員保険通信や関係団体の機関誌、ホームページ等を通じて周知しました。

このような取組を行いましたが、2023（令和5）年度中に資格喪失した方の資格喪失後1か月以内の保険証回収率は87.1%と、KPI（同回収率89.0%以上）を達成できませんでした。

保険証の返納催告は、日本年金機構においても資格喪失処理日の2週間以内に船舶所有者に対して実施していますが、資格喪失届の受付窓口が日本年金機構であることから、引き続き連携を図りながら、早期回収に努めていきます。

ii) 被扶養者資格の再確認

被扶養者の資格喪失の届出が提出されていない場合、資格がない方に対しても保険給付が行われるおそれがあるため、3,125の船舶所有者に対し、被扶養者資格の再確認を実施しました。2023年度はマイナンバーの誤登録問題に配慮し、2020年度より実施してきたマイナンバーを活用した収入状況等の事前確認を行わず、対象者を拡大して実施しました（対象者数：25,767人）。

船舶所有者あてに送付する再確認対象者のリスト及びパンフレットについては、確認方法や記入漏れの多い箇所を明確に記載し、船舶所有者の事務負担を軽減することで提出促進を図りました。また、コールセンターを設置することで、船舶所有者からの問い合わせに対する速やかな回答を行うこととし、提出期限までに確認書の提出がない船舶所有者に対しては、外部委託事業者による電話勧奨を実施しました。

このような取組を行いましたが、提出率は92.0%となり、KPI（船舶所有者からの確認書の提出の過去3年度の平均値93.1%以上）を達成できませんでしたが、未提出の船舶所有者に対しては翌年度も引き続き提出を促していきます。

⁹ 「判断の明らかなレセプト」とは、医学的判断を必要としない基本診療料等（再診料と処方箋料だけで構成等）の組合せからなるレセプトのことです。

¹⁰ 「目視対象レセプト」とは、入院レセプト、コンピュータチェックにより抽出されたレセプト、支払基金AIにより目視対象として振り分けられたレセプト等のことです。

¹¹ 「目視対象外レセプト」とは、支払基金AIにより振り分けられ人の目を経ずに審査が終了するレセプトのことです。

なお、この被扶養者資格の再確認により船舶所有者の事務担当者が改めて対象者の収入額を確認する契機となり、被扶養者の資格を満たさないと判明した被扶養者数は1,952人となりました。

これにより、図表3-4の加入者1人当たりの医療給付費をもとに計算した場合、年間約332百万円の無資格受診等が発生するリスクを未然に防止することができました。

(5) 債権回収業務の推進

船員保険部では、債権として発生した資格喪失後に保険証を利用した医療費や、交通事故による損害賠償金の保険者負担分等の回収業務を実施しています。債権回収業務の推進にあたり、回収までの期間が長期化するほど回収率は低下する傾向にあることから、発生から6ヶ月以内の早期回収を目的として、2023（令和5）年度は、納付書が見過ごされないよう、債権回収用として色・大きさの異なる2種類（オレンジ色・定形外又は赤色・長3）の封筒を活用しました。オレンジ色の封筒は、債権額が1万円以上の債権又は2023年度に発生した債権の催告に、赤色の封筒は、2022（令和4）年度以前に発生した債権の催告に活用しました。

また、10万円以上の債権や分割納付の支払いが中断している債権は、文書での催告に加え、電話による催告を実施しました。加えて、特に高額な債権4件に対して裁判所を通じた法的手続き（支払督促）を実施しました（債権総額16,610,139円）。

このような取組を行った結果、現年度に発生した債権の回収率は87.6%となり、KPI（前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値（77.1%）以上）を達成しました。

一方、過年度に発生した債権の回収率は13.7%となり、KPI（前年度と過去3年度の平均実績のいずれか高い値（16.0%）以上）を達成できませんでした。その主な原因は、2022年度に発生した債権で1,000万円を超えるものがあり、2023年度中に回収ができなかったためです。この債権については、2023年度に法的手続きを裁判所に行いました。

過去に発生した債権については、債務者の住所が不明となっているケースがあり、高額債務者については住民票請求により転居先の住所を確認しつつ、催告を実施しています。今後も法的手続きを実施する等、協会の債権管理・回収業務をより効果的に実施していきます。

【(図表 4-3) 債権の内訳】

【単位：百万円】

		2020年度末		2021年度末		2022年度末		2023年度末	
		金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4	金額	収納率※4
現年度	調定	68	83.4%	75	80.3%	104	67.5%	96	87.6%
	収納額等	56		60		70		84	
	収納額	56		60		70		81	
	欠損額※3	0		0		0		3	
	残額	11		15		34		11	
過年度 ※1	調定	85	12.8%	77	9.0%	75	16.0%	92	13.7%
	収納額等	19		15		13		15	
	収納額	10		6		12		12	
	欠損額※3	9		9		2		2	
	残額	66		62		62		77	
承継 ※2	調定	58	2.1%	50	1.8%	50	1.8%	49	1.8%
	収納額等	7		1		1		2	
	収納額	1		1		1		1	
	欠損額※3	6		0		0		1	
	残額	50		50		49		46	
合計	調定	210		202		229		237	
	収納額等	82		76		85		102	
	収納額	67		67		83		95	
	欠損額※3	15		9		2		7	
	残額	128		126		144		136	

※1「過年度」は、前年度以前に調定された債権のうち、前年度末までに収納されず、債権残額が当年度に繰越された債権です。
 ※2「承継」は、2010(平成22)年1月の全国健康保険協会船員保険部発足時に、社会保険庁から引き継いだ債権です。
 ※3「欠損」は、債務者の破産や不在等を理由に、全国健康保険協会債権管理規程に従い償却した債権です。
 ※4収納率は、収納額÷(調定額－欠損額)により算出しています。

(6) 制度の利用促進

i) 高額療養費の申請勧奨

高額療養費は、医療機関窓口での自己負担額が高額となった場合、申請により、一定額を超えた額について後日お支払いする制度です。

船員保険部では、申請漏れを防止するため、必要事項を記載した高額療養費支給申請書を送付する取組（ターンアラウンド通知）を行っています。2023（令和5）年度は、合計で1,744件送付し、ターンアラウンド通知後に申請がない被保険者に対して再度文書による提出勧奨を行いました。

このような取組の結果、2024（令和6）年3月末時点で1,466件の提出があり、提出率は2022（令和4）年度より2.6%ポイント高い84.1%となりKPI（高額療養費の勧奨に占める申請割合81.5%以上）を達成しました。

ii) 限度額適用認定証の利用促進

オンライン資格確認に対応している医療機関等以外の窓口での支払い額が自己負担限度額を超える場合は、限度額適用認定証を保険証と併せて医療機関等の窓口に掲示することにより、自己負担限度額までの負担となります。

限度額適用認定証の利用を促進するため、ホームページやメールマガジンによる広報を行ったほか、関係団体の機関誌等に制度案内のチラシを掲載していただきました。

また、限度額適用認定申請書や制度案内のチラシ等を医療機関の窓口を設置していただく取組については、2024年3月末現在116医療機関の窓口を設置していただいています（図表4-4参照）。医療機関に設置した申請書を使用した申請は2023年度の累計で74件（2022年度は214件）でした。

今後は、マイナ保険証の利用により限度額適用認定証の申請が不要となることを周知し、加入者の利便性を向上させていく必要があると考えています。

【(図表 4-4) 限度額適用認定申請書設置医療機関】

都道府県名	医療機関名	所在地	受付窓口
北海道	函館五稜郭病院	函館市五稜郭町38番3号	医療相談課
	社会福祉法人北海道社会事業協会小樽病院	小樽市住ノ江1-6-15	入退院支援窓口
	市立稚内病院	稚内市中央4-11-6	
	釧路赤十字病院	釧路市新栄町21番14号	
	函館中央病院	函館市本町33-2	
	市立釧路総合病院	釧路市春湖台1-12	
青森県	八戸市立市民病院	八戸市田向3-1-1	入退院受付
	青森労災病院	八戸市白銀町南ヶ丘1	
	八戸赤十字病院	八戸市田面木字中明戸2	
岩手県	岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越10-1	
	独立行政法人国立病院機構盛岡医療センター	盛岡市青山1-25-1	
	岩手県立久慈病院	久慈市旭町第10地割1番	
	岩手県立釜石病院	釜石市甲子町第10地割483-6	
宮城県	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢8番2	入院説明室
	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下71番地	
	東北大学病院	仙台市青葉区星陵町1-1	入退院センター 外来受付窓口
福島県	いわき市医療センター	いわき市内郷御殿町久世原16	患者サポートセンター
千葉県	国保直営総合病院 君津中央病院	木更津市桜井1010	
神奈川県	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	入院窓口
石川県	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1-1	
	社会医療法人財団董仙会 恵寿総合病院	七尾市富岡町94	
福井県	独立行政法人国立病院機構あわら病院	あわら市北湯238-1	
	福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	患者総合支援センター
三重県	伊勢赤十字病院	伊勢市船江一丁目471番2	患者支援センター
鳥取県	鳥取県済生会 境港総合病院	境港市米川町44	
	隠岐広域連立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	
	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	医療サービス課 入退院管理センター
山口県	山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	総合受付
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	
	都志見病院	萩市大字江向413-1	
徳島県	徳島赤十字病院	小松島市小松島町字井利ノ口103	入院総合案内
香川県	高松赤十字病院	高松市番町4-1-3	医事課 入院係
愛媛県	独立行政法人国立病院機構愛媛医療センター	東温市横河原366	
	松山赤十字病院	松山市文京町1	入院管理室
	市立宇和島病院	宇和島市御殿町1-1	
	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡愛南町城辺甲2433-1	
高知県	高知県立幡多けんみん病院	宿毛市山奈町芳奈3-1	
	高知大学医学部附属病院	南国市岡豊町小連185-1	入退院支援センター
	独立行政法人国立病院機構高知病院	高知市朝倉西町1-2-25	
佐賀県	唐津赤十字病院	唐津市和多田2430	1階入院窓口
長崎県	佐世保市総合医療センター	佐世保市平瀬町9番地3	
	長崎労災病院	佐世保市瀬戸越2-12-5	
	長崎みなとメディカルセンター	長崎市新地町6-39	1F 総合受付
	長崎県上五島病院	南松浦郡新上五島町青方郷1549-11	
	諫早総合病院	諫早市永昌東町24-1	入院受付(6番窓口)
	国家公務員共済組合連合会 佐世保共済病院	佐世保市島地町10-17	入院受付窓口
	長崎県五島中央病院	五島市吉久木町205	医療情報 医事係
	長崎県対馬病院	対馬市美津島町鶏知乙1168-7	1F 受付窓口
熊本県	社会福祉法人恩賜財団 済生会熊本病院	熊本市南区近見5-3-1	101入退院支援窓口、103お支払相談受付
	天草地域医療センター	天草市亀場町食場854-1	
	熊本大学病院	熊本市中央区本荘1-1-1	10番 入院受付窓口
	済生会みすみ病院	宇城市三角町波多775-1	
大分県	大分中村病院	大分市大手町3-2-43	1F受付窓口
	津久見市医師会立 津久見中央病院	津久見市大字千怒6011	
	大分大学医学部附属病院	由布市狭間町医大ヶ丘1-1	入院受付
宮崎県	宮崎県立延岡病院	延岡市新小路2-1-10	
	宮崎県立日南病院	日南市木山1-9-5	医療連携科 患者相談窓口
	宮崎県済生会日向病院	東臼杵郡門川町南町4-128	
鹿児島県	独立行政法人国立病院機構指宿医療センター	指宿市十二町4145番地	入院窓口
	公益社団法人 いまきいれ総合病院	鹿児島市高麗町43-25	
	鹿児島厚生連病院	鹿児島市与次郎1-13-1	
	医療法人厚生会小原病院	枕崎市折口町109	医事課
	鹿児島大学病院	鹿児島市桜ヶ丘8-35-1	入院支援室

※公表について、了解を得られている医療機関のみ掲載しています。

iii) 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨

休業手当金、障害年金、遺族年金等の職務上上乗せ給付については、その円滑な支給を行うため、厚生労働省から、毎月、支給に必要な労災保険給付の受給者情報の提供を受け、当該情報を活用し、支給の決定及び未申請者に対する申請勧奨を行いました。

また、これらの給付に併せて支給される休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金及び経過的特別支給金についても同様に申請勧奨を行いました。

2023 年度からは新たに休業特別支給金の再勧奨を行いました。休業特別支給金は、休業手当金の上乗せ給付として、休業手当金の支給決定通知と合わせて申請勧奨を行っており、比較的高い提出率であるため再勧奨を実施していませんでしたが、申請書が提出されていないケースが見受けられるため、未提出者に対して再勧奨を行ったことにより、全ての種類の給付における再勧奨の実施に至りました。なお、休業特別支給金は再勧奨を実施したことにより 2023 年度の申請割合が 92% となり、前年度に比べて 7% ポイント向上しました。

このような取組を行った結果、職務上の上乗せ給付等全体の申請割合は、2022 年度を 0.5% ポイント上回る 84.7% となり、K P I（職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合 84.2% 以上）を達成しました。

【(図表 4-5) 上乗せ給付等の申請勧奨】

【単位:件】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
休業手当金	238	215	171	211	249
障害年金等	105	99	89	86	88
遺族年金等	9	12	9	8	8
休業特別支給金	307	355	350	414	292
障害特別支給金	26	39	38	49	19
遺族特別支給金	4	14	6	4	5
経過的特別支給金（障害）	44	46	37	27	20
経過的特別支給金（遺族）	5	16	5	3	6

【(図表 4-6) 特別支給金の内訳】

【単位:件、百万円】

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
休業特別支給金	件数	478	586	540	571	501
	金額	64	92	89	63	68
障害特別支給金	件数	111	133	150	175	150
	金額	35	44	27	37	27
遺族特別支給金	件数	261	286	302	324	333
	金額	18	24	20	20	21
経過的特別支給金（障害）	件数	42	42	33	25	24
	金額	22	39	17	12	9
経過的特別支給金（遺族）	件数	4	15	6	3	6
	金額	12	24	14	7	11

注 1) 「休業特別支給金、障害特別支給金及び遺族特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、労災保険の休業補償給付、障害補償年金及び遺族補償年金等の算定における給付基礎月額を月額換算した額が船員保険の標準報酬月額より 1 等級以上低い場合等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

注2)「経過的特別支給金」は、労災保険の給付を補完するため、障害補償年金や遺族補償年金等の労災保険の給付を受けられる方で災害発生前1年間において特別給与（賞与等）が支給されていない等、一定の要件に該当する場合に支給するものです。

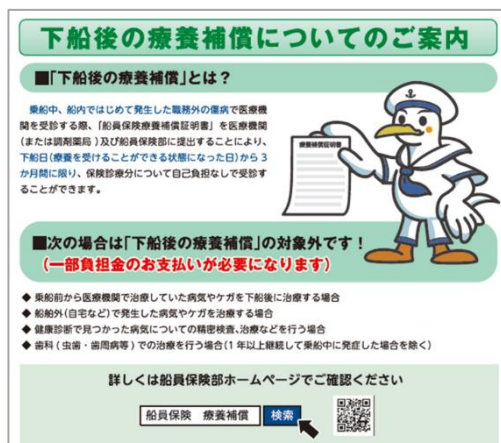
iv) 下船後の療養補償に関する周知

下船後の療養補償は、乗船中に発生した職務外の傷病を対象とした制度ですが、対象外の傷病について利用される方がいます。2023年度に受け付けた申請7,961件中、対象外により不承認とした申請は97件となっています。

また、制度の適正利用について船員保険部で審査するため、船舶所有者が証明した療養補償証明書を医療機関と船員保険部に提出する必要がありますが、船員保険部に証明書を提出していないケースが多く見受けられます。船員保険部に未提出の場合には、被保険者及び船舶所有者への督促等を行うとともに、医療機関には証明書が提出されているか確認を行っています。2023年度は被保険者に727件の督促、船舶所有者に556件の確認、医療機関等に392件の確認を行いました。

療養補償証明書の適正利用について、船員保険通信や関係団体の機関誌等を通じて周知するとともに、ホームページを随時更新し、制度概要及び医療機関担当者向けの案内を掲載し、適正利用の強化を図りました（図表4-7、4-8参照）。

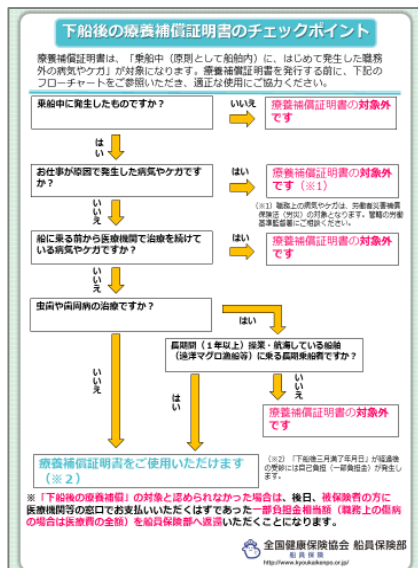
【(図表4-7) 下船後の療養補償に関するリーフレット】



《広報実績》

- 4月 関係団体の機関誌、納入告知書、メールマガジンに記事を掲載
- 9月 「船員保険通信」に記事を掲載
- 3月 「船員保険のご案内」に記事を掲載

【(図表4-8) フローチャートによる下船後の療養補償の適正利用の周知】



(7) 福祉事業の効果的な実施

船員労働の特殊性を踏まえ、無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業、保養事業を実施しました。

i) 無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業の円滑かつ着実な実施

船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施しました。

無線医療助言事業については、独立行政法人地域医療機能推進機構（東京高輪病院及び横浜保土ケ谷中央病院）に委託しています。無線医療助言事業は陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所として、その役割を確実に果たしていくことが必要で、関係者からもニーズが高い事業です。適切な助言を行うためには事業に携わる医師等に海上労働の特殊性について理解を深めていただくことが重要です。そのため、海上労働の特殊性や医療へのアクセスが制限されている船員にとっての当事業の重要性等をまとめた資料を委託先2病院に提供し、院内の研修等で医師等に配付いただいておりますが、今後、更なる研修の充実化を図るため、動画の作成についても検討します。

また、2025（令和7）年10月にOSのサポート終了に伴う更新時期を迎える無線医療支援システムリプレースのため、2023（令和5）年度は調達を行いました。

洋上救急医療援護事業については、引き続き公益社団法人日本水難救済会に委託し、着実に実施しました。

ii) 保養事業の利用促進

保養施設利用補助及び契約保養施設利用補助については、一般財団法人船員保険会等に委託して実施しました。

2023（令和5）年度は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことにより、行動制限がなくなったことから、2022（令和4）年度と比べ宿泊補助の利用者が増加しています。

また、加入者の福利厚生向上及び健康増進を念頭に、後述の「船員の健康づくり宣言」における支援メニューの一つとして船舶所有者への紹介を行いました。

なお、旅行代理店を活用した保養施設利用補助については、2020（令和2）年度に契約したインターネットのみで手続きが行えるサービスが2024（令和6）年3月末日で終了しました。今後については、加入者のニーズに応えるため、利用可能な旅行代理店の拡充に向けて公募を行います。

【(図表 4-9) 福祉事業の実績】

			2021 年度	2022 年度	2023 年度	前年度比
無線医療助言事業（助言数）			599	558	499	▲59
	東京高輪病院		275	360	332	▲28
	横浜保土ヶ谷中央病院		324	198	167	▲31
洋上救急医療援護事業		出動件数	9	14	19	5
保 養 事 業	保養施設利用補助	利用宿泊数	10,046	9,916	9,445	▲471
		入浴利用数	12,384	12,805	11,911	▲894
	契約保養施設利用補助	利用宿泊数	1,806	1,666	1,779	113
	旅行代理店を活用した保養施設利用補助	利用者数	886	1,297	1,889	592
		利用宿泊数	1,183	1,749	2,715	966

(8) サービス向上のための取組

加入者のご意見を適切に把握しサービスの改善や向上に活かすため、疾病任意継続に加入した方、傷病手当金の支給を受けた方、高額療養費の支給を受けた方、限度額適用認定証の交付を受けた方、旅行代理店を活用して保養施設利用補助を受けた方を対象として、お客様満足度調査アンケートを実施しました。

アンケートは、はがき又はインターネットのいずれかから回答いただき、アンケートを通じて加入者に確認する内容は、船員保険部の対応に対する満足度（0～5点）及び満足度が満点ではなかった理由等です。アンケートは毎月集計し、その結果に基づき船員保険部の職員で構成するサービス向上委員会において業務改善等について議論しました。

調査対象者全体の満足度は4.56点でK P I（お客様満足度4.55点以上）を達成しました。個別に見ると満足度が最も高かったのは限度額適用認定証の交付を受けた方で4.71点でした。申請書の受付後、迅速に交付する事務処理を徹底し、前年度に引き続き高い満足度を維持しました。2023（令和5）年度よりサービス向上委員会の出席者を管理職以上へ変更し、より船員保険部全体に対するお客様の声等の情報伝達が円滑にできる体制を整えたことで、各職員がサービス向上に向けた意識を今まで以上に持つことにつながり、K P I 達成に寄与したと考えています。

また、加入者からのご意見が業務改善につながった一例としては、疾病任意継続保険料の前納への変更申出書様式に関して、2024（令和6）年3月から加入者からのご意見を踏まえた様式に変更した例があります。

なお、満足度が満点でなかった理由の問いにおいては、電話対応と回答した方が全体の0.3%と低く、不満に感じる方が少ないという結果となりました。船員保険部は加入者が全国各地に点在しており、直接窓口に来られる方が少ないことから、電話対応が満足度に直結しやすい傾向にありますが、各職員が丁寧な対応を心掛けることを徹底し、加入者より好意的な意見を多く頂戴しました。今後とも加入者と直接関わることでできる電話対応の質をより高めていくことで、船員保険部としてのサービス向上につなげていきます。

【(図表 4-10) お客様満足度調査の結果】

	2021 年度	2022 年度	2023 年度
①疾病任意継続に加入した方	4.24 点	4.51 点	4.61 点
②傷病手当金の支給を受けた方	4.53 点	4.51 点	4.44 点
③高額療養費の支給を受けた方	4.43 点	4.45 点	4.68 点
④限度額適用認定証の交付を受けた方	4.64 点	4.76 点	4.70 点
⑤旅行代理店を活用した保養施設利用補助を受けた方	4.25 点	4.37 点	3.69 点

※1 「満足度」とは、船員保険部の対応についての満足度を 0（不満）～5（満足）までの 6 肢から選択した点数の平均値です。

※2 2023 年度の回収率は約 25.4%（送付数 3,490 人、回答数 888 人）でした。

(9) 健全な財政運営の確保

i) 2023（令和 5）年度の決算の状況

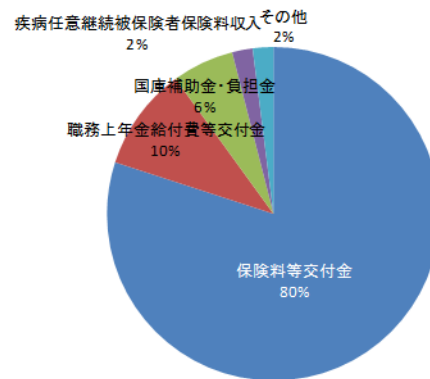
2023 年度の決算は、収入が約 480 億円、支出が約 428 億円であり、収支差は約 53 億円となりました。

収入の主な内訳は、保険料等交付金が約 383 億円、疾病任意継続被保険者保険料が約 9 億円、国庫補助金・負担金が約 31 億円、職務上年金給付費等交付金が約 47 億円であり、この他に被保険者の保険料負担を軽減するための準備金からの取崩し額の約 10 億円等が計上されています。

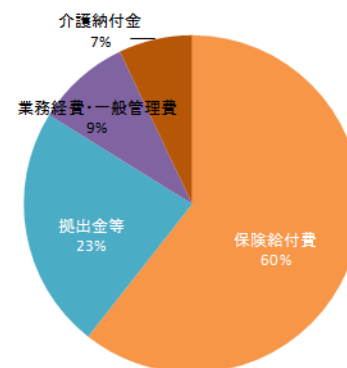
一方、支出の主な内訳は、保険給付費が約 258 億円、後期高齢者支援金等の拠出金等が約 99 億円、介護納付金が約 30 億円、業務経費・一般管理費が約 40 億円となっています。

【(図表 4-11) 2023 年度 船員保険勘定決算の概要】

収入計	480 億円
保険料等交付金	383 億円
疾病任意継続被保険者保険料収入	9 億円
国庫補助金・負担金	31 億円
職務上年金給付費等交付金	47 億円
その他	11 億円



支出計	428 億円
保険給付費	258 億円
拠出金等	99 億円
介護納付金	30 億円
業務経費・一般管理費	40 億円
その他	0 億円



船員保険の財政状況は、近年比較的安定していますが、収支差は年々減少する見込みであり、長期的には単年度赤字となることが想定されることから、引き続き、中長期的な観点から慎重な財政運営を行っていく必要があります（図表 4-13 参照）。

なお、保険料率の算出に用いるため、国の特別会計における収支を合算した部門別の決算のうち、疾病保険部門と災害保健福祉保険部門の決算見込みは以下のとおりです（図表 4-12 参照・船員保険勘定決算との関係は巻末の参考資料を参照）。

【(図表 4-12) 2023 年度 協会会計（船員保険）と国会計との合算ベース決算の概要（見込）】

【疾病保険部門】

(単位:億円)

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
収入	保険料収入	312	304	313	320	338
	国庫補助金等	29	29	29	29	29
	準備金戻入	16	16	16	13	10
	その他	1	1	1	1	1
	計	359	351	359	364	378
支出	保険給付費	204	196	202	205	204
	拠出金等	99	100	100	92	99
	その他	7	7	7	9	8
	計	311	303	309	306	311
収支差		48	48	50	57	67
準備金残高		358	390	424	468	524
(うち被保険者保険料軽減分)		70	54	38	25	14

【災害保健福祉保険部門】

(単位:億円)

		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
収入	保険料収入	34	33	34	34	36
	国庫補助金	0	1	0	0	1
	その他	2	8	1	1	1
	収入計	36	41	35	35	38
支出	保険給付費	19	17	16	15	17
	その他	17	16	17	21	23
	支出計	36	33	33	36	40
収支差		0	8	2	▲1	▲2
準備金残高		188	196	198	197	195

ii) 2024（令和 6）年度保険料率決定までの動き

2023 年 11 月の船員保険協議会において、現行保険料率を据え置いた場合の 2024 年度の収支見込み及び 2025（令和 7）年度～2029（令和 11）年度の中期的収支見通しをお示しし、併せて提出した 2024 年度保険料率の方向性についての事務局案をもとに議論を行いました。

被保険者数、平均標準報酬月額、医療費の動向のほか、中期的収支見通しについては従来型の試算と平均標準報酬月額を厳しく見た試算を作成し提出しました（図表 4-13 参照）。

疾病保険料率¹²、災害保健福祉保険料率¹³の試算結果の概要及び 2024 年度保険料率の方向性は以下の 1)、2) のとおりであり、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに現行

¹² 疾病保険料率は、職務外疾病の保険給付や後期高齢者支援金等に充てるための保険料率であり、船舶所有者と被保険者が折半しています（ただし、被保険者負担分については、被保険者保険料負担軽減措置により 2025（令和 7）年度まで軽減されます）。

¹³ 災害保健福祉保険料率は、職務上疾病・年金の保険給付や保健福祉事業等に充てるための保険料率であり、すべて船舶所有者負担です。

の保険料率を維持するとの方向性について了承されました。

- 1) 疾病保険部門の財政収支及び疾病保険料率について
- いずれの試算においても、保険料収入の伸びの鈍化と高齢者医療にかかる拠出金の増加により、単年度の黒字額は中長期的には年々縮小する見通しとなる。
- さらには医療技術の進歩、高額な新薬の保険適用等による医療費の増加によっても支出が増加する可能性がある。
- 中長期的な観点から、より慎重な財政運営を行うこととし、2024 年度の保険料率は10.10%（据え置き）に設定することとしたい。

【(図表 4-13) 中期的収支見通し（疾病保険分）】

〔従来型の試算〕

(単位:百万円)

区 分		2025年度 (令和7年度)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
収 入	保 険 料 収 入	33,880	34,230	34,324	34,431	34,523
	国 庫 補 助 金	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入	81	81	82	82	82
	準 備 金 戻 入	339	0	0	0	0
	計	37,240	37,251	37,346	37,453	37,546
支 出	保 険 給 付 費	22,177	22,146	22,151	22,193	22,226
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,901	1,890	2,019	2,143	2,294
	後 期 高 齢 者 支 援 金	8,047	8,166	8,348	8,424	8,529
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	831	830	829	828	827
	計	32,957	33,032	33,347	33,588	33,876
単 年 度 収 支 差		4,284	4,219	3,999	3,865	3,670
準 備 金 残 高		57,876	62,095	66,094	69,958	73,628
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		437	437	437	437	437

(注)端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	54,800人 ▲ 0.8%	54,300人 ▲ 0.9%	54,000人 ▲ 0.6%	53,700人 ▲ 0.6%	53,300人 ▲ 0.7%
加 入 者 数 (対前年伸び率)	106,600人 ▲ 1.5%	105,200人 ▲ 1.4%	104,000人 ▲ 1.1%	102,900人 ▲ 1.0%	101,900人 ▲ 1.0%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	456,000円 0.9%	460,000円 0.9%	464,000円 0.9%	468,000円 0.9%	473,000円 0.9%
汽 船 (対前年伸び率)	475,000円 1.1%	480,000円 1.1%	486,000円 1.1%	491,000円 1.1%	496,000円 1.1%
漁 船 (対前年伸び率)	412,000円 ▲ 0.2%	411,000円 ▲ 0.2%	411,000円 ▲ 0.2%	410,000円 ▲ 0.2%	409,000円 ▲ 0.2%
加 入 者 1 人 当 たり 医 療 給 付 費 (対前年伸び率)	172,000円 1.4%	174,000円 1.2%	176,000円 1.1%	178,000円 1.1%	180,000円 1.1%

〔平均標準報酬月額を厳しく見た試算〕

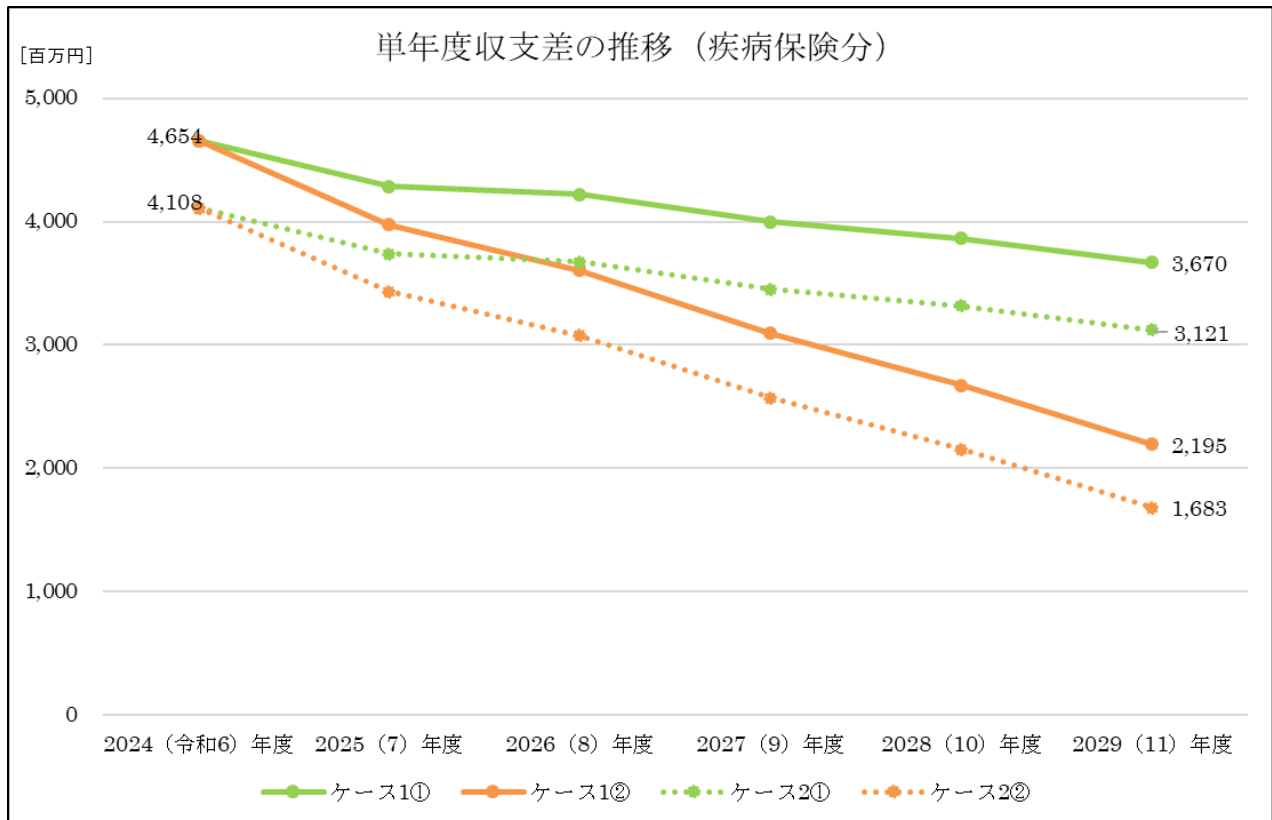
(単位:百万円)

区 分		2025年度 (令和7年度)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
収 入	保 険 料 収 入	33,431	33,332	32,990	32,666	32,336
	国 庫 補 助 等	2,940	2,940	2,940	2,940	2,940
	雑 収 入 等	80	80	79	79	78
	準 備 金 戻 入	334	0	0	0	0
	計	36,785	36,352	36,009	35,685	35,354
支 出	保 険 給 付 費	22,135	22,063	22,027	22,029	22,022
	前 期 高 齢 者 納 付 金	1,901	1,890	2,019	2,143	2,294
	後 期 高 齢 者 支 援 金	7,946	7,962	8,039	8,014	8,016
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	0	0
	そ の 他	831	830	829	828	827
	計	32,813	32,745	32,914	33,014	33,159
単 年 度 収 支 差		3,973	3,607	3,095	2,671	2,195
準 備 金 残 高		57,569	61,176	64,270	66,941	69,136
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		442	442	442	442	442

(注) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

【基礎係数】

平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	450,000円 ▲ 0.5%	448,000円 ▲ 0.5%	446,000円 ▲ 0.4%	444,000円 ▲ 0.4%	442,000円 ▲ 0.4%
汽船 (対前年伸び率)	470,000円 0.0%	470,000円 0.0%	470,000円 0.0%	470,000円 0.0%	470,000円 0.0%
漁船 (対前年伸び率)	402,000円 ▲ 2.6%	392,000円 ▲ 2.6%	382,000円 ▲ 2.6%	372,000円 ▲ 2.6%	362,000円 ▲ 2.6%



(補足事項)

- ケース 1 (①) 過去の傾向が今後も続く想定し、過去 5 年間の実績を基に推計したもの。
- ケース 1 (②) 過去の傾向が 2024 年度は続く想定し、過去 5 年間の実績を基に推計するも、不透明な経済状況等を考慮して中期的 (2025~2029 年) には厳しめに推計したもの。
- ケース 2 (①) 不透明な経済状況等を考慮し 2024 年度は厳しめに推計するも、中期的には経済状況が改善すると想定して過去 5 年間の実績を基に推計したもの。
- ケース 2 (②) 不透明な経済状況等を考慮し、中期的に厳しめに推計したもの。

2) 災害保健福祉保険部門の財政収支及び災害保健福祉保険料率について

現時点では、現行の保険料率を据え置いた場合、2022 年度以降の単年度収支は赤字が見込まれているが、一定の準備金を保有していることから、2024 年度の保険料率は現行と同率の 1.05% としたい。

【(図表 4-14) 中期的収支見通し (災害保健福祉保険分)】

(単位: 百万円)

区 分		2025年度 (令和7年度)	2026 (8)	2027 (9)	2028 (10)	2029 (11)
収 入	保 険 料 収 入	3,563	3,571	3,588	3,605	3,621
	国 庫 補 助 等	8	8	8	8	8
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	39	30	23	18	14
	雑 収 入 等	7	7	7	7	7
	計	3,617	3,616	3,626	3,638	3,650
支 出	保 険 給 付 費	1,462	1,409	1,360	1,316	1,275
	そ の 他	3,248	3,248	3,248	3,248	3,248
	計	4,710	4,657	4,608	4,564	4,523
単 年 度 収 支 差		▲ 1,093	▲ 1,041	▲ 982	▲ 925	▲ 873
準 備 金 残 高		16,235	15,194	14,213	13,287	12,414

(注1) 端数処理のため、計数が整合しない場合がある。

(注2) 船員保険システム刷新の費用が別途中長期的に発生する見込みである。

(基礎係数)

被 保 険 者 数 (対前年伸び率)	56,900人 ▲ 0.6%	56,600人 ▲ 0.5%	56,400人 ▲ 0.3%	56,300人 ▲ 0.2%	56,200人 ▲ 0.2%
平 均 標 準 報 酬 月 額 (対前年伸び率)	452,000円 0.8%	456,000円 0.8%	460,000円 0.8%	464,000円 0.8%	467,000円 0.8%

2023 年 11 月の船員保険協議会での議論及び政府予算案を踏まえ、2024 年度の保険料率案及び収支見込を作成したところ、2024 年度の単年度収支について、疾病保険部門においては約 34 億円の黒字で準備金残高は 527 億円 (図表 4-15 参照)、災害保健福祉保険部門においては約 21 億円の赤字で準備金残高は 171 億円 (図表 4-16 参照) が見込まれる結果となりました。2024 年 1 月の同協議会ではそれらの結果をお示しした上で、疾病保険料率及び災害保健福祉保険料率ともに、現行の保険料率を維持する案について了承されました。

また、被保険者保険料負担軽減措置による控除率については、2025 (令和 7) 年度まで 0.1% ずつ引き下げることであり、被保険者が負担する保険料率は、4.75% (2023 年度) から 4.85% (2024 年度) になります。

【(図表 4-15) 収支見込み (疾病保険分)】

(単位:百万円)

		R4(2022)年度 (決算)	R5(2023)年度 (R5年12月時点での見直し)	R6(2024)年度 (R5年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	31,916	33,114	33,925	●疾病保険料率 10.1% ・被保険者保険料負担軽減分控除後 R4年度9.7% (被保険者負担軽減分0.4%) R5年度9.8% (被保険者負担軽減分0.3%) R6年度9.9% (被保険者負担軽減分0.2%)
	国 庫 補 助 等	2,941	2,944	2,941	
	雑 収 入 等	95	93	88	
	準 備 金 戻 入	1,311	1,013	685	
	計	36,263	37,164	37,638	
支 出	保 険 給 付 費	20,544	22,116	22,361	【R6年度基礎被保険者(見込み)】 被保険者数 55,362人(▲0.4%) 標準報酬月額 456,735円(+1.7%) 加入者一人当たり 170,582円 医療給付費 (+1.8%) ※1:疾病任意継続被保険者を含む。 ※2:()内は対前年度比
	前 期 高 齢 者 納 付 金	2,370	2,518	2,990	
	後 期 高 齢 者 支 援 金	6,852	7,425	7,824	
	退 職 者 給 付 拠 出 金	0	0	0	
	病 床 転 換 支 援 金	0	0	0	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	55	96	186	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	16	23	32	
	そ の 他 業 務 経 費	34	57	40	
	一 般 管 理 費	654	527	696	
	雑 支 出 等	109	116	124	
	計	30,633	32,879	34,254	
単 年 度 収 支 差		5,631	4,286	3,385	
準 備 金 残 高		46,708	49,981	52,681	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分		2,459	1,446	761	
被 保 険 者 保 険 料 負 担 軽 減 分 を 除 く		44,249	48,535	51,920	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. R5・R6年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R6年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

【(図表 4-16) 収支見込み (災害保健福祉保険分)】

(単位:百万円)

		R4(2022)年度 (決算)	R5(2023)年度 (R5年12月時点での見直し)	R6(2024)年度 (R5年12月時点での見込み)	備考
収 入	保 険 料 収 入	3,438	3,536	3,594	●災害保健福祉保険料率:1.05% 【R6年度基礎被保険者(見込み)】 被保険者数 57,308人(▲0.2%) 標準報酬月額 453,529円(+1.6%) ※1:疾病任意継続被保険者、独立行政法人等 被保険者及び後期高齢者医療被保険者を含む。 ※2:()内は対前年度比
	国 庫 補 助	15	121	12	
	福 祉 医 療 機 構 国 庫 納 付 金 等	72	60	65	
	雑 収 入 等	6	8	8	
	計	3,531	3,724	3,678	
支 出	保 険 給 付 費	1,548	1,604	1,550	
	保 険 給 付 等 業 務 経 費	29	44	97	
	レ セ プ ト 業 務 経 費	1	3	3	
	保 健 事 業 経 費	765	1,076	1,172	
	福 祉 事 業 経 費	340	463	570	
	そ の 他 業 務 経 費	18	37	26	
	一 般 管 理 費	892	1,011	2,334	
	雑 支 出 等	9	11	11	
	計	3,602	4,249	5,764	
単 年 度 収 支 差		▲ 72	▲ 525	▲ 2,085	
準 備 金 残 高		19,707	19,182	17,097	

(注) 1. 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。
2. R5・R6年度の業務経費及び一般管理費については暫定値であり、R6年3月の協会予算決定までに必要な見直しを行う。

なお、介護保険料率については、年末に国から示される介護納付金の額を船員保険の介護保険第2号被保険者の総報酬額で除すことにより算出する仕組みとなっています。その結果、2024年度の介護保険料率は1.59%（2023年度より0.1%ポイント減少）に決定しました。

【(図表 4-17) 収支見込み (介護保険分)】

		R4(2022)年度 (決算)	R5(2023)年度 (R5年12月時点での見直し)	R6(2023)年度 (R5年12月時点での見込み)	備考
収入	保険料収入	2,785	3,105	2,919	
	国庫補助等	—	—	—	
	その他	—	—	—	
計		2,785	3,105	2,919	
支出	介護納付金	2,992	3,026	3,034	●介護保険料率: 1.59% 【R6年度 基礎係数】 被保険者数 26,562人(▲1.8%) 平均標準報酬月額 511,274円(+1.6%) ※1: 疾病任意継続被保険者を含んでいる。 ※2: ()内は対前年度比
	雑支出	—	—	—	
	計	2,992	3,026	3,034	
単年度収支差		▲207	79	▲115	
準備金残高		53	131	16	

(参考) 介護保険料率の推移 (単位: %)

年度	R2 (2010)	R3 (2011)	R4 (2012)	R5 (2013)	R6 (2014)	R7 (2015)	R8 (2016)	R9 (2017)	R10 (2018)	R11-R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)
料率	1.47	1.62	1.73	1.63	1.71	1.67	1.68	1.59	1.61	1.61	1.77	1.92	1.54	1.69

(注) 繰越整理のため、計数が整合しない場合がある。

(10) オンライン資格確認の円滑な実施 (マイナ保険証の推進)

オンライン資格確認は、患者が医療機関等を受診する際に保険証又はマイナンバーカードを提示し、医療機関等が社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険中央会が管理するオンライン資格確認等システムへ資格情報（どの保険者に属しているかの情報）の照会を行い、資格確認を行う国全体の仕組みです。医療機関・薬局においては、原則として 2023（令和 5）年 4 月からの導入を義務付けられており、2024 年 3 月 31 日時点の運用開始施設数は 208,620 施設（導入率 90.5%）です。

オンライン資格確認の利用率向上により、加入者が勤務先を退職するなどして健康保険の資格を喪失した後、医療機関等を受診することで発生する資格喪失後受診による医療費等の返納金債権が減少することが期待されています。

また、マイナンバーカードで医療機関等を受診等する際には、本人の同意に基づき医療機関等が患者の過去の特定健診情報や服薬情報を閲覧することができるようになり、より正確な情報に基づく適切な医療を受けることができます。マイナポータル上においても、特定健診情報、薬剤情報、医療費通知情報、ジェネリック医薬品軽減額通知情報等を閲覧できます。

2024 年 12 月 2 日には、現行の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行するなど、医療 DX 化の流れの中で、今後も一層、オンライン資格確認の活用が進められていく見込みです。

これらの機能を活用するためには、保険者が保有する資格情報とマイナンバーを紐づけてオンライン資格確認等システムへ登録する必要があります。保険者が加入者のマイナンバーを把握していない場合や、資格情報とマイナンバーの紐づけに誤りがある等の場合は、当該加入者はオンライン資格確認等を利用することができません。

このため、マイナンバーが未収録となっている加入者へ 2023 年 11 月にマイナンバーの提出勧奨（70 歳未満の被保険者については日本年金機構が実施）を行い、2 月には再勧奨を実施した結果、船員保険の 2024 年 3 月末時点のマイナンバー収録率は 99.5%、2023 年 3 月末時点の収録率（99.0%）と比較して 0.5%ポイント向上しました。

また、正確な資格情報登録の徹底の観点から、2023 年度末までに、オンライン資格確認等システムに登録した全ての資格情報について住民基本台帳情報との突合を行った結果を踏まえた点検を実施しました。

こうした取組に加え、マイナ保険証利用促進については、厚生労働省保険局長通知「マイ

ナ保険証の利用促進に向けた更なる取組への御協力をお願いについて」(2024年1月24日保発0124第5号)により、2024年11月末のマイナ保険証利用率目標の設定及びあらゆる機会を通じたマイナ保険証利用勧奨の実施が求められている状況です。これを踏まえ、船員保険においても、利用率目標を50%(2024年11月末時点)に設定するとともに、

- ・ホームページにおける特設ページの設置
- ・船員保険健康アプリ内におけるお知らせ掲載
- ・マイナ保険証関連チラシ・ポスターの窓口への設置
- ・限度額適用認定証の申請や交付の際のマイナ保険証利用勧奨
- ・関係団体の機関誌への掲載
- ・メールマガジンへの記事掲載(2023年11月以降毎月)
- ・被扶養者資格の再確認のお知らせ(2024年1月)
- ・保険料の納入告知書同封チラシ(2024年1月)
- ・生活習慣病予防健診のご案内(2024年3月)
- ・協会支部窓口を設置する業務案内リーフレット(2024年3月)

等あらゆる機会を捉えて、船舶所有者・加入者に対して、マイナ保険証の周知広報を実施しました。

2. 戦略的保険者機能

〔船員の健康の現状〕

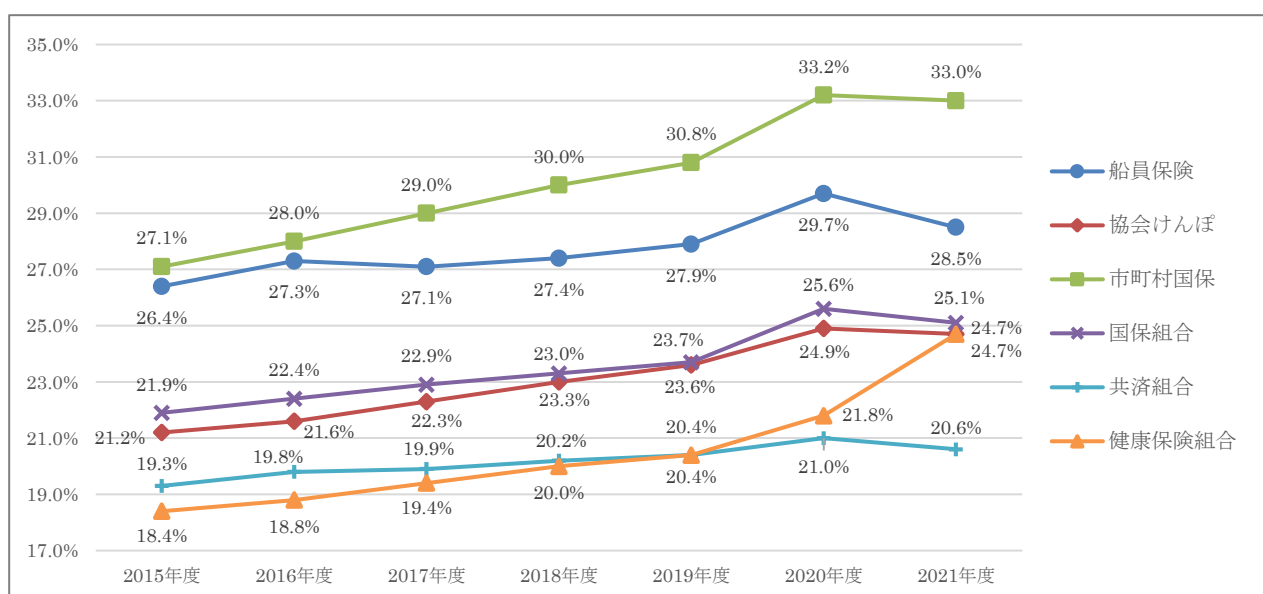
船員保険被保険者の年齢構成は、他の被用者保険と比べて60歳代以上の被保険者の割合が高いという特徴もあり（図表3-3参照）、他の被用者保険と比べてメタボリックシンドローム該当者の割合が高くなっています（図表4-18参照）。また、年齢が高くなるにつれて生活習慣病に罹病し医療費も増加する傾向にある（図表4-19参照）ことから、これらの方々への対策とともに、生活習慣病に罹病しない生活習慣を身に付けていただく取組が必要となります。

喫煙率については、以前より他の医療保険者と比較して高い傾向がありました。喫煙が様々な疾病の原因と関連性があることから、喫煙率の減少は船員保険の重要な課題の一つであると言えます。

このような状況を踏まえ、第2期データヘルス計画（2018（平成30）年度～2023（令和5）年度）では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を目標に、各種取組を進めていますが、メタボリックシンドロームリスク保有率やそれを構成する血圧のリスク保有率等は協会けんぽと比較（図表4-20参照）しても依然として高く、また、喫煙率はわずかに低下しているものの、他の健康保険組合と比較しても高い状況が続いています（図表4-21参照）。

そのため、第3期データヘルス計画（2024（令和6）年度～2029（令和11）年度）では、「メタボリックシンドロームリスク保有率の減少」と「喫煙率の減少」を引き続き目標とし、計画策定にあたっては初の試みとして、協会の保健師と健診実施機関も策定会議に参加していただき計画案の検討を重ね、また船員保険協議会でのご意見も踏まえた内容としています。具体的には「船舶所有者等との連携」、「健診事業等の推進」、「健康づくりに関する情報提供及び啓発活動」を三本柱に、2023年度までの取組のブラッシュアップに加え、禁煙に関する漁船へのアプローチ、禁煙勧奨個人通知、食事に関する広報物の作成等の取組を新たに実施することとしています。

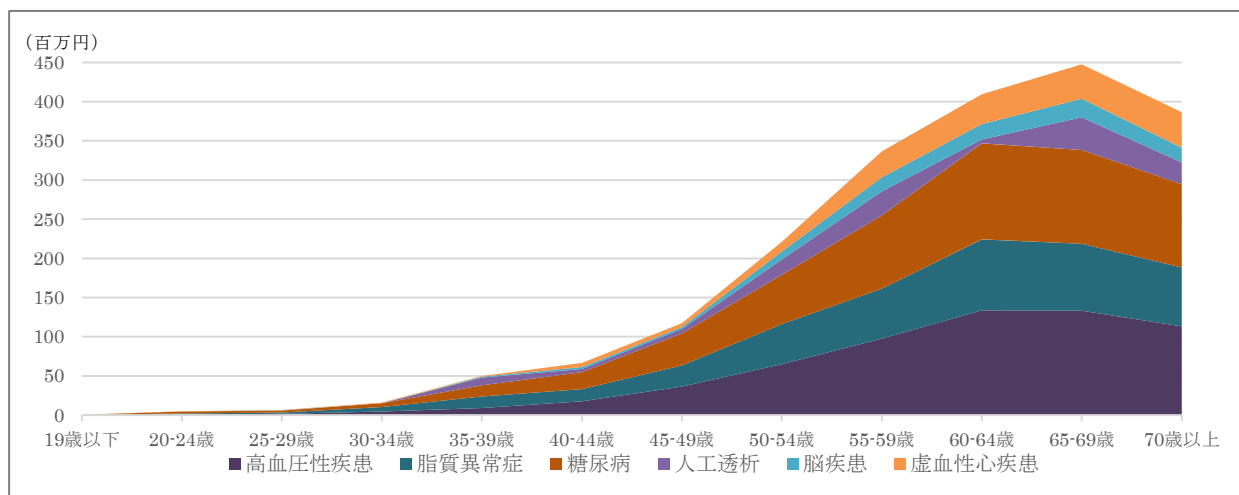
【（図表4-18）各医療保険者における特定健診受診者（男性）のメタボリックシンドローム該当者の割合】



《出典》2021年度特定健康診査・特定保健指導の実施状況（厚生労働省ホームページ）。

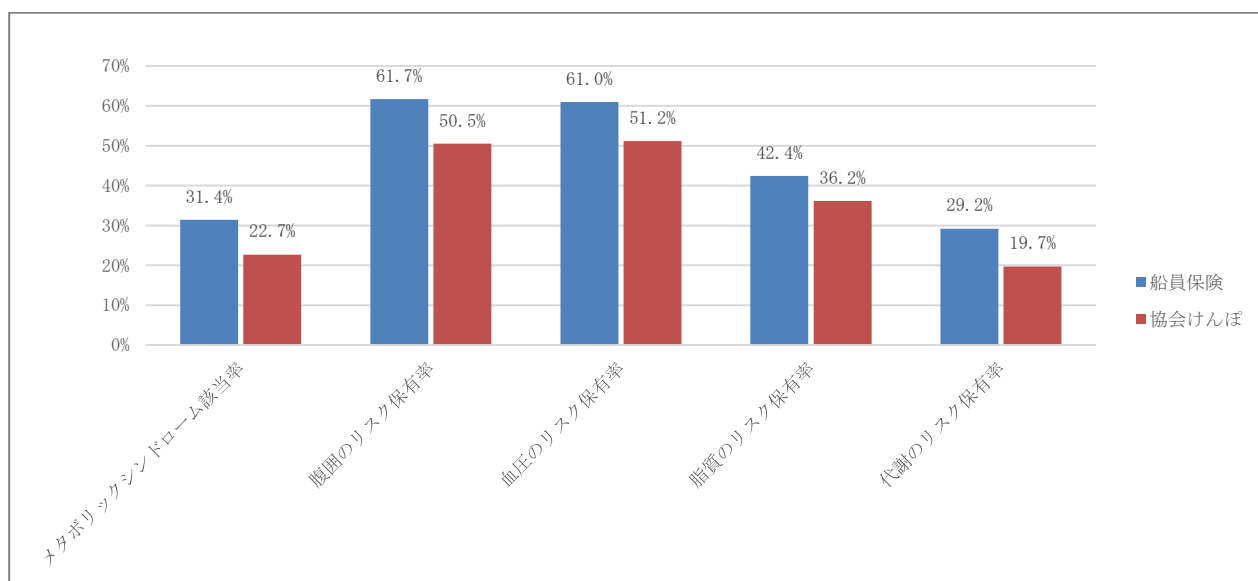
※船員保険については 40～74 歳の特定健診受診者（全体）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。
 その他の保険者については 40～74 歳の特定健診受診者（男性）に占めるメタボリックシンドローム該当者の割合。

【(図表 4-19) 船員保険被保険者の年齢階層別医療費】



《データ出典》全国健康保険協会

【(図表 4-20) メタボリックシンドロームの各リスク保有率】



《出典》全国健康保険協会（2021 年度データ）

①メタボリックシンドローム該当率は②かつ③～⑤のうち 2 項目以上に該当する者の割合

②腹囲のリスク保有率は、内臓脂肪面積が 100 cm²以上の者（ただし内臓脂肪面積の検査値がない場合は、腹囲が男性で 85cm 以上、女性で 90cm 以上の者）の割合

③血圧のリスク保有率は、収縮期血圧 130mmHg 以上、または拡張期血圧 85mmHg 以上、または高血圧に対する薬剤治療あり

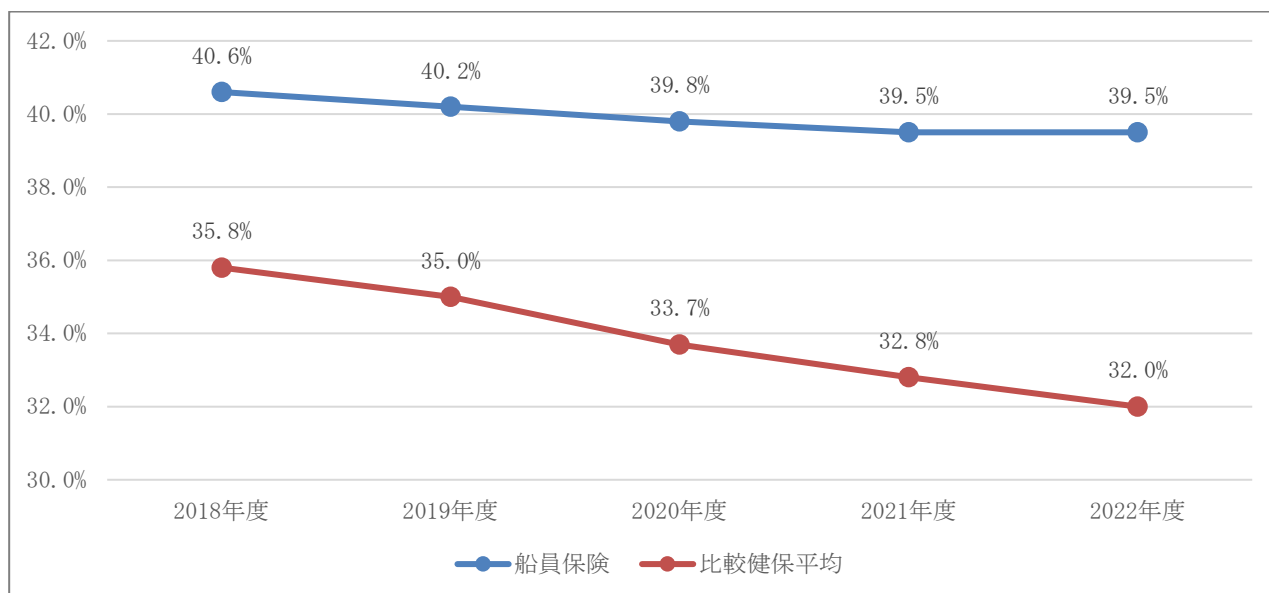
④脂質のリスク保有率は、中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロール 40mg/dl 未満、または脂質異常症に対する薬剤治療ありの者の割合

⑤代謝のリスク保有率は、空腹時血糖 110mg/dl 以上（ただし空腹時血糖の検査がない場合は、HbA1c 6.0%以上）、または糖尿病に対する薬剤治療ありの者の割合

⑥喫煙者の割合は問診表「喫煙」の回答が「はい」の割合

※協会けんぽは男性被保険者

【(図表 4-21) 喫煙率の推移】



《出典》全国健康保険協会（第3期保健事業実施計画（データヘルス計画））

※船員保険は生活習慣病予防健診を受診した男性被保険者の問診データ
比較健保平均は294健保組合の35歳以上男性被保険者205万人の問診データ

〔船員の健康づくりに取り組む機運の高まり〕

2023（令和5）年度は船員の健康づくりの枠組みが大きく変化した一年でした。船員の健康確保を図るため、船員向け産業医制度等を内容とする改正船員法施行規則等が施行され、それに伴って、船員の健康を確保する等の健康づくりに船舶所有者が取り組む意識も高まりつつあります。

これらの船員保険加入者の健康状況や国の動向等を踏まえて、船員保険では、船員の健康づくりという観点で事業検討を行うことや、健康づくりに係る施策を重点的に実施することを今後の方針案として、船員保険協議会においてご議論いただきました。当該方針案に対しては、労使双方の委員より賛同いただけのご意見を多数頂戴し、ご承認いただきました（図表4-22参照）。

また、船員の健康づくりを強力に推進するため、国や関係団体と連携し、関係各所への働きかけを行っています。これらの取組もあり、国土交通大臣が作成する2024年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が2023年度に引き続き明記され、地方運輸局のほか、全国75か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいています。

このほか、船員の健康づくりに対する船舶所有者の理解を深めていただくことを目的に鼎談を実施し、日本海事新聞の特集記事として掲載されました。

今後も国や関係団体と連携を深めつつ、船舶所有者と協働した「船員の健康づくり宣言」を柱に、福祉事業も絡めた多角的な健康づくりに取り組んでいきます。

これからの船員保険の事業方針について（案）

【外的環境の変化】

- 船員の働き方改革や健康確保に向けて、改正船員法施行規則等が施行された。
- 一方、我が国は長期的な人口減少局面に入っており、生産年齢人口は減少する。（2040年問題）
 - ⇒健康づくりへの機運も高まるこのタイミングにおいて、引き続き、国交省、経産省、厚労省、水産庁等とも連携しつつ、船員の健康確保に向けて各種施策を強力に推進する必要がある。生産年齢人口の減少は保険者では対応し難い大きな課題であるが、被保険者確保、ひいては船員保険制度の安定運営という観点からも、船員の健康づくりの環境を整えること、船員が自らの健康づくりに取り組んでいただけるよう理解促進を図ることが重要である。

【内的環境の変化】

- 2024（令和6）年度は第三期データヘルス計画の初年度
 - ⇒第三期データヘルス計画健康づくり関連施策等を着実に実施する。
- 業務効率化や事務処理誤りの抑制等を目的に、2025（令和7）年度中の船員保険の業務・システムの刷新を目指し、システムを構築する。その際、国が推進するマイナンバーカードと健康保険証の一体化のほか、支払基金改革等も踏まえながら、検討を進める必要がある。
 - ⇒最終的には船員保険部の事務プロセスも変化し、職員の働き方も生産性の高いものになっていく。マイナンバーカードと健康保険証の一体化等の国の施策について、船員保険への影響等も見極めながら事業方針を検討・調整する必要がある。

【今後の事業方針】

今後も、船員の健康づくりという観点での事業の検討を重点的に実施していく。この健康づくりの軸は船舶所有者にもご協力いただく「健康づくり宣言」事業と考えており、2023（令和5）年度に創設した「健康づくりサポーター」の増加も目指すこと、これまでの福祉事業も着実に実施することで、多角的に船員の健康づくりの基盤を整備する。一方で、マイナンバーカードと健康保険証の一体化や支払基金改革等の国の施策の状況にも応じた船員保険の業務・システムの刷新の実現を図る。

⇒2024（令和6）年度の船員保険事業計画・予算（案）は、これらを基本的な方針として検討していく。

(1) 特定健康診査等の推進

船員保険では特定健康診査項目に加え、胃部レントゲン検査等のがん検査を含む生活習慣病予防健診（一般健診・巡回健診・総合健診）を実施しています。

また、健診受診率向上のため、2018（平成 30）年度からは健診費用の全額補助¹⁴（健診費用の無料化）を実施しています。

2023（令和 5）年度はK P I として被保険者の健診受診率 50%以上、船員手帳健康証明書データ取得率 32%以上、被扶養者特定健康診査受診率 35%以上とする目標を掲げ、その達成に向け次のような取組を行いました。

i) 受診勧奨及び健診実施機関の拡充に向けた働きかけ

①受診勧奨

健診の受診忘れがないよう、年度途中の 2023 年 11 月に被保険者と被扶養者の健診未受診者に対して受診勧奨を実施しました。

被保険者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診が無料で受診できること、船員手帳の健康証明書と比較して検査項目が充実していることなどメリットを伝えながら実施しました。また、がん検診の重要性を伝えるため、年代別のがんに罹患するリスクを視覚的に訴えるデザインとし、がん検診とセットである生活習慣病予防健診の受診を促しました。

被扶養者向けの受診勧奨については、生活習慣病予防健診と特定健康診査、それぞれの特徴を紹介したほか、健診を自分ごととして捉えていただくため、3つの属性（40歳となり初めて受診される方・過去3年間受診なし・過去3年間で1回以上受診あり）に分け、周知内容を工夫しながら受診勧奨を実施しました。

また、これらの受診勧奨については、いずれも封書ではない圧着はがき型（A4サイズ）とし、中身を確認したくなる心理的効果を活用することで、開封率の向上を図りました（送付数：被保険者 25,066 人、被扶養者 14,897 人、合計 39,963 人（図表 4-23 参照））。

受診勧奨の効果検証は 2024（令和 6）年度に行い、次回勧奨の改善につなげます。

なお、2023 年度末には、2024 年度当初から生活習慣病予防健診及び特定健診を受診できるよう、受診券と健診案内パンフレットを送付し翌年度の受診率向上にも努めています（送付数：被保険者 37,308 人・被扶養者 16,782 人、疾病任意継続被保険者 1,962 人・被扶養者 1,070 人、合計 57,122 人）。

②健診実施機関の拡充

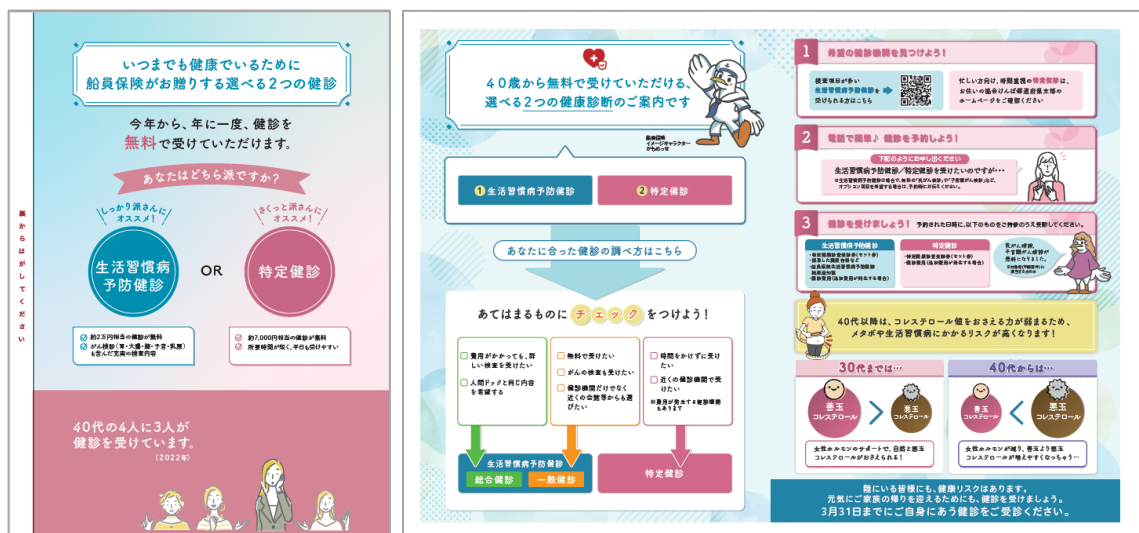
被保険者や被扶養者がより受診しやすい環境整備を進めることで、受診者が増え、疾病の早期発見や重症化予防につながるため、健診実施機関の拡充は重要な取組と考えています。

しかしながら、生活習慣病予防健診の実施機関数について、受診者がいない又は受診者数の少ない実施機関から、契約解除の意向が示されることで、実施機関数が減少する傾向（図表 4-24 参照）にあります。

そのため、過去の契約依頼時に前向きな意向を示しつつもコロナ禍等の情勢で、契約に至らなかった健診機関に対して契約交渉を行い、新たに 19 機関と契約をしました。引き続

¹⁴ 一般健診及び巡回健診は無料、総合健診は 4,936 円の自己負担上限額を設けています。

●被扶養者受診勧奨（40歳到達用）



【(図表 4-24) 生活習慣病予防健診等実施機関の契約状況】

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
①生活習慣病予防健診実施機関	441	430	422	428
②①のうち総合健診実施機関	237	236	233	241
③①のうち健康証明が可能な実施機関	335	332	333	345
④特定保健指導実施機関	179	176	173	181

※実施機関数は各年度末時点の状況です。

ii) 加入者等のニーズを踏まえた巡回健診の拡充

船員の多くが不規則な乗船スケジュールや遠隔地への長期乗船などにより、生活習慣病予防健診を受診しづらい状況であるということが、アンケート調査からわかっています。そのため、より多くの被保険者に生活習慣病予防健診を受診していただけるよう、乗船スケジュールに合わせて、漁業協同組合等の協力のもと、通常は進入できない港まで健診車を乗り入れた巡回健診を 336 回実施しました（図表 4-25 参照）。2023 年度は、新たに小名浜港（福島）、御荘港（愛媛）、長崎港（長崎）で巡回健診を実施しました。

【(図表 4-25) 巡回健診の実施状況】

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	339 回	320 回	331 回	347 回	336 回
受診者数	9,147 人	8,417 人	8,430 人	7,924 人	7,800 人
受診率（※）	16.0%	15.0%	15.5%	15.2%	15.4%

（※）生活習慣病予防健診受診者のうち巡回健診受診者数÷健診対象者数

iii) 船員手帳の健康証明書データの取得

生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者については、健康状態を把握するため、船員手帳の健康証明書データ¹⁵の提供を依頼しています。

2024 年 3 月に 2,843 件の船舶所有者に対し、生活習慣病予防健診を受診されなかった被保険者の船員手帳の健康証明書データの提供を依頼する文書を送付するとともに、未提出の船舶所有者に対しては電話による提出勧奨（1,409 件）を行いました。

また、国土交通省海事局に働きかけを行い、国土交通省から船員手帳の健康証明書データを船員保険部に提供するよう、国土交通省から関係団体宛に事務連絡を発出していただきました。

健診データについては、近年活用の幅が広がっており、提供された船員手帳の健康証明書データは、船員保険部からの特定保健指導や重症化予防の案内等、被保険者の健康づくりに活用することに加え、社会保険診療報酬支払基金のオンライン資格確認等システムに登録することにより、検査結果をマイナポータル上で閲覧したり、医療機関を受診した際に医師が検査結果を確認して診療を行うことが可能になるなど、医療の質の確保にもつなげています。

今後は、利用者の利便性を考慮しながら、船員手帳の健康証明書データのさらなる提出率向上に努めていきます。

iv) 被扶養者に対する取組

被扶養者の特定健康診査受診の利便性の向上を目的として、被扶養者が多く居住している自治体（むつ市、長門市、萩市）と連携し、がん検診と特定健康診査を同時に受診できるようにしています。

また、協会けんぽの各支部が主催する集団健診において船員保険の被扶養者も受診できるよう各支部と調整を行っており、2023 年度は、2022 年度に実施できなかった長崎支部、これまで未実施であった兵庫支部を訪問のうえ協力依頼を行い、また、静岡支部とも調整を行った結果、これまでで最大となる 12 の市において、集団健診を実施することができました（図表 4-26 参照）。

¹⁵ 船員手帳の健康証明は、地方運輸局の指定を受けた医師が所定の検査の結果に基づき行うものであり、有効期間は 1 年とされています。

【(図表 4-26) 協会けんぽと連携した特定健康診査実施状況】

県	市区町村	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
青森県	八戸市	○	○	○	○	○
岩手県	宮古市		○	○	○	○
	釜石市					○
	大船渡市					○
長崎県	長崎市	○	○	○		○
	佐世保市		○	○		○
	平戸市			○		
	松浦市			○		
愛媛県	今治市		○	○	○	○
	松山市		○	○	○	○
大分県	大分市	○	○	○	○	○
静岡県	藤枝市					○
	焼津市					○
兵庫県	姫路市					○

以上のような取組を行い、被保険者の生活習慣病予防健診については、2022 年度と比較すると、受診者数は 411 人増の 16,223 人、健診実施率は 1.9%ポイント増の 48.3%となり、K P I（生活習慣病予防健診受診率 50%以上）を概ね達成できました（図表 4-28 参照）。

船員手帳健康証明書データについては、2022 年度と比べて 2.3%ポイント減の 15.6%となり、K P I（健康証明書データ取得率 32%以上）は達成できませんでした（図表 4-28 参照）。2022 年度と比べて健康証明書データ取得率が低くなってしまった主な原因は、船員の健康証明取得のタイミングを踏まえて実施時期を年度末近くとしたことが考えられます。また、提出された健康証明書は、必要な検査項目の記載されたページが添付されていない、不鮮明で判別ができない等の理由により、3 割程度が電子データ化できないという課題があります。今後の対策として、被保険者と船舶所有者に対して適切な提出方法等について啓発を行い、不備率の減少を図ります。

被扶養者の特定健康診査についても 2022 年度と比較すると、受診者数は 72 人減の 5,147 人となり、また、健診実施率は、2022 年度と比べて 1.1%ポイント増の 30.0%となりましたが、K P I（被扶養者特定健診受診率 35%以上）は達成できませんでした（図表 4-28 参照）。

加入者全体の特定健康診査実施率は、2022 年度と比べて 0.5%ポイント増の 52.5%となりましたが、2023 年度の実施目標（65%）は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、健診受診環境の整備、効果的な受診勧奨及び健康証明書データの収集方策の検討、国土交通省及び船員の健康づくり宣言にエントリーしている船舶所有者や関係団体等との協働により、健診実施率の向上に努めていきます。

(2) 特定保健指導の実施率の向上

特定保健指導については、生活習慣病予防健診と併せて実施している健診実施機関に加えて、特定保健指導を全国で実施する外部事業者を活用し実施しています。

i) 健診当日の初回面談の推進

生活習慣病予防健診や特定健康診査の後に特定保健指導を実施する場合、対象者へのご案内は3か月程度後になることから、対象者が被保険者の場合、乗船中で面談を実施できないケースが多いという課題があります。そのため、船員保険では特定保健指導の初回面談を健診当日に実施できる機会を増やすよう健診実施機関に働きかけています。

2023（令和5）年度は、健診実施機関において、健診当日の健診データを積極的に活用し、対象者の方々へ初回面談の分割実施¹⁶を早期に行ったほか、巡回健診実施時に保健師等が同行し、腹囲、体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、当日把握できる情報をもとに初回面談を分割して実施し、実施件数の向上に取り組みました。

その結果、2023年度の初回面談の分割実施件数は、2022年度と比べて45件増の927件となりました（図表4-27参照）。

ii) 利用勧奨の実施及びICTを活用した特定保健指導の推進

2022（令和4）年度に引き続き、特定保健指導の利用券発送後に、電話による利用勧奨を行い、きめ細やかな利用勧奨に努めました。利用勧奨にあたっては、ICTの活用による利用者の利便性向上及び新型コロナウイルス感染防止の観点から、スマートフォン等のビデオ通話機能を活用したオンライン面談による特定保健指導を積極的に案内し、2022年度から引き続き、申込みをオンラインで行える環境を提供しましたが、ICTを利用した特定保健指導の実施件数は、2022年度と比べて6件減の292件となりました（図表4-27参照）。

【(図表4-27) 初回面談の分割実施とICTを利用した特定保健指導の実施状況】

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
初回面談分割実施数	687	740	882	927
ICT利用面談数	191	210	298	292

これらの取組を行った結果、被保険者の特定保健指導実施率は、2022年度と比べて1.4%ポイント増の15.1%となりましたが、KPI（被保険者の特定保健指導実施率31%以上）は達成できませんでした（図表4-28参照）。

一方、被扶養者の特定保健指導実施率は、2022年度と比べて4.2%ポイント増の26.0%となり、KPI（被扶養者の特定保健指導実施率24.7%以上）を達成しました（図表4-28参照）。

なお、加入者全体の特定保健指導実施率は、2022年度と比べて1.7%ポイント増の15.9%となりましたが、2023年度の実施目標（30%）は達成できませんでした。

実施目標の達成に向け、船員の働き方の特殊性を念頭に置きつつ、初回面談の分割実施体制の拡大、ICTを利用した特定保健指導の充実等を通じ、特定保健指導実施率の更なる向

¹⁶ 健診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる方に対して、把握できる情報（腹囲・体重、血圧、問診票の回答を含めた既往歴、前年度の健診結果等）をもとに初回面接を行うことをいいます。

上に努めていきます。

【(図表 4-28) 生活習慣病予防健診、船員手帳健康証明書データ取得、特定健康診査及び特定保健指導の実績】

		R3年度		R4年度		R5年度		R4年度比	
		2021		2022		2023			
		対象数	受診率	対象数	受診率	対象数	受診率	受診者数	受診率
生活習慣病 予防健診	対象者	35,031人	44.9%	34,058人	46.4%	33,570人	48.3%	411人	1.9%
	被保険者 (40～74歳)	15,743人		15,812人		16,223人			
船員手帳 健康証明 取得率 (40～74歳)	対象者	35,031人	21.5%	34,058人	17.9%	33,570人	15.6%	-840人	-2.3%
	受診者	7,516人		6,085人		5,245人			
生活習慣病 予防健診	対象者	4,712人	49.8%	4,724人	49.8%	4,649人	50.8%	6人	1.0%
	被保険者 (35～39歳)	2,348人		2,354人		2,360人			
特定健康診査	対象者	19,416人	26.8%	18,071人	28.9%	17,144人	30.0%	-72人	1.1%
	被扶養者 (40～74歳)	5,197人		5,219人		5,147人			
特定保健指導 被保険者	対象者	8,609人	20.6%	7,924人	21.2%	6,440人	26.0%	-1人	4.8%
	初回面談	1,770人	13.0%	1,088人	13.7%	974人	15.1%	-114人	1.4%
	実績評価	1,121人							
特定保健指導 被扶養者	対象者	560人	24.5%	510人	28.6%	492人	29.3%	-2人	0.7%
	初回面談	137人	22.5%	111人	21.8%	128人	26.0%	17人	4.2%
	実績評価	126人							

※ 被扶養者の特定健康診査については生活習慣病予防健診受診分も計上している。

(3) 加入者の健康意識向上に対する支援

i) 健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供

船員保険では、生活習慣病予防健診等を受診しても健診結果を見ていない、又は覚えていないという受診者が多い現状を踏まえ、健診結果に関心が低い方の意識・行動の変化につなげる有効な情報を提供するため、健診結果に基づくオーダーメイドの情報提供リーフレットを作成し、配付しています(図表 4-29 参照)。

2023(令和5)年度は、2023年4月から2024(令和6)年3月までの間に、生活習慣病予防健診や特定健診を受診された方、又は船員手帳健康証明書データ(証明日が2023年度中のもの)の提供があった方、合計8,814人に、以下の5つの健康リスクに応じた情報提供を行いました。オーダーメイド通知には、5つの健康リスクに合わせて異なるチラシを同封し、医療機関への受診や保健指導などの活用を促しました(図表 4-30 参照)。

【健康リスク】

- ① 生活習慣病で医療機関を受診している確認が取れない方で、糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、速やかに医療機関を受診していただきたい方
- ② 糖尿病、脂質異常症、高血圧のいずれかで医療機関を受診していただいているが、検査数値から見て、継続して医療機関に受診していただきたい方
- ③ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（積極的支援）をご利用いただきたい方
- ④ 生活習慣病の発症リスクが高く、特定保健指導（動機づけ支援）をご利用いただきたい方
- ⑤ 糖尿病、脂質異常症、高血圧に関する検査数値から見て、まずは生活習慣の改善に取り組んでいただきたい方

2023年度のオーダーメイド通知については、2023年10月から発送を開始していますが、10月に医療機関への受診勧奨を行った446人（上記、【健康リスク】の①）のうち2024年3月末時点で13.0%にあたる58人について医療機関の受診を確認しており、当該取組は一定の効果が出ているものと考えています。

【(図表 4-29) オーダーメイドの情報提供リーフレット】



【(図表 4-30) オーダーメイド通知同封チラシ】



ii) 船員保険健康アプリの導入

効果的な健康づくりには、自身の健診結果に対する正しい理解が必要不可欠です。そこで、生活に身近な存在となっているスマートフォン等のアプリを通じて、健診結果に対する理解促進を図り、ヘルスリテラシーの一層の向上を促す「船員保険健康アプリ」の運用を2022年11月より開始しています。

このアプリには、自身の健診結果と健診結果に合わせた個別アドバイスの閲覧、医師や著名人から信頼性のある多彩な健康情報の配信や船員保険部から制度改正等の最新情報を配信するほか、歩数の記録ができる等の健康づくりに有用な機能が多く備わっています。

加入者への利用促進として、健診受診後に送付する健診結果表へのチラシの同封（図表4-31参照）や健診受診者への個別の登録勧奨案内等により周知した結果、アプリ登録者数は2024年3月末時点で2,241名（前年同期比+1,847名）となっています。

なお、登録者には、アプリを通して加入者の健康づくりに資する情報や船員保険制度の解説のほか、マイナ保険証の利用方法や能登半島地震による保険証の取り扱いなどの配信を行っています。

今後も、登録者数の増加やアプリ内の機能の充実のほか、加入者の健康づくりに資する情報配信等を積極的に行っていきます。

【(図表 4-31) 船員保険健康アプリのチラシ】

図表 4-31は、船員保険健康アプリの導入に関する資料です。左側には、アプリの宣伝用チラシが示されています。チラシには「MY HEALTH WEB」のロゴと「健康を持ち歩こう 船員保険健康アプリ」というタイトルがあります。中央には、アプリのスクリーンショットが複数枚表示されており、その中には「あなたの健康度は100人中31番です」というグラフや「医師や著名人から多彩な健康情報毎日お届け」「船員保険部から制度改正等の最新情報」などのポイントが紹介されています。右側には、アプリの「初回登録手順」が5つのステップで示されています。1. マイヘルスウェブ専用アプリをダウンロード（以下「MHWアプリ」）。2. MHWアプリを起動・設定。3. 初回利用登録。4. 本登録。5. マイヘルスウェブにログイン。各ステップには具体的な操作手順とスクリーンショットのイメージが添えられています。

iii) 電話健康相談の実施

加入者の健康づくりをサポートするため、24時間365日、健康やメンタルヘルスについて気軽にご相談いただける「船員保険電話健康相談」を実施しています。また、2022年度より試験的にLINEの公式アカウントを開設し、LINEを入り口にしたチャット相談サービスを提供することで加入者の利便性の向上に努めました。

なお、乗船時にも利用しやすい形状の利用案内カード（図表4-32参照）を作成し、全ての被保険者への配布を実施したほか、保険証の発送時にも同封し利用者への周知を行うことや関係団体の機関誌等を通じて広報を行った結果、気になる体の症状や受診すべき診療科の選び方等についての相談が280件（前年度と同件数）寄せられました。

陸から離れた船上という特殊な環境下で働く船員にとって、陸上労働者と比べて医療への

アクセスは容易ではありません。この電話健康相談は船上からでもご利用いただけるため、船員の労働環境の改善や健康確保の面から、遠隔医療の選択肢の一つとして認知していただけるよう、引き続き周知・広報を行っていきます。

【(図表 4-32) 電話健康相談利用案内カード】



(4) 加入者の禁煙に対する支援

i) 禁煙支援に関する情報提供等

船員保険加入者は他の医療保険加入者と比べて喫煙率が高い傾向にあることから、第2期船員保険データヘルス計画では「喫煙対策」を重点事項として掲げ、禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、スマートフォン等を活用したオンラインによる禁煙プログラム（以下、「プログラム」といいます。）を実施しています。

2023（令和5）年度は、プログラム参加者増加を図るため大きく分けて3回の勧奨を行いました。まず、5月の世界禁煙デーに合わせて、全被保険者へ参加勧奨チラシ送付するとともに、全船舶所有者に向けても、プログラムへの参加の呼び掛けを促すチラシを送付しました。なお、被保険者向け参加勧奨チラシは、禁煙支援を行う者をイメージしていただけるデザインとし、また船舶所有者向けチラシは、禁煙に成功した船員の声や当該船員へのインタビュー動画を案内することで禁煙成功体験が身近に感じられるような内容のデザインとしました。次に、7月に被扶養者宛てに、家族から禁煙を促していただくことで禁煙プログラムの参加につながることを狙いとしたデザインのチラシを送付しました。さらに、8月には被保険者向けに、行動経済学も取り入れプログラム参加期限が間近に迫っている旨を記載した案内チラシを送付しました（図表 4-33 参照）。

また、2020（令和2）年から2022（令和4）年のプログラム参加者で、途中離脱をした方や卒煙に失敗した方367名に向けて、再度プログラムへの参加を促す電子メールを配信し、プログラム参加者の確保に努めました。

このような取組の結果、2023年度中にプログラムを終了した方は164人となり、KPI（オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者140人以上）を達成しました。また、プログラム終了者のうち95の方が禁煙に成功し、禁煙成功率は約57.9%となりました。

なお、2023年度に本事業に要した外部委託費用は約9百万円^{17、18}でしたが、禁煙してか

¹⁷ 「外部委託費用」とは、プログラム参加者の面談に要した費用をいい、プログラムの企画設計費等の固定経費や参加者募集のための広報に要する費用は含みません。

¹⁸ 2023年度の外部委託費用（2022年度からのプログラム継続実施者含む）

ら一定期間を経過した後に医療費は徐々に減少していくと見込まれます。上記の禁煙成功者 95 名の将来的な年間の 1 人当たり医療費削減額を 5 万円¹⁹とすると、年間約 5.0 百万円の医療費抑制効果が見込まれ、またその効果は複数年にわたって持続すると考えられることから、本事業への参加者及び成功者を増加させることは、加入者の健康増進に加え、保険財政の観点からも有益と考えられます。

【(図表 4-33) 船員保険卒煙プロジェクトリーフレット】



(5) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

i) 健康度カルテの作成・配布

船舶所有者が自社船員の抱える健康課題を把握し、健康づくりの取組の参考として活用していただくため、「健康度カルテ」を毎年度作成し船舶所有者へ提供しています（図表 4-34 参照）。健康度カルテは、船員保険部が保有する健診結果データやレセプトデータ等を下記判定項目に沿って船舶所有者単位で集計することで、健診受診率や生活習慣病リスクだけでなく、加入者の日常の食生活や運動習慣についても数値やグラフ、レーダーチャートなどで経年的に示す等、船舶所有者単位の健康状態を「見える化」した資料です。

2023（令和 5）年度は、より多くの船舶所有者に自社船員の健康状態に関心を持っていたくため、小規模の船舶所有者も対象にした「健康度カルテ（簡易版）」を新たに提供したほか、健康度カルテから読み取れる健康課題と実践すべき行動を総合コメントとして掲載することで、船舶所有者がまず何をすべきかを明確にし行動変容に繋がりやすくなるよう工夫しました。なお、「健康度カルテ」は 647 件（前年度 691 件）、「健康度カルテ（簡易版）」は 1,047 件、それぞれ船舶所有者へ提供しました。

また、「健康度カルテ」、「健康度カルテ（簡易版）」を送付する際に、「船員の健康づくり宣言」の案内リーフレットやエントリーシートも同封し、船員の健康づくりの推進並びに「船員の健康づくり宣言」のエントリーを促しました。

¹⁹ 厚生労働科学研究費補助金（第 3 次対がん総合戦略研究事業）分担研究報告書「職域における効果的な禁煙支援法の開発と普及のための制度化に関する研究（平成 18（2006）年 4 月）」を参考に仮定したものです。

【判定項目】

判定項目	目的	掲載内容
①重篤疾病リスク ※簡易版では省略	健康危険度や労働損失を把握	・医療機関受診状況 ・要再検査・要受診者のうち、医療機関未受診者の人数
②生活習慣病リスク	生活習慣病発症の可能性を把握	・メタボ該当者や生活習慣病リスク（血圧、血糖、脂質、肝機能）の経年変化
③生活習慣	生活習慣病を発症させる背景を把握	・生活習慣リスク（喫煙、飲酒、運動、睡眠・休養、咀嚼、食習慣）
④健康診断・特定保健指導	健康意識を把握	・健診受診率、船員手帳健康証明書データ提出率の経年変化 ・特定保健指導対象者の割合 ・特定保健指導利用率の経年変化

※ 2020（令和2）年度から2022（令和4）年度までの間の健診に関するデータ、特定保健指導に関するデータ、レセプトデータを使用しています。

【(図表 4-34) 健康度カルテ】

〇〇〇〇御中

（XXXXXXXXXX）

#1XXXX-K

健康度カルテ

令和
5年度版

健康度
診断書
作成日
2024.03.01

貴社の健康度

貴社社員及び扶養家族の健診結果に基づき「疾病放置者の状況」「生活習慣病リスク」「生活習慣」「健康診断・特定保健指導」の4つの健康項目に関する判定をおこないました。

「×」「△」が表示されている健康項目は貴社の健康課題であり、対策が必要な項目です。

それぞれのページに、貴社の健康度をしめす順位も記載していますので、ご覧ください。

自社の健康課題を把握し、できることから健康づくりを進めていきましょう。

健康項目		判定結果	
1. 疾病放置者の状況 医療機関未受診者の割合	×	今すぐに医療機関の受診が必要な危険な健康状態の方が多くいます。疾病休業を防止するだけでなく、従業員 の命を守るために、医療機関への受診を促す対応をお願いします。	P1
2. 生活習慣病リスク 生活習慣病発症の可能性	△	メタボリスクを保有する方の割合がやや高い傾向です。生活習慣改善により、肥満の改善や生活習慣病リスクの改善の取組みをご検討ください。	P2
3. 生活習慣 生活習慣病の原因となる生活習慣	×	生活習慣の改善が必要な方の割合が高い傾向にあります。生活習慣病が重症化しやすい、特定保健指導の利用促進や、禁煙、適度な運動など生活習慣改善策の取組みをお願いします。取組みにお困りの際は、船員保険部へご相談ください。	P4
4. 健康診断 特定保健指導	×	健診受診率が低い傾向です。疾病の早期発見、重症化予防のために毎年の健診受診促進をお願いします。また、船員 手帳健康診断データの提供にご協力をお願いします。	P6
健診受診率 保健指導利用率	△	特定保健指導を利用する方がやや少ない傾向です。無料や、専門職の支援が受けられる特定保健指導の利用 促進をお願いします。	P6
総合コメント	—	貴社の健康状態についての総合コメントです。健康への取組みをおこなわれています。	P7

全国健康保険協会

船員保険

2. 生活習慣病リスク - 1

メタボ該当状況・生活習慣病リスク

線が外側に大きいほど、悪い傾向を表しています。

メタボリックシンドロームは、内臓脂肪型肥満に高血圧や高血糖、脂質異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中等になりやすい病態を指します。対照として、食習慣の改善と運動不足の解消が有効です。

判定	項目	貴社	汽船平均	判定方法
△	メタボ・予備群該当者	47 %	50 %	メタボ: 腹囲+血圧+血糖+脂質のうち2つ以上リスクあり 予備群: 腹囲+血圧+血糖+脂質のうち1つ以上リスクあり
△	血圧リスク	53 %	52 %	収縮期血圧≥130mmHg または 拡張期血圧≥85mmHg
△	血糖リスク	27 %	26 %	空腹時血糖≥110mg/dL または HbA1c≥6.0%
△	脂質リスク	40 %	37 %	中性脂肪値≥150mg/dL または HDL<40mg/dL
×	肝機能リスク	73 %	54 %	AST≥1U/L以上 または ALT≥1U/L以上 または γ-GT≥1U/L

※ 調査対象人数(本人) = 15人

～専門職と一緒に、健康対策の第一歩を～

「船員の健康づくり宣言」のアクティブコースにエントリーしたことで、**専門職(保健士)との面談**をご利用いただけます。

健康課題の洗い出し、課題解決に向けた改善策をご提案します。

医師・保健師への受診が必要な方に対し、継続的に受診状況を確認することで、適切な治療につなげたい!

実際に専門職との面談を利用した船所所有者からは、効果を実感する声があがっています。ぜひ面談をご検討ください。

提供された食事の置き換えメニューを現場に活用したところ、朝食の選び方を見直す船所がありました!

- 2 -

順位
505 位
648 社

前年度 順位11位 票数3,122票 当落未

3. 生活習慣 -1

生活習慣の状況

確が外部に大きいほど、悪い傾向を表しています。

喫煙習慣
酒類摂取
飲酒頻度
睡眠・休養
運動習慣
歩行習慣
早食い
朝食欠食
間食
遅い夕食

100%
80%
60%
40%
20%

— 貴社
— 汽船平均

喫煙や間食、運動不足などの生活習慣が、がんや心臓病などの生活習慣病につながります。
船内では提供する食事もバランスよく、生活習慣の改善につながる環境づくりが大切です。

項目	貴社	汽船平均
喫煙習慣	33%	34%
酒類摂取	53%	28%
飲酒頻度	53%	21%
睡眠・休養	20%	18%
運動習慣	60%	49%
歩行習慣	53%	41%
早食い	47%	27%
間食	33%	14%
朝食欠食	40%	19%
間食	0%	8%
遅い夕食	33%	27%

項目	貴社
喫煙	たばこを習慣的に喫っている
酒類	毎日飲んでいる
飲酒頻度	1日2回以上飲んでいる
睡眠・休養	睡眠が十分な休養がとれている
運動	1回30分以上の軽〜汗かく運動を毎日2日以上、1年以上実施している
歩行	歩行又は同等の身体活動が1日1時間以上実施している
早食い	人と比較して食べる速度が速い
間食	食事を取らなくても食べる時間がある
朝食欠食	週3日以上朝食を抜いている
間食	毎朝3食以外に間食や甘い飲み物を毎日摂取している
遅い夕食	就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3日以上ある

※ 調査対象船客数N=15人
※ 回答割合は1乗船1日あたり

～ 喫煙が新型コロナウイルス感染症の重症化にも影響？ ～

たばこが健康に影響を与えることは有名ですが、**新型コロナウイルス感染症の重症化リスクも高まる**と言われているのはご存知でしょうか？

感染して重症化する人は死亡した人の数は、非喫煙者の3倍以上という報告があります。
自分や家族の健康を守るため、医療機関での禁煙治療や、市販の薬剤の使用、
自分でできる**行動療法**を試してみよう。

～ 行動療法の例～

- 禁煙開始日を決める
- たばこを吸った時の量や数を数える
- 喫煙の達成状況を手帳などに記録する

参考：Quinn WJ, et al. N Engl J Med. 2020 Feb 26; NEJMaz2002032.
出典：禁煙治療ガイドライン（禁煙治療、禁煙支援、禁煙相談）改訂版（禁煙治療ガイドライン、2010、46-55）

- 4 -

総合コメント

貴社の健康状態の総合コメントです。
船員保険部と専門職が無料でサポートする「船員の健康づくり宣言」で取組みをはじめてみましょう！

総合コメント

- 今すぐ医療機関の受診が必要なものが多いようです。従業員の名を守るために、医療機関への変更を促すようお願いします。(P1: 疾病放置者の状況)
- 貴社は船舶平均と比較して、特に肝臓病リスクが高い傾向にあります。
適正飲酒など食習慣の改善を呼びかけてみましょう。(P2: 生活習慣病リスク)
- 貴社は船舶平均と比較して、特に飲酒習慣が悪い傾向にあります。
適正飲酒を呼びかけましょう。(P5: 生活習慣)

「船員の健康づくり宣言」とは？

「船員の健康づくり宣言」事業とは、健康づくりに取組む船舶所有者の皆様へ、専門職とともにサポートする事業です。2つのコースから選択いただけます。

**アクティブ
コース**

専門職のアドバイスをを受けて積極的にチャレンジ！
エントリー
初回オンライン面談
健康づくり実践
フォローアップ面談

アクティブコース専用の産業医面談、出前健康講座をご利用いただけます。

**シンプル
コース**

簡単な手順にできることからチャレンジ！
エントリー
情報誌等をご提供
健康づくり実践
振り返り

電話相談依頼の利用が可能です。健康情報誌等をご提供します。

詳細はHPでも確認いただけます。
また、エントリー済み船舶所有者の一覧をホームページに掲載しています。



健康度カルテに用いたデータの活用について

- ※ 船主さまへお伝えした通り、船舶データ・経営管理システムは無料にて提供いたします。
- ※ 加入者の情報は船主さまが決定された用途のみに入力されたデータを用います。
- ※ 加入者の同意に基づき船舶データ・経営管理システム(3歳以上)及び船主専用(4歳以上)を必要としています。
- ※ 船主さまは、個人情報を船主さまが決定された目的以外に使用することを禁じます。また、船主さまが決定した範囲を超えて第三者へ開示することや、船主さまが決定した範囲を超えて利用することなどは禁止されています。
- ※ 船舶データ・経営管理システムは、可能な限り匿名化されたデータにも対応いたします。

発行 全国健康保険協会 船員保険部
〒102-8016
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング14階
TEL： 03-6862-3060
営業時間： 午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）



ii) 出前健康講座の実施

船員が研修や会合等で集まる機会に講師を派遣し、健康づくり等に関する内容をテーマとした講習を行う出前健康講座を実施しています。

講座のテーマは、船舶所有者や参加される被保険者の要望を踏まえながら、健康づくりに積極的に取り組んでいただくきっかけとなるよう、生活習慣病対策、メンタルヘルス対策等としました。

2023 年度においては、新型コロナウイルス感染症拡大による行動制限がなくなったことを契機に広報の回数を増やした結果、申込み数が増加し、年間 30 回（前年度比 11 回増）

実施し（図表 4-35 参照）、そのうち関係団体向け（船員災害防止協会等の団体が主催する船員と船舶所有者向けの研修等）に 16 回、船舶所有者向けに 14 回実施しました（図表 4-36 参照）。なお、講座内容別ではメンタルヘルスに関する講座への申込が多く、メンタルヘルス対策への関心の高さが伺える結果となっています（図表 4-36 参照）。

受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、関係団体向け講座では「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約 95%を、船舶所有者向け講座では「非常に満足」、「満足」と回答いただいた方が約 85%を占めました（図表 4-37 参照）。また、「社内でもきちんと共有する必要があると思った」「具体的な事例の説明もあり参考になった」など、内容を評価するお声を多くいただきました。

今後も船員のヘルスリテラシー向上を図るために講座開催を推進していきます。

【(図表 4-35) 出前健康講座の実施状況】

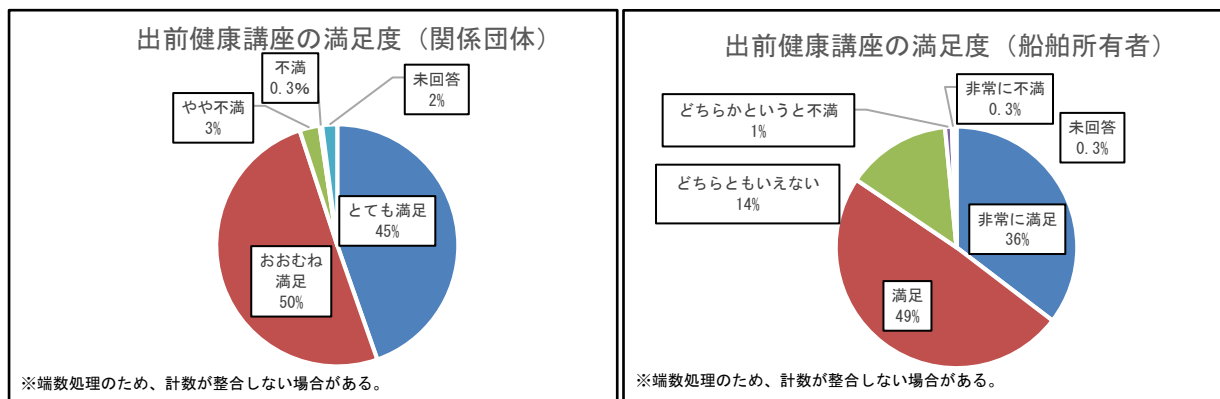
	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
実施回数	26 回	25 回	32 回	33 回	5 回	3 回	19 回	30 回
参加人数	1,114 人	1,265 人	1,271 人	1,253 人	182 人	46 人	466 人	657 人

【(図表 4-36) 講座内容別の出前健康講座の実施状況】

講座内容	関係団体	船舶所有者
メンタルヘルス講座	8 回	10 回
食事に関する講座	4 回	0 回
生活習慣病予防に関する講座	1 回	4 回
ヘルスコンパスを題材にした健康講座	3 回	0 回
合計	16 回	14 回

※ヘルスコンパスは船員保険会等の監修のもと船員保険部が船員のための健康づくりに役立つ冊子として作成し、食事、運動、禁煙、飲酒、休養等、幅広く掲載した内容となっています。

【(図表 4-37) 出前健康講座の満足度】



iii) 船員養成校での健康に関する特別講義の開催

船員は陸上勤務者よりも高ストレス者が多いという背景から、今後船員保険への加入が見込まれる海上技術学校等の船員養成機関の学生を対象に、メンタルヘルスに関する特別講義を開催しています。

2023 年度は、海上技術学校や東海大学海洋学部等で計 15 回実施（うち 5 回は練習船内で実施）し、777 人の学生に受講していただきました（図表 4-38 参照）。

講義内容は、船上という限られた空間での集団生活や、不規則な勤務形態となる特殊な労働環境を踏まえたメンタルヘルスケア、船内におけるコミュニケーションの取り方及びストレス発散の方法等を中心とし、練習船における乗船経験後に受講する学生に対しては、船上生活から感じたストレスとその対処法を共有し発表するワークを取り入れる内容としました。また、船員保険制度や船員保険部が取り組む「船員の健康づくり宣言」についても講義のなかで解説する構成としました。

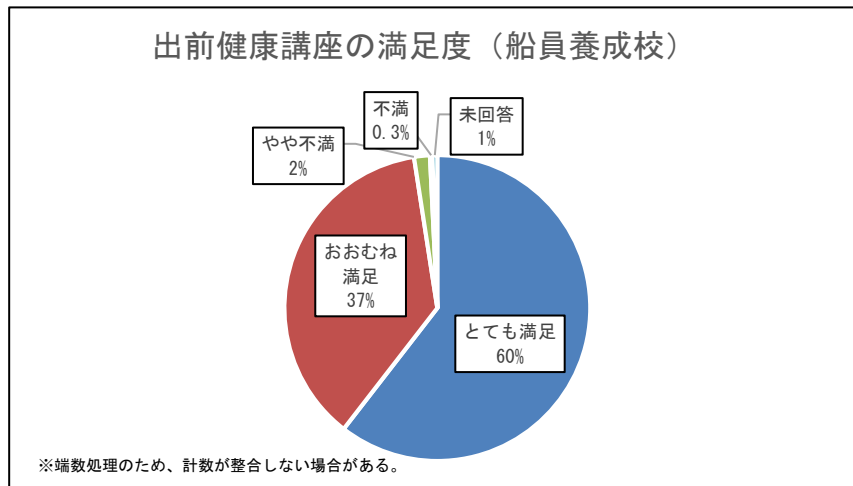
受講後のアンケート結果では、講座の満足度について、「とても満足」、「おおむね満足」とご回答いただいた方が約 97%を占めました（図表 4-39 参照）。「乗船した際のストレス対処法が聞けてよかったです。」や「船員という特殊な仕事だからこそ健康を大切にしなければならぬと思いました。」など、船員という働き方を見据えて今後役立てていきたいという趣旨のお声を多くいただきました。また、「将来、どのような企業に就職したいですか」の設問に対して、「船員の健康や働き方に配慮している」との回答が最も多く約 56%を占めており、健康づくりへの配慮が求められる結果となりました（図表 4-40 参照）。

この調査結果を踏まえ、船舶所有者の健康づくりの取組が船員の雇用に繋がることをより一層訴えていくとともに、加入者の健康づくりに役立つ支援の充実に努めていきます。

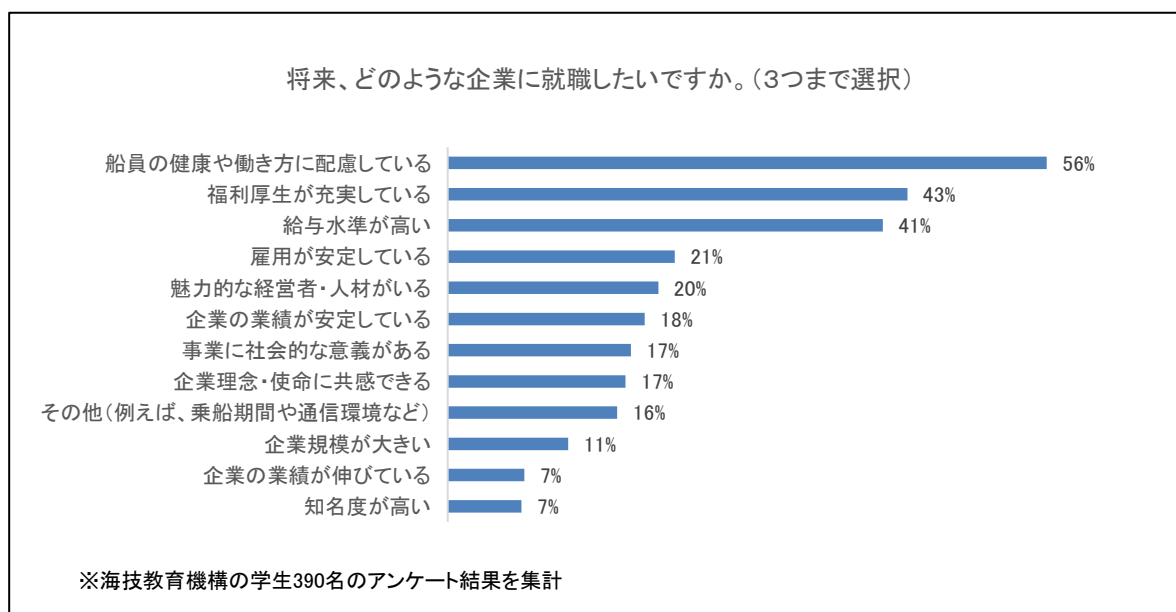
【(図表 4-38) 2022 年度の特別講義の実施状況】

開催場所	開催日	人数
①練習船 銀河丸	2023 年 5 月 17 日	150 人
②海技大学校（1 回目）（兵庫県）	2023 年 9 月 8 日	19 人
③国立館山海上技術学校（千葉県）	2023 年 10 月 13 日	30 人
④海技大学校（2 回目）（兵庫県）	2023 年 11 月 10 日	29 人
⑤国立小樽海上技術短期大学校（北海道）	2023 年 11 月 20 日	29 人
⑥国立唐津海上技術学校（佐賀県）	2023 年 12 月 5 日	27 人
⑦国立口之津海上技術学校（長崎県）	2023 年 12 月 8 日	22 人
⑧国立波方海上技術短期大学校（愛媛県）	2023 年 12 月 11 日	83 人
⑨国立清水海上技術短期大学校（静岡県）	2023 年 12 月 13 日	111 人
⑩国立宮古海上技術短期大学校（岩手県）	2023 年 12 月 14 日	40 人
⑪東海大学海洋学部（静岡県）	2024 年 1 月 17 日	18 人
⑫練習船 青雲丸	2024 年 2 月 5 日	89 人
⑬練習船 銀河丸	2024 年 2 月 12 日	32 人
⑭練習船 大成丸	2024 年 2 月 14 日	82 人
⑮練習船 海王丸	2024 年 2 月 16 日	16 人
合計		777 人

【(図表 4-39) 特別講義の満足度】



【(図表 4-40) 特別講義のアンケート結果】



(6) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

i) 船員の健康づくり宣言

船員の健康づくりに関しては、船舶所有者が自社船員の健康課題を適切に把握し、その課題解消に向けた健康づくりを行うことが重要になります。こうした船舶所有者による健康づくりの取組について船員保険部が支援する「船員の健康づくり宣言」のエントリー募集を、2020（令和2）年9月から実施しています。

協会では、2023（令和5）年4月に改正船員法施行規則等が施行されることが、船員の健康づくりに対する機運を高める絶好の機会と捉え、

- ・「船員の健康づくり宣言」の中で健康経営優良法人認定を支援できる仕組みの構築
- ・「船員健康づくりサポーター」の創設
- ・「健康度カルテ」（前述）発行対象となる船舶所有者の拡大
- ・内航海運の市場構造に着目し、「船員の健康づくり宣言」の目的や趣旨の理解促進のために、船舶所有者に関する情報交換を国土交通省と実施
- ・船員災害防止実施計画に「国は船員の健康づくり宣言の利用促進を図る」旨を記述いた

だく働きかけを国土交通省に対して行い、船員災害防止協会との連携も強化

- ・全国各地で開催される船員災害防止大会において「船員の健康づくり宣言」について説明する機会をいただくための調整を船員災害防止協会に対して実施
 - ・前述の「船員養成校での健康に関する特別講義の開催」における「将来、どのような企業に就職したいですか」のアンケート実施に向けた調整を海技教育機構に対して実施
- 等の必要な準備を行った上で積極的にエントリーの拡大を図りました。

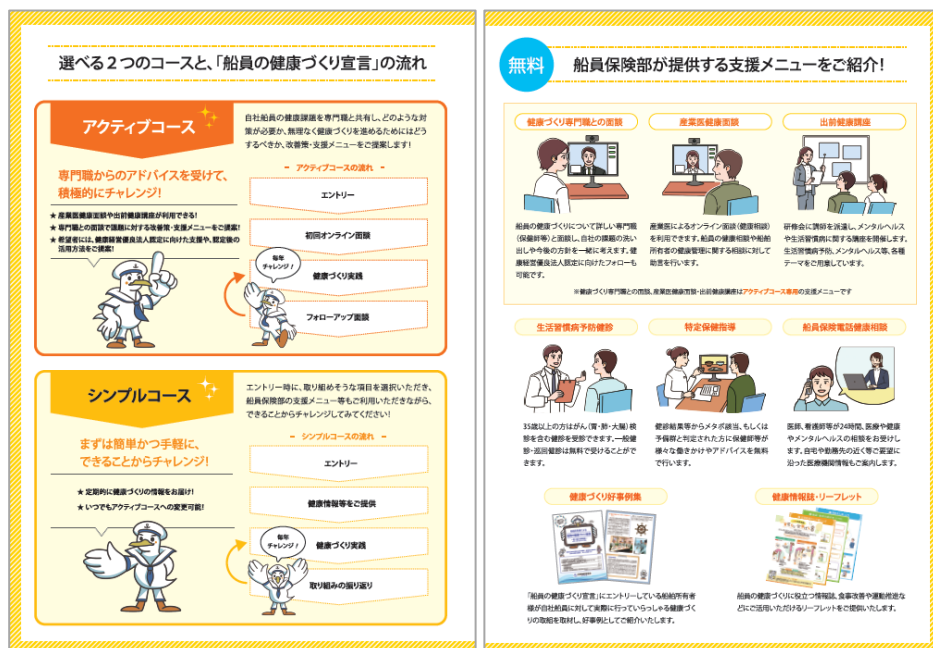
エントリー数は2023年3月末時点で110社でしたが、全国各地の船舶所有者への訪問、船員労働安全衛生月間（9月）に合わせて海事局や船員災害防止協会が主催する船員災害防止大会等での説明、「船員の健康づくり宣言」推進ポスター及びリーフレット（図表4-41参照）の作成及び配布、船舶所有者への電話勧奨を実施するなど様々な周知・広報を実施した結果、2024（令和6）年3月末時点でエントリー船舶所有者は前年度の倍以上の245社（船舶所有者全数の4.4%、被保険者カバー率18.5%相当）となり、KPI（参加船舶所有者数200社以上）を大幅に上回ることができました（図表4-42参照）。

なお、2016年11月に運用が始まった経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」については、2024年3月に「健康経営優良法人2024」として、船員保険加入の船舶所有者から20社以上が認定を受けており、そのうち2社は「船員の健康づくり宣言」における船員保険部のフォローアップを通じて認定を受けています。初めてのケースであり、徐々にではありますが効果が出てきているものと考えています。

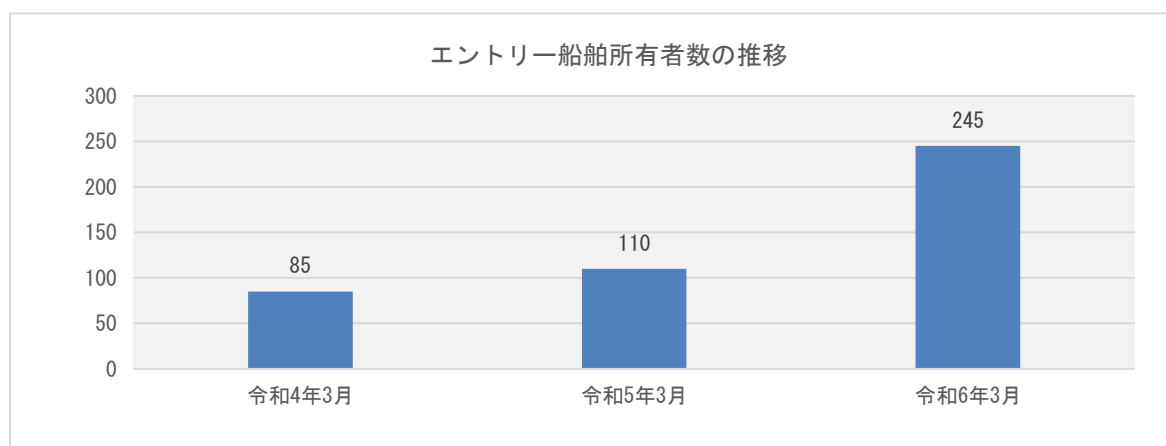
健康づくりの取組は、振り返りと今後に向けた改善を継続的に行うことも重要です。ご参加いただいた船舶所有者への継続的な支援は勿論のこと、取組を振り返るツールや、健康づくりに係る情報冊子、レシピ集等を提供することを通じ、健康づくりの取組の充実化を図っていきます。また、全国各地の船舶所有者が主催する研修会等に専門職を派遣し、講義を行う「出前健康講座」や産業医にオンラインでの健康相談ができる「産業医健康相談」等の支援が受けられる本取組のメリットや、好事例集の提供等周知・広報を強化し、より多くの船舶所有者に参加いただけるよう引き続き検討を進めていきます。

【（図表4-41）船員の健康づくり宣言リーフレット】





【(図表 4-42) エントリー船舶所有者数の推移】



ii) 関係団体と連携した「船員の健康づくり宣言」の推進

船員保険部では、「船員の健康づくり宣言」を強力に推進するため、2023年4月に改正船員法施行規則等の施行を機に国や関係団体との連携強化を図っていますが、この取組もあり、国土交通大臣が作成する2024年度船員災害防止実施計画において、協会が実施する船員の健康づくりの取組を国も連携して推進する旨が2023年度に引き続き明記され（図表 4-43 参照）、地方運輸局のほか、全国75か所に支部等を持つ船員災害防止協会からもその趣旨を踏まえたご協力をいただいています。このことは、拠点を東京一か所のみで運営している船員保険部にとっては大きな推進力になっています。

2023年5月～7月には、日本内航海運組合総連合会主催セミナーの健康確保に係る講演の中で、講師である船員災害防止協会の方に「船員の健康づくり宣言」について説明していただきました。セミナーは全国6か所で開催され、142名の参加がありました。

6月には、「船員の健康づくり宣言」を周知するツールの一つとしてポスター（図表 4-44 参照）を制作し、国土交通省海事局や地方運輸局、船員災害防止協会、一般社団法人日本船主協会、一般社団法人日本旅客船協会、日本内航海運組合総連合会の皆様にご協力い

ただき、ポスターを掲示していただきました。

7月～9月には、地方運輸局や船員災害防止協会が主催する会議（船員害防止大会や船員安全衛生講習会等）で、「船員の健康づくり宣言」を紹介しました。

9月～12月には、船員養成校の学生向けにも「船員の健康づくり宣言」について紹介し、エントリーしている船舶所有者を就職時の参考にしていただく取組を実施しました。

10月には、水産庁が主催する漁船安全操業推進会議の中で、「船員の健康づくり宣言」に関する説明を実施し、漁業協同組合や漁業従事者等の漁業関係者に向けても広く周知を行いました。

また、船舶所有者の多くの船員でない方は協会けんぽにも加入していることから6月～翌年3月にかけて、協会けんぽの各支部（北海道、千葉、東京、神奈川、兵庫、長崎、福岡）を訪問し「船員の健康づくり宣言」の周知に関して協力を依頼するとともに、船員保険部が船舶所有者を訪問した際等において協会けんぽの宣言事業について紹介するなど、協会けんぽの各支部との連携強化も図りました。

【(図表 4-43) 2024 年度船員災害防止実施計画（抜粋）】

(2) 疾病防止対策

① 船員の健康確保対策

- 船舶所有者は、健康検査結果を活用し、船員の健康状態を継続的かつ適切に把握し、必要な就業上の措置等（労働時間の短縮、乗船期間の短縮等）を講じる。
- 船舶所有者は、生活習慣病予防・改善のために食生活の改善が重要であることを踏まえ、調理業務従事者に対する教育等（レシピ提供）を実施するほか、調理業務の負担軽減等のため、停泊地における外部供食サービスの利用、食材の購入や船内への搬送の支援に取り組む。＜参考資料⑩参照＞
- 船舶所有者は、長時間労働が脳・心臓疾患などの健康リスクを高める要因となることを踏まえ、長時間労働を行い、疲労の蓄積が認められる船員に対し、面接指導の実施等適切な措置を講ずる。
- 船員は、生活習慣病が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、生活習慣病を予防するため、全国健康保険協会等が受診勧奨を行っている、①がん検診を含む生活習慣病予防健診の定期的・継続的な受診及び②特定保健指導⁷を積極的に利用する。
- 船舶所有者は、特定保健指導を利用できるよう、被保険者である船員の同意を得たうえで、船員手帳上の健康証明書⁸の写しを全国健康保険協会に提供する。
- 船員災害防止協会は、船員等を対象に、生活習慣病の予防に関する出張講習会を開催し、啓発活動を行う。
- 船舶所有者は、受動喫煙を防止するため、「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」（令和元年7月厚生労働省策定）⁹の組織的対策を参考に、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚及び情報の収集・提供を行う。また、全国健康保険協会の提供する「たばこの害」をテーマにした出前健康講座¹⁰を利用し、船員のリテラシーの向上を図る。
- 船員は、自身の健康のため、全国健康保険協会の提供する「船員保険卒煙プロジェクト」¹¹等を利用し、禁煙に取り組むよう努める。
- 国は、2023年4月から開始された健康確保の取組に係る実施状況を把握する。
- また、各地方運輸局等に設置された「船員労働の総合相談窓口」においても、情報提供等、相談内容に応じた必要な支援を行う。＜参考資料⑩参照＞
- 国は、全国健康保険協会と連携し、同協会の船員の健康づくりに関する取組の利用促進を図り、船員の健康課題の改善に取り組む。＜参考資料⑩参照＞
- 国及び船員災害防止協会は、船員等が疾病予防や健康増進について的確な情報を入手できるように、船員行政ニュース、ウェブページ等により情報提供を行う。

⁷ 全国健康保険協会「特定保健指導のご案内」
https://www.kyokai-kenpo.or.jp/senpo/g/cat432020311_0/

⁸ 厚生労働省「職場における受動喫煙防止対策について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/household_roads/toudou/kyoku/kenpo/kitsuen/index.html

⁹ 全国健康保険協会「船員保険卒煙プロジェクトについて」https://www.kyokai-kenpo.or.jp/senpo/g/520180719_1/

② 全国健康保険協会における船員の健康づくりに関する主な取組

○ 船員の健康づくり宣言

自社船員の健康づくりに関する取組を実施する船舶所有者に対し、全国健康保険協会や健康づくりの専門職によるサポートを実施。

<参考> <https://www.kyokai-kenpo.or.jp/senpo/g5/collabo/>

選べる2つのコースと、「船員の健康づくり宣言」の流れ

アクティブコース

船員が自身の健康づくりを主体的に行い、生活習慣病の予防・改善を図ることを目指す。船員が主体的に取り組むことで、健康づくりの効果が期待できる。

① 健康診断を受ける

② 生活習慣病の予防・改善に取り組む

③ 健康づくりの効果を評価する

シニアコース

船員が自身の健康づくりを主体的に行い、生活習慣病の予防・改善を図ることを目指す。船員が主体的に取り組むことで、健康づくりの効果が期待できる。

① 健康診断を受ける

② 生活習慣病の予防・改善に取り組む

③ 健康づくりの効果を評価する

健康づくりの取り組み例をご紹介します！

健康づくりの取り組み例	健康づくりの取り組み例	健康づくりの取り組み例	健康づくりの取り組み例
健康診断を受ける	生活習慣病の予防・改善に取り組む	健康づくりの効果を評価する	健康づくりの効果を評価する
健康診断を受ける	生活習慣病の予防・改善に取り組む	健康づくりの効果を評価する	健康づくりの効果を評価する
健康診断を受ける	生活習慣病の予防・改善に取り組む	健康づくりの効果を評価する	健康づくりの効果を評価する

無料 船員保険部が提供する支援メニューをご紹介します！

健康診断を受ける

健康診断を受けることで、生活習慣病の予防・改善を図る。健康診断を受けることで、生活習慣病の予防・改善を図る。

生活習慣病の予防・改善に取り組む

生活習慣病の予防・改善に取り組むことで、健康づくりの効果が期待できる。生活習慣病の予防・改善に取り組むことで、健康づくりの効果が期待できる。

健康づくりの効果を評価する

健康づくりの効果を評価することで、健康づくりの効果が期待できる。健康づくりの効果を評価することで、健康づくりの効果が期待できる。

健康づくりの効果を評価する

健康づくりの効果を評価することで、健康づくりの効果が期待できる。健康づくりの効果を評価することで、健康づくりの効果が期待できる。

【(図表 4-44) 船員の健康づくり宣言周知ポスター】



iii) 健康づくり好事例集及び健康情報冊子の提供

「船員の健康づくり宣言」エントリー船舶所有者に対し健康づくりの一助となるよう、2023 年 12 月に健康情報冊子（図表 4-45 参照）を作成し、船舶所有者ごとの健康度合いがわかる「健康度カルテ」を同封の上送付しました。

また、「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、優れた健康づくりの取組を実施している船舶所有者 3 社へインタビューを行い、2024（令和 6）年 3 月に各社の取組を事例として紹介した健康づくり好事例集（図表 4-46 参照）を作成し、エントリー船舶所有者へ発送しました。

今後もエントリー船舶所有者が健康づくりを進めるにあたり、健康づくりに役立つような、レシピ集や健康情報チラシ、取組の好事例集などの広報を展開していく予定です。

【(図表 4-45) エントリー船舶所有者向け健康情報冊子】

船員の健康づくり宣言情報誌

船員のための健康サポートBOOK

メタボ
Metabolic syndrome

2023
秋冬

Vol. 01



全国健康保険協会
船員保険

腸内細菌も
よろこぶ
食材がたっぷり



きのこたっぷり トマトカレーピラフ

塩分・糖質コントロールをしながら、メタボ予防を!

POINT

【POINT 1】のたまりの工夫
【POINT 2】のたまりの工夫

Crossword Puzzle

たった3分でも効果大!

HIIT 高強度インターバルトレーニング

High-Intensity Interval Training

運動後、安静にしている間も脂肪燃焼が24時間持続するといわれる運動です。
慣れてきたら3つの運動メニューをそれぞれ10秒の休憩をはさみ、3セット(4分間)ずつ繰り返し行っていきましょう。

20秒
ジャンピング
ジャック

10秒休憩

20秒
マウンテン
クライマー

10秒休憩

03
20秒
ヒンズー
スクワット

20秒休憩

高強度メニュー

もしも通知を受け取ったなら 「特定保健指導」をちゃんと受けましょう

健康診断の結果から、生活習慣病の発症リスクが高い人に行われる特定保健指導。生活習慣の見直しによって、改善が十分に期待できると判定された人が対象です。

1人ひとりの身体やライフスタイルに合わせて、保健師、管理栄養士などの専門家がサポートですから、ぜひ健康への足がかりを受けてください。

メタボというのは……

ウエストが男性85cm以上、女性90cm以上あること、または脂質異常・高血糖・高血圧のうち2つ以上が基準値を超えている場合を指します。

それを放っておくと、こんなことが起こるかもしれません

静かに動脈硬化が進行し、「狭心症」「心筋梗塞」「脳梗塞」などのリスクが高まる。

「運動・睡眠・食事・ストレス」といったことに注意して、生活のリズムを整えるための適切なアドバイスが受けられます。

「運動・睡眠・食事・ストレス」といったことに注意して、生活のリズムを整えるための適切なアドバイスが受けられます。

【(図表 4-46) エントリー船舶所有者向け取り組み好事例集】

船員のための健康サポートBOOK

vol.02

取り組み事例集

2024 春・夏

Collection of Case Studies

職場の健康づくりにお役立てください!!

全国健康保険協会 船員保険

幸洋汽船株式会社

船員ファーストのきめ細やかな声かけと健康経営で離職率が低下

子どもたちが船員に憧れるようになれば、外へ向けてのPRも行っている幸洋汽船。離職率が低いのは、相談窓口と社内のコミュニケーション場面の多さも大きい。

船員ファーストのきめ細やかな声かけと健康経営で離職率が低下

子どもたちが船員に憧れるようになれば、外へ向けてのPRも行っている幸洋汽船。離職率が低いのは、相談窓口と社内のコミュニケーション場面の多さも大きい。

株式会社 三原汽船

「健康経営優良法人」の認定により人材確保の面でも優位に

「船員の健康づくり宣言」にエントリーし、「健康経営優良法人」の認定を受けて1年目。女性船員が多いことで増える女性特有の健康課題についても、制度整備もしていきたいとのこと。

「かもめだより」で健康情報を伝えながらコミュニケーションの機会を増やす

インタビュー(社員)「健康経営優良法人」に認定されるまでが経緯を教えてください。

三原汽船は、船員の健康づくりについて、船員保険のサポートで、船員の健康づくり宣言「アクティブユース」にエントリーしました。さらに、人材確保の面でも有利になるとして「健康経営優良法人」にも取得しました。「健康経営優良法人」を取得する時は、「インフルエンザの予防接種率」「再検査の受診率」「禁煙率」などの目標値の設置をしなければならず、それが難しくなりました。目標値が高すぎてもやる気が出なくなります。

取得後に変化はありましたか?

三原汽船は、船員の健康づくりについて、船員保険のサポートで、船員の健康づくり宣言「アクティブユース」にエントリーしました。さらに、人材確保の面でも有利になるとして「健康経営優良法人」にも取得しました。「健康経営優良法人」を取得する時は、「インフルエンザの予防接種率」「再検査の受診率」「禁煙率」などの目標値の設置をしなければならず、それが難しくなりました。目標値が高すぎてもやる気が出なくなります。

国華産業株式会社

全社を挙げて、健康づくりのステップを一つひとつアップさせている

2021年に「船員の健康づくり宣言」にエントリー。活気があってチームワークが良いのは、「社内新聞」を使って健康情報を紹介しながら、社員同士のコミュニケーションをはかっているから。

「社内新聞」を使って全社で健康づくりに取り組む

インタビュー(社員)「船員の健康づくり宣言」にエントリーされたきっかけを教えてください。

健康対策って何をすればいいかわからなかったんです。「船員の健康づくり宣言」では何をすればいいの明確に示してあり、専門職にも話を聞けるといのでエントリーしました。

健康と食事は切り離せませんから、まずは司理長に研修を受けてもらいました。今は食事を気にする人が増えました。毎月発行する「社内新聞」に健康や運動の情報を掲載し、下船中の船員にも送っているの、ご家族の方にも見ていただいています。

みんなに夢中になってほしいので、食生活の改善を促すためにアンケートをとって、狭い船内では運動が難しいという先入観があり、実践者は少ない状態でした。それで、実践している人の写真を載って、実例を掲載するようにしました。

実践している人の写真を載って、実例を掲載するようにしました。

iv) 「船員の健康づくり宣言」に関する鼎談の実施

2023年4月に改正船員法施行規則等が施行され、船員保険部では、船員の健康確保に向け、各関係者との連携を深め、各種取組を推進しています。船員の健康づくりの重要性や船員保険部の取組内容を広く周知するため、船員保険部、国土交通省海事局、国華産業株式会社の三者で船員の健康づくりに関する鼎談を行い、2024年3月29日付の日本海事新聞で特集していただきました(図表 4-47 参照)。

鼎談では、国土交通省海事局から2023年4月に改正船員法施行規則等が施行された背景や船員の健康をめぐる動向についてお話いただきました。また、国華産業株式会社か

船員保険部からは、船員保険加入者はメタボリックシンドロームの該当率が高いことや漁船船員は喫煙率が50%を超えている現状のほか、船員養成校の学生に行ったアンケート結果を取り上げ、就職先に求めることとして「船員の健康や働き方に配慮している」ことが重要視されており、これらのことを踏まえて、「船員の健康づくり宣言」を通じた船舶所有者の支援を実施していくこととお話ししました。

[illegible]

v) 船舶所有者訪問及び電話によるエントリー勧奨強化

船員の健康づくりに取り組む意義やメリット等への理解を船舶所有者に深めていただけるよう、船舶所有者を訪問し「船員の健康づくり宣言」へのエントリー勧奨を行いました。

船員保険部の職員が、2023年7～9月、12～翌年3月に16都道府県の船舶所有者165社を訪問し、67の船舶所有者にエントリーいただくことができました。訪問し船舶所有者の担当者と直接お話をさせていただくことで、船員不足の実態や船員保険部の取組へのご意見を頂戴する等、エントリー以外にも様々な収穫があったと考えています。

また、前述の「健康度カルテ」を送付した船舶所有者1,647社に、2024年2月に電話勧奨を行い、30の船舶所有者にエントリーいただくことができました。

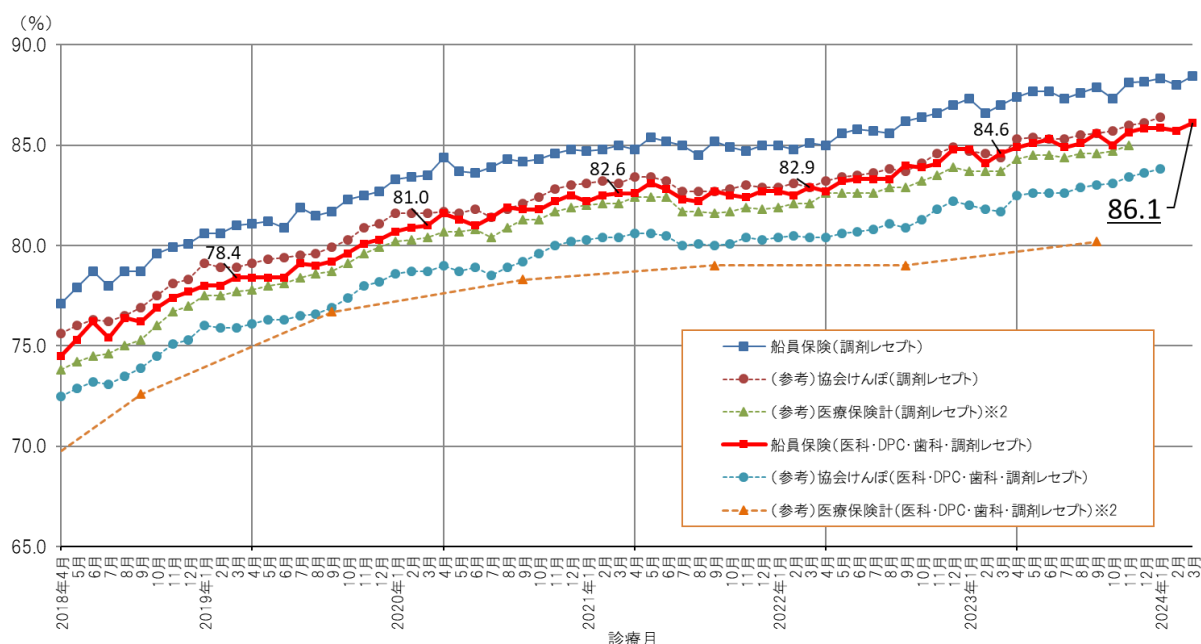
(7) ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の薬代負担の軽減や船員保険財政の改善につながるジェネリック医薬品の使用を促進するため、ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレットの送付、保険証交付時のジェネリック医薬品希望シールの配付を行ったほか、ホームページを活用してジェネリック医薬品に関する広報を実施しています。

2023（令和5）年度は、これらの取組を行った結果、2024（令和6）年3月診療分のジェネリック医薬品の使用割合が86.1%となり、KPI（ジェネリック医薬品使用割合84.0%以上）を達成しました（図表4-48参照）。

なお、2020（令和2）年度後半から、一部のジェネリック医薬品製造販売企業における製造管理及び品質管理体制の不備により、医薬品製造販売業者各社による自社の製品の供給を継続するための出荷調整が広範に実施されています。このような状況下においても、ジェネリック医薬品の使用割合は着実に上昇しています。

【(図表 4-48) ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）】



※1. [(後発医薬品の数量) / ((後発医薬品のある先発医薬品の数量) + (後発医薬品の数量))] で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

※2. 「医療保険計(調剤レセプト)」は厚生労働省「調剤医療費(電算処理分)の動向」、「医療保険計(医科・DPC・歯科・調剤レセプト)」は厚生労働省「医薬品価格調査」による。

※3. 後発医薬品の収載月においては、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると、算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることもある。

i) ジェネリック医薬品軽減額広報の実施

従来、服用されている先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の軽減可能な自己負担額をお知らせする取組（以下、「ジェネリック医薬品軽減額通知」という。）を実施していましたが、ジェネリック医薬品が広く普及した結果、以前ほどジェネリック医薬品軽減額通知が加入者の切替行動に影響を与えているとは言えない状況を踏まえ、2022（令和4）年度よりジェネリック医薬品軽減額通知の発送を止め、一般的に処方される先発医薬品をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担軽減額の例等を記載したリーフレットによる広報を実施しました（図表 4-49 参照）。

なお、2023年度のリーフレットでは、ジェネリック医薬品の使用割合が低い若年層に向けて、ジェネリック医薬品の飲みやすさや価格の安さを強調する等、これまで以上に使用促進を図るため、船員保険の実態を踏まえた工夫を行いました。

また、ジェネリック医薬品の使用を促進するためのツールとして、保険証やお薬手帳に貼ることができるジェネリック医薬品希望シールを保険証交付時に同封して約 37,000 枚を配付する取組を行いました。

【(図表 4-49) ジェネリック医薬品軽減額広報リーフレット】



ii) 新目標について

2024年3月14日に開催された第176回社会保障審議会医療保険部会において、厚生労働省よりジェネリック医薬品に関する2029（令和11）年度までの新目標が公表されました。

主目標として、現行の数量ベースの目標は変更せず、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを2029年度末までに全ての都道府県で80%以上」という目標が継続されました。この目標を推進していくにあたって、2つの新しい副次目標が設定されています。

これらの主目標・副次目標の達成に向けて、引き続き、課題の分析を踏まえた取組等を実施していきます。

加入者及び船舶所有者の視点に立ったわかりやすく時宜を得た情報提供・広報を実施しました。特に周知したい事項等については、ホームページ・メールマガジン・納入告知書同封チラシ・関係団体への広報原稿提供等幅広い媒体にて取り上げ、これらに加えて、前述の「船員保険健康アプリ」を通じたプッシュ型通知による配信も毎月複数回実施するなど、より多くの加入者及び船舶所有者に周知できるようにしました。

また、船員保険制度の理解や健康づくりへの関心を促すことを目的に、船員保険イメージキャラクター「かもめっせ」を用いる等、表現の統一及び視認性の向上を図り、受け手に配慮したわかりやすい情報発信を行いました。

新たに船員保険に加入された方等への情報提供を目的として、船員の健康づくりや船員保険制度の概要、利用手続き等について説明したリーフレット「船員保険のご案内」（図表4-50 参照）を作成し、協会けんぽ支部の窓口、労働基準監督署や船員保険事務を取扱う年金事務所、各地方運輸局等の窓口に設置していただきました。

[illegible]

協会けんぽ支部	約 1,700 部	労働基準監督署	約 5,500 部
年金事務所	約 2,600 部	地方運輸局等	約 8,600 部
合計	約 18,400 部		

- 66 -

ii) 保険料納入告知書への広報チラシの作成・同封

日本年金機構と連携を図り、日本年金機構から船舶所有者に毎月送付する保険料納入告知書に、船員保険制度や実施事業等の様々な情報を盛り込んだチラシ「船員保険丸」（図表 4-51 参照）を同封し、船舶所有者に時宜を得た情報提供を行いました。

【(図表 4-51) 船員保険丸】

令和 6 年 3 月

船員保険丸

船内に掲示してください

令和 6 年度の健診受診券をお送りします

船員保険では、日々の健康状況が確認できる健康診断（生活習慣病予防健診）の受診券を 3 月末にお送りします。
令和 6 年度の健康診断は充実した検査内容の生活習慣病予防健診をぜひご利用いただくよう、船員とご家族の皆さまにお伝えください！

対象となる方

船員保険にご加入中の
35歳～74歳の方
(被扶養者の方は40歳～74歳の方)

●資格喪失後、国民健康保険にご加入の被保険者の方も対象になります。

豊富ながん検診 充実

生活習慣病予防健診はがん検診がセット。
日本人の死亡原因の上位を占めるがんの検診を無料で受けることができます。

胃がん検診
大腸がん検診
肺がん検診

どんな健診がある？

健診機関で受診する以外に、ご利用のシーンに合わせ、健診率による巡回健診もご利用いただけます。
また、より詳しい健診のニーズにお応えするため、総合健診もご用意しました。

健診機関・健診車で

一般健診
約420の健診機関または港などに巡回する健診車で受診できるペーシングな健診です。
無料

さらに詳しく 総合健診
一般健診より詳細な日帰り人間ドックです。
通常価格の**87%OFF**
4,936円

さらに追加の検診もご提供

がんの発症が多くなる年齢の方むけにオプションのがん検診をご用意。
ご自身で検診を受けるより、リーズナブルに受けていただけます。

男性50歳～ **偶数年齢女性(40歳～)** **偶数年齢女性**

前立腺がん検診 **乳がん検診** **子宮頸がん検診**

自己負担上限 **926円** **無料** **無料**

●前立腺がん検診は健診機関により自己負担額が異なります。
●年齢要件に該当しない方は全額自己負担となります。
●乳がん検診は50歳以上が1方向、40～49歳は2方向です。

【2023（令和 5）年度実績】

発送月	内容
4 月	出産育児一時金増額、下船後の療養補償、傷病手当金
5 月	船員の健康づくり宣言、卒煙プロジェクト、船員保険電話健康相談
6 月	保養事業のご案内、船員保険健康アプリ、限度額適用認定証
7 月	特定保健指導、無線医療助言事業、卒煙プロジェクト
8 月	健康情報冊子、船員手帳健康証明書提供のお願い、医療機関の上手なかかり方、船員保険メールマガジン
9 月	労災保険の上乗せ給付、整骨院・接骨院のかかり方、船員保険メールマガジン
10 月	健康づくりサポーター、生活習慣病予防健診、船員保険メールマガジン
11 月	被扶養者資格再確認、船員の健康づくり宣言、船員保険メールマガジン
12 月	無線医療助言事業、退職後の健康保険、船員保険メールマガジン
1 月	インターネット契約保養所システムサービス終了のお知らせ、船員の健康づくり宣言、船員保険メールマガジン
2 月	2024（令和 6）年度保険料率
3 月	2024 年度健診の案内、2024 年度保険料率、令和 6 年能登半島地震における船員保険の取り扱い、インターネット契約保養所システムサービス終了のお知らせ

iii) 「船員保険のしおり」の作成・同封

船員保険に加入された方に船員保険についてご理解いただくため、保険証と一緒に携行できる大きさの、給付内容等について説明した「船員保険のしおり」(図表 4-52 参照)を保険証を送付する際に同封しました。

【(図表 4-52) 船員保険のしおり】



困ったときにはご申請ください。船員保険の主な給付

船員保険には、申請していただくことにより給付されるさまざまな給付金があります。

1 月ごとの医療費の支払いが高額になったとき

【高額療養費】

同一の月に医療機関等で支払った一部負担(自己負担)額が高額になり、自己負担限度額を超えたときは、その超えた分が払い戻されます。

【限度額適用認定証】などのご利用が便利です。

「限度額適用認定証」等を病院の窓口で提示いただくと、1カ月あたりの窓口負担が自己負担限度額までとなります。(※詳しくは船員保険部までお問い合わせください。)

2 やむを得ない事情により医療費や治療用器具料金を全額自己負担したとき

【療養費】

保険診療でかかった費用のうち7割(未就学児・70歳以上の所得区分一般の方は8割)が払い戻されます。

3 妊娠 85 日以後に出産したとき

【出産育児一時金】

1児につき 50 万円(産科医療補償制度の対象とならない場合は、48.8万円)が支給されます。

4 加入者が亡くなったとき

5 退職後は速やかに保険証をご返却ください

6 保険証は退職日までしか使えません。

被保険者資格を喪失された場合は、保険証をお早めに先にご返却ください。(被扶養者の方の保険証もご返却ください。)

被扶養者の方が就職等の理由により被扶養者でなくなった場合は、速やかにお勤め先にお申し出いただき、保険証をご返却ください。

疾病任意継続被保険者の場合は、保険証を直接、船員保険部へご返却ください。

7 ご注意ください

退職後に保険証を使用した場合は、船員保険で負担した医療費を返還していただくことになります。

7 疾病任意継続被保険者

退職後も、一定の要件を満たすと、継続して船員保険にご加入いただけます。

対象となる方

退職日までに、船員保険の被保険者期間(疾病任意継続被保険者の期間を含めない)が継続して2カ月以上ある被保険者

提出期限

退職日の翌日から 20 日以内に船員保険部へ申出書を提出(必着)

保険料

保険料は、退職時の標準報酬月額によって決定され、全額本人負担となります。

保険料額は保険料率の変更等を除き、原則2年間変わりません。

被扶養者の方の保険料はかかりません。

加入期間

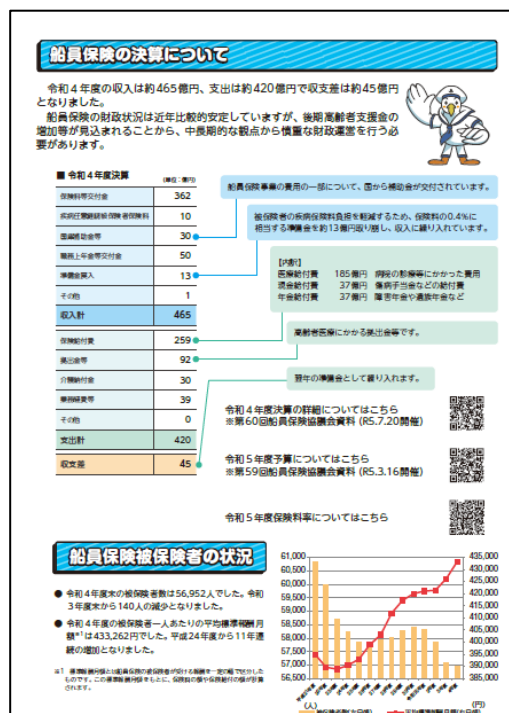
加入期間は最長で2年間です。保険料未納、就職、75 歳到達、死亡により資格を喪失します。

《配付枚数》 約 30,000 枚

iv) 「船員保険通信」の作成・配付

加入者及び船舶所有者に船員保険を身近に感じていただくため、船員保険の運営状況や決算状況等を記載したパンフレット「船員保険通信」(図表 4-53 参照)を毎年度作成しています。2023 年度は 8 月にすべての被保険者及び船舶所有者に送付しました。

【(図表 4-53) 船員保険通信】



《配付内訳》被保険者	約 57,000 部	船舶所有者	約 4,000 部
合計	約 61,000 部		

v) 関係団体を通じた広報

関係団体の皆様にご協力をいただき、船員保険制度や実施事業等について、各団体の機関誌等に掲載していただきました。また、新聞には定期的に「健診の案内」、「マイナ保険証」、「卒煙プロジェクト」、「船員の健康づくり宣言」、「船員保険健康アプリ」、「船員手帳健康証明書の写しの提供依頼」について広報を実施したほか、2月には「2024年度保険料率」について広報を実施しました。

このほかにも、日本海事新聞の電子版に「船員の健康づくり宣言」の広告バナーを掲載したほか、2022（令和4）年度から船舶向けに日本海事新聞が配信しているテキストニュースに12件の記事を提供しました。

《ご協力いただいている関係団体》※50音順

- | | |
|----------------|-----------------|
| ○一般財団法人船員保険会 | ○公益財団法人日本海事広報協会 |
| ○一般社団法人大日本水産会 | ○国土交通省海事局 |
| ○一般社団法人日本船主協会 | ○全日本海員組合 |
| ○一般社団法人日本旅客船協会 | ○日本内航海運組合総連合会 |

vi) ホームページやメールマガジンでの広報

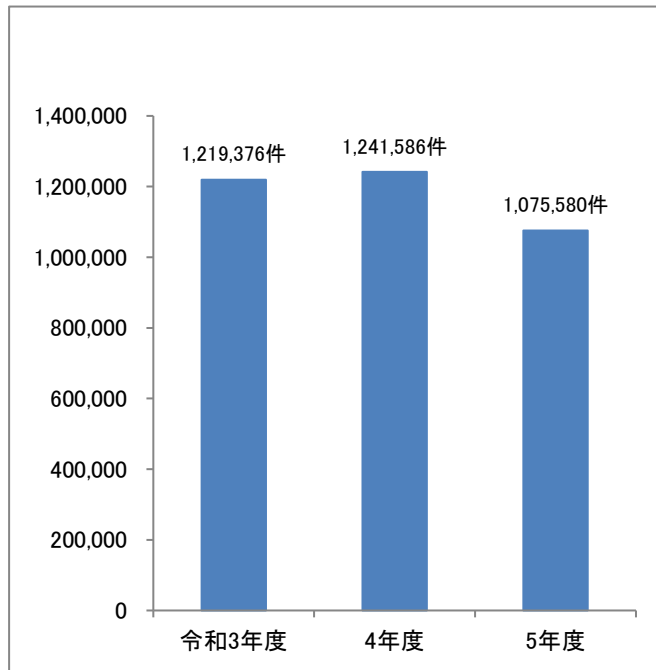
ホームページについては、より多くの最新情報を速やかに加入者へお届けするため、コンテンツを充実させるとともに、制度改正や災害対応等の情報を掲載し随時更新しました。2023年度は紙媒体の広報物や封筒等にホームページの二次元コードを表示し、ホームページへ誘導する取組を積極的に展開しました。特に、2024年12月の保険証廃止を見据えてマイナ保険証利用促進に向けた情報発信を強化しました。特設ページを開設し、マイナ保険証の登録方法や利用するメリットをお伝えしたほか、ホームページのトップ画面のメインビジュアルも変更し、特設ページへの誘導を促しました。また、能登半島地震関連についても、被災者等が常に最新情報を取得できるようホームページを更新しました。

このような取組を実施しホームページへのアクセス件数向上に努めましたが、2023年度のホームページの総アクセス件数は1,075,580件（2,939件/日）と、KPI（ホームページのアクセス総件数1,241,586件以上）を下回りました。これは、集計に使用していた外部事業者のツールが2023年度に仕様変更となり、異なるブラウザやデバイスを使用してアクセスした場合であっても、同一ユーザーと識別する精度が向上したことで、一般的には3割程度はアクセス数が低めに出ってしまう傾向にあることが原因であり、同一条件下であればKPIは達成したものと考えています。

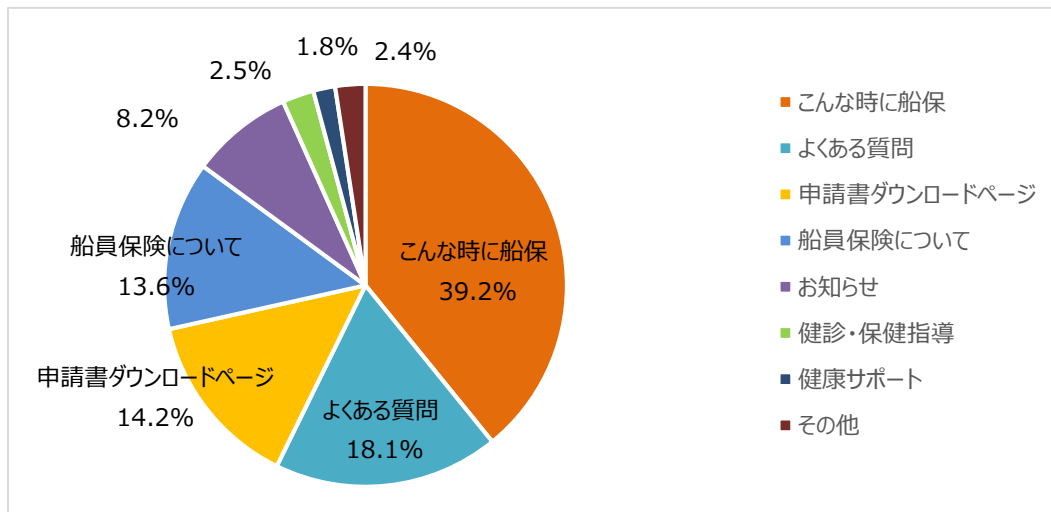
アクセスしたページ別の内訳をみると、船員保険制度の内容や利用方法等を説明した「こんな時に船保」が全体の約39%を占め、その次に「よくある質問」が全体の約18%を占めました（図表4-55参照）。

引き続きコンテンツの整理や充実により、より一層加入者及び船舶所有者が利用しやすいホームページとなるよう改善していきます。

【(図表 4-54) 船員保険ホームページのアクセス件数 (全体)】



【(図表 4-55) 船員保険ホームページのアクセス件数の内訳】

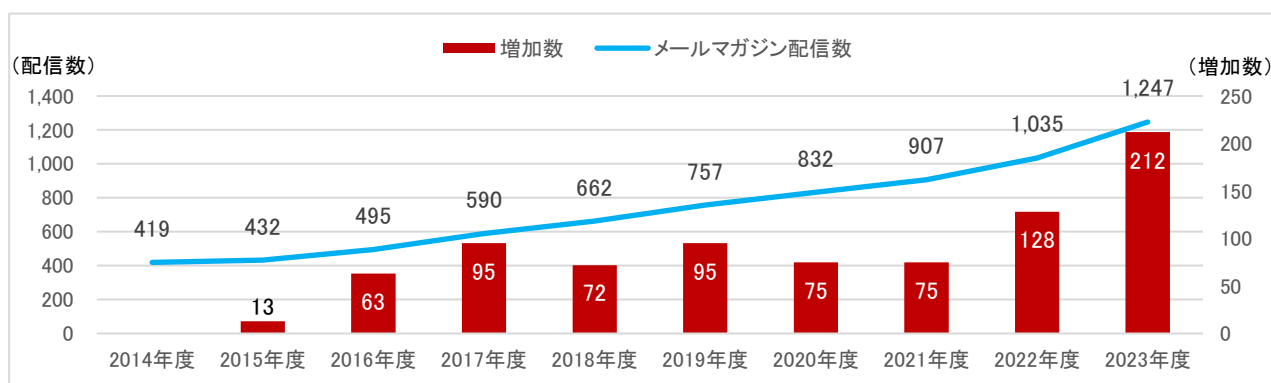


メールマガジンについては、毎月第3営業日を配信日として加入者及び船舶所有者を中心とした登録者に、船員保険の取組、各種事務手続きや健康づくりに関する情報をお届けしました。また、国土交通省海事局と連携し「船員の働き方改革にかかる労働時間規制の見直し及び健康確保」に関する記事を取り上げ、1月以降は毎月「能登半島地震」に関するお知らせを配信したほか、2月には臨時号として「2024年度の保険料率」に関するお知らせを配信しました。

メールマガジンの登録件数の拡大に向けては、船員保険部で使用する封筒や、すべての被保険者及び船舶所有者へ送付する「船員保険通信」等の各種広報媒体にメールマガジン登録フォームに繋がる二次元コードの掲載等を行いました。また、船舶所有者への訪問による「船員の健康づくり宣言」のエントリー勧奨に合わせて、メールマガジンの登録勧奨を行いました。その結果、2024年3月末現在の配信数は1,247人となり、KPI（メールマガジンの配信数1,500人以上）は達成できませんでしたが、メールマガジン導入後（2015（平成

27) 年度以降)の増加数については、最も多い結果となりました(図表 4-56 参照)。

【(図表 4-56) 船員保険メールマガジン配信数の推移】



vii) 船員健康づくりサポーターの創設

船員の健康確保に向けて、2023 年 4 月に改正船員法施行規則等が施行されたことに伴い船舶所有者における自社船員の健康管理への関心が高くなっていることを背景に、船員の健康づくりを推進するための船舶所有者と船員保険部の架け橋としての役割を担っていただく、「船員健康づくりサポーター」を 2023 年 10 月に創設しました。「船員健康づくりサポーター」は船舶所有者及び船員保険部と協働して、「船員の健康づくり宣言」を実践するほか「シンプル」「スタンダード」「アクティブ」の 3 つのコースに応じて健康づくり以外にも、船員保険全般にかかる広報等にご協力いただくこととしています。

船舶所有者には、登録案内(図表 4-57 参照)を送付したほか電話による登録勧奨、ホームページへの掲載、メールマガジンの配信などにより周知した結果、「船員健康づくりサポーター」登録者数は 2024 年 3 月末時点で 167 名となっています。

【(図表 4-57) 船員健康づくりサポーターのご案内】

船員健康づくりサポーター

船員保険では、事業所における船員の健康づくりを推進するため、「船員健康づくりサポーター」の募集を開始しました！

【船員健康づくりサポーターとは】

船舶所有者及び船員保険部と協働して、自社船員の健康づくりの取り組みにご協力いただく担当者です。お勤めの方であれば、どなたでも登録可能です。健康づくり以外にも、船員保険全般にかかる広報にご協力いただくなど、船員の皆様と船員保険部の橋渡し役をお願いします。

【役割選択】

サポーターの方には、ご協力いただける内容に応じて、以下の 3 つの役割から 1 つご選択いただきます。

シンプル	スタンダード	アクティブ
- 自社船員に健康情報を提供するなど、健康づくりをサポートする。 - 船員保険制度等に関する広報に協力する。(船内掲示など)	⇒ シンプルの 2 つの役割に加えて、 ○ 船員保険の各種申請等、加入者からの相談に協力する。	⇒ スタンダードの 3 つの役割に加えて、 ○ 船員保険部からのアンケート調査等に協力する。

まずは基本的な役割である「スタンダード」からの取り組みがおすすめです！状況に応じて、役割を選択し直すことも可能です！

【登録方法】

右の二次元コードから登録照をダウンロードし、必要事項をご記入のうえFAXまたは郵送でお送りください。

皆様からのご登録をお待ちしています！船員健康づくりサポーターの詳細は、船員保険HPをご覧ください。

全国健康保険協会 船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-2 ステージビルディング 14 階
TEL: 03-6862-3060
受付時間 午前 9 時 30 分～午後 5 時 15 分(土日・祝日、年末年始は除く)

メルマガ「うみがめーる」会員登録中

PICK UP 情報 船員保険からの色々なお知らせをいつでもご覧いただけます

viii) 事務説明会の開催

船員保険制度の実務に関する知識を深めていただくため、船舶所有者の事務担当者に向けた事務説明会を開催しました。

2023 年度は、2021 年度より引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から Zoom を使用したオンライン形式により計 4 回開催しました（図表 4-58 参照）。

事務説明会の案内は、メールマガジンおよび東京都内に所在地を有する船舶所有者並びに東京都以外の所在地かつ被保険者数 50 名以上の船舶所有者宛に開催案内状をお送りし、参加勧奨を行った結果、延べ 351 人の方に参加していただきました。

開催テーマは、制度改正の内容や、加入者からの問い合わせが多い事項、事業拡大を図る事項を中心とした説明会を開催しました。

また、東京都内に所在地を有する船舶所有者（新宿年金事務所管轄）については、日本年金機構新宿年金事務所と合同で開催しました。新宿年金事務所には「取得・喪失・扶養の各種届書」や「在職老齢年金」をテーマに説明していただきました。今後も、担当する船舶所有者が全国で最も多い新宿年金事務所と連携強化を図り、合同開催を継続していきます。

【(図表 4-58) 事務説明会の開催状況】

	開催月	テーマ	参加人数
1 回目	2023 年 4 月 21 日	給付制度概要・出産育児一時金の法改正/適用・保健・福祉概要/健康づくり宣言について	115 人
2 回目	2023 年 4 月 26 日 (年金機構と合同開催)	取得・喪失・扶養の各種届書について/給付制度概要・出産育児一時金法改正/適用・保健・福祉概要/健康づくり宣言について	61 人
3 回目	2023 年 10 月 24 日 (年金機構と合同開催)	在職老齢年金について/傷病手当金について/扶養調書提出のお願いについて/健康づくり宣言	77 人
4 回目	2023 年 10 月 31 日	傷病手当金について/扶養調書提出のお願いについて/船員の健康づくり宣言	98 人

(9) 調査・研究の推進

船員保険が国から移管されてからこれまでの間、船員保険部では医療費等の集計・分析システムを有しておらず、数値の集計等に時間と労力を割いているという非効率な状況がありました。このため、2022（令和 4）年度より医療費等集計分析ツール（BI ツール）を導入し、2023（令和 5）年度は以下の分析を実施しました。

また、2023 年 4 月に改正船員法施行規則等が施行されたことにより、船員保険加入者及び船舶所有者の健康意識も高まっているなかで、船舶所有者等が船員保険に求める保健事業及び健康づくりに関する支援や健康づくりに関する意識、労働環境等を把握するため、「船員保険（健康づくり等）に関する意識調査」を実施しました。

i) 船員の歯・口腔の状況を把握するための基礎分析

「経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太の方針 2022）」において生涯を通じた歯科

このような分析結果を踏まえると、船員保険加入者はう蝕（虫歯）及び歯周疾患が重症化した後に歯科受診している可能性が高いことから、重症化予防が必要であり、まずは自身の歯・口腔の状況に関心を持ち、普段からセルフケアを行っていくことや必要に応じて早期に歯科受診いただくことが陸上勤務者以上に重要となってくると考えています。2024（令和6）年度は、「船員デンタルケアキットの提供」や、「歯の健康に関する出前健康講座の実施」といった新しい施策を実施し、関係省庁や関係機関と連携しながら、加入者の歯・口腔の健康づくりに取り組んでいきます。

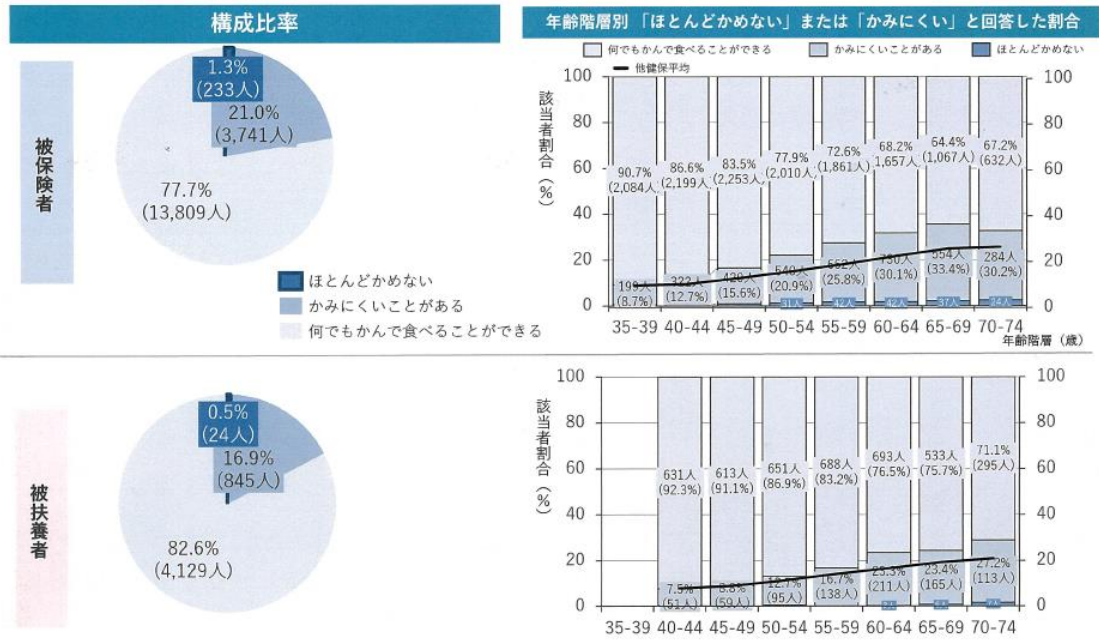
4. 咀嚼における状況

問診回答分析 2022年度

＜食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか＞

問診票の回答において、「ほとんどかめない」または「かみにくい」と回答した者の割合が各年齢層において他健保平均を上回っている。

※回答データありの方のみ



ii) 船員保険（健康づくり等）に関する意識調査

加入者及び船舶所有者への健康づくり支援等の取組をより効果的に実施するための意識調査を4年ぶりに行いました。

4年前の前回調査では、主に船員保険部が実施している業務の認知度を調査する内容でしたが、今回調査では、国土交通省海事局や内航海運組合総連合会からご意見をいただいた上で、新たに船員の過不足状況や、船員自身の待遇・労働環境の満足度、時間外労働等の実態、船員の健康づくりを進める上での障害要因、歯の健康等についても把握できる内容としました。

調査期間は2024年2月2日～2月22日で、船舶所有者、被保険者、被扶養者、合わせて30,264件に調査票を発送し、10,788票の回答がありました。労働環境まで踏み込んだ調査内容に見直したことや、船員の健康づくりの機運も高まってきたことから、回答率は前回調査より大幅に向上したと考えています（図表4-60参照）。

船員の健康づくりの取組状況について船舶所有者に調査したところ、「取り組んでいない」という回答は約35%でした。前回比24%減という結果から、健康づくりの意識は向上してきていることがわかる一方で、1/3程度は船員の健康づくりに取り組んでいないことわかりました。また「船員の健康づくり宣言」の周知度も調査したところ、知っていると回答した船舶所有者が40%強となっており、知らない船舶所有者も約55%いることがわかりました。なお、船員の健康づくりに取り組まない理由として、「健康管理は個人に任せているから」が約82%であり、「船員の健康づくり宣言」にエントリーしていない理由も「健康管理は個人に任せているから」という回答が最も多いことから、近年では船舶所有者も健康管理を行うことが求められているという環境の変化に対する認識がまだ不十分であることもわかりました。

歯の健康について被保険者に調査したところ、乗船中の歯痛への対処は、「痛み止め等の応急処置をし、下船後に歯科へ行く」が約50%で最も高く、乗船中は歯科受診できないため、

歯磨きなどで日頃から十分にケアする必要性を啓発していく必要があることがわかりました。

船員の過不足状況について船舶所有者に調査したところ、50%近くの船舶所有者が人員不足を感じていることがわかりました。

勤務先に対する福利厚生や労働環境等の満足度について被保険者に調査したところ、収入や仕事のやりがい、人間関係等については65%以上の満足度がある一方で、健康や働き方への配慮が60%弱と最も低い結果となり、船員の健康づくりについてより一層浸透を図る必要があることがわかりました。

船内環境の満足度について被保険者に調査したところ、居住設備や乗船期間中の休日等については65%以上の満足度がある一方で、「通信・電波環境」については45%弱と最も低い状況でした。また、海上でスマートフォン等を使用するか調査したところ、「使用する」が約80%、その内、約90%が休息・プライベートに利用すると回答しており、船内での休日や休息時には重要なツールであることがわかりました。

労働実態について被保険者に調査したところ、1日当たりの労働時間は8時間～10時間未満が40%強と最も高くなっており、睡眠時間は「6時間以上～7時間未満」が約30%と最も高いこともわかりました。また、休暇についても聞いたところ「家や近所で過ごす」が約60%と最も高くなっていました。

今回の調査結果から、健康づくりに関する意識が向上してきていることがわかりましたが、船員の健康管理は個人に任せており、船員の健康管理をするという意識が希薄な船舶所有者も一定程度存在するという課題も確認しています。一方で、勤め先が健康づくりに取り組んでいる場合は勤め先に対する総合満足度が上がることも明らかになっていることから、課題解決に向け引き続き船舶所有者への訪問や広報等を実施し、船員の健康づくりの重要性を発信していきます。

また、労働環境まで踏み込んだ今回調査の内容については、関係省庁や関係団体も強い関心を持っており、その内容や結果について共有し、海運、漁業業界や船員保険の様々な施策に活かしていきたいと考えています。

【(図表 4-60) 船員保険（健康づくり等）に関する意識調査概要】

対象者 および 回収率等	船舶所有者		被保険者			被扶養者	
	対象	3,764(※)	対象	健康づくり版、健診版 各10,000		対象	6,500
	有効回収数	2,339	有効回収数	健康づくり版	2,760	有効回収数	2,840
				健診版	2,849		
有効回収率	62.1% (前回比:9.4%↑)	有効回収率	健康づくり版	27.6% (前回実施なし)	有効回収率	43.7% (前回比:12.3%↑)	
			健診版	28.5% (前回比:8.3%↑)			
調査項目	①船員数の状況について ②生活習慣病予防健診について ③健康証明書の写しの提供について ④特定保健指導について ⑤健康確保に関する取り組みについて ⑥船員の健康づくりの取り組みについて ⑦船員の健康づくり宣言について ⑧禁煙プログラムについて ⑨広報について		健康 づ く り 版	①待遇・環境について ②食事について ③労働実態について ④休暇について ⑤健康確保に関する取り組みについて ⑥健康への取り組みについて		①特定健康診査の受診について ②生活習慣病予防健診の受診について ③特定保健指導について ④健康への取り組みについて ⑤禁煙について ⑥広報について	
			健 診 版	①生活習慣病予防健診について ②健康証明書の写しの提供について ③特定保健指導について ④禁煙について ⑤歯の健康について ⑥広報について			

※船舶所有者は被保険者0の船舶所有者は発送対象から除外しています。

※船舶所有者、被保険者、被扶養者とも令和6年能登半島地震の被災4県は発送対象から除外しています。

3. 組織・運営体制の強化

(1) 人事評価制度の適正な運用

協会では、2016（平成28）年度に人事制度全般にわたる見直しを行い、人事評価制度については、日々の業務遂行を通じて組織目標の達成につながるよう職員の目標管理を明確にした制度としています。この人事評価制度を通じて、組織目標の達成を促すとともに、高い実績を上げた職員に対して適正な処遇を行い、職員のモチベーションの維持・向上を図っています。

2023（令和5）年度は、グループ長補佐以上の階層別研修のプログラムにおいて、人事評価における目標設定やその目標を達成するための日々の業務管理や進捗管理、評価結果のフィードバックが、協会が期待する職員の育成や組織強化に通じることについて、意識付けを促しました。また、新たに採用された職員に対しては、採用時の研修において当該制度の目的、基本構成及び目標管理のプロセスなどを説明し理解の深化に努めました。

(2) OJTを中心とした人材育成

基盤的保険者機能及び戦略的保険者機能を一層発揮していくため、協会では、幹部職層、管理職層及び一般職層の各階層に求められる役割を定め、その役割を日々の業務遂行の中で確認しながら育成する「OJTを中心とした人材育成」を行っています。また、それを補完するため、昇格時における階層別研修等の集合研修と自己啓発を効果的に組み合わせて、職員一人ひとりが「自ら育つ」という成長意欲を向上させるとともに、「現場で育てる」という組織風土の醸成を進めました。

i) 階層別研修

職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、幹部職層、管理職層及び一般職層の全ての階層に対し、各階層に求められる役割や知識を習得するための階層別研修（13講座、計18回）を実施しました。

初めて管理職の役割を果たすこととなるグループ長補佐には、管理職としての実践的スキルや考え方の習得、労務管理に関する法令の理解や管理職としての意識付けとマネジメント能力の向上を図る研修を実施しました。

また、新卒入社2年目の職員に対しては、更なる成長の後押しをするため、業務意欲の向上と実践力の強化を目的としたメンター研修を新たに実施しました。

なお、若手職員の集合研修のカリキュラムに、船員保険制度の講義を組み込むことにより、船員保険制度に対する職員の理解も深めています。

ii) 業務別研修

階層や部門を問わず、業務上必要となる専門的な知識やスキルを習得するための業務別研修（14講座、計43回）を実施しました。

協会の業務において特に重要性を増しているビッグデータの更なる活用に向けて、協会職員の統計分析能力の向上を図り、地域の医療費や健康度の地域差等の課題について分析を行えるよう、主任及びスタッフを対象に統計分析にかかる基本的知識の習得を目的とした研修を実施しました。さらに、データ分析担当者に対しては、深堀分析を行っていくための統計情報の使い

方や医療費分析等に必要な統計処理方法、また、新たに導入した情報系システムの活用方法等について、通年で段階的に習得していくための研修を実施しました。

（3）費用対効果を踏まえたコスト削減等

調達にあたっては、契約の透明性を高めるとともに調達コストの削減を図るため、100万円を超える調達は一般競争入札を原則とし、随意契約は「事務所の賃貸借」や「システムの改修・保守」等、契約の性質等から競争が困難な場合等に限定し、調達審査委員会において審査した上で調達を行っています。

一般競争入札においては、一者応札案件の減少に向けて、「業者への声かけの徹底」、「公告期間や納期までの期間の十分な確保」、「仕様書や競争参加資格の見直し」、「複数者からの参考見積の徴取」の取組を行いました。2023（令和5）年度に一者応札となった調達案件は3件となっており、2022（令和4）年度と比較して3件減少となりました。

また、使用する消耗品は全国一括調達（一般競争入札）を行っています。そのうち、コピー用紙、トナー及び各種封筒については、スケールメリットによるコストの削減を図ったほか、その他の事務用品については、発注システムを活用し、随時必要に応じた発注による適切な在庫管理を行いました。

（4）コンプライアンスの徹底

法令等規律の遵守（コンプライアンス）の推進を図るため、協会にコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する取組等について推進しています。

2023（令和5）年度は、コンプライアンスの重要性に対する職員の理解を深めるために、コンプライアンス通信（年間6回発行）・ポスター等の各種ツールを活用した啓発活動を継続的に行うとともに、コンプライアンス研修及びハラスメント防止に関する研修についてはeラーニングを活用して実施しました。

毎年度実施している研修に加え、ハラスメントに起因する問題が起きた場合の適切な対応について研修を実施し、ハラスメント知識・対応力の向上を図りました。

職員からのハラスメント等に関する相談・通報窓口をより利用しやすくするため設置した外部相談窓口「コンプラほっとライン」（2022（令和4）年7月から開設）には、規程等の運用に関するものから職場での人間関係の悩み、ハラスメントに関するものまで幅広い内容の相談等が寄せられ、それぞれ適切に対応を行いました。

また、全職員が常時携行するコンプライアンスカードに、コンプラほっとラインについても掲載し、制度の周知と利便性の向上を図りました。

（5）リスク管理

職員のリスク意識や危機管理能力を高めるため、個人情報や情報セキュリティ、大規模災害に関する研修等を実施しました。

i）個人情報保護の徹底

協会は、加入者の健診結果やレセプト等の要配慮個人情報を大量に取り扱うことから、個人

情報保護に対する職員の意識を高める必要があるため、毎年度、全職員を対象に研修等を実施し、適正な管理の徹底に取り組んでいます。

2023（令和5）年度は、2022（令和4）年に全面施行された個人情報保護法の改正内容を題材とした研修を実施するとともに、個人情報保護管理委員会を開催し、個人情報漏えい事案等の共有や、自主点検の結果を踏まえた個人情報管理体制の現状把握と問題点の是正等を行いました。なお、発生した個人情報の漏えい事案等については、概要と原因を全職員に周知し、リスク管理の重要性及び発生防止の再徹底を行いました。

また、昇格した者等を対象とした階層別研修において、個人情報保護法の概要及び協会における個人情報の取扱いを題材としたカリキュラムを実施しました。

ii）情報セキュリティの強化

情報セキュリティについては、技術的対策として、SOC²¹チームによる日々の監視や、業務用システムと外部接続環境との物理的分離、複数のセキュリティ対策製品の導入等により、常に最新の脅威に備える体制を整備しています。

また、人的対策として、サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進んだ情勢を踏まえ、協会の情報セキュリティ水準の維持及び重大なリスクの発生を抑止することを目的とした「令和5年度情報セキュリティ対策推進計画」を作成し、計画に基づき全職員を対象に情報セキュリティ教育や訓練・自己点検等の取組を実施しました。

①自己点検

情報セキュリティのルールを遵守しているか検証するため、2023年5月に自己点検を実施し、98.7%という高い水準の遵守率を維持していることを確認しました。

②研修・訓練

2023年8月から9月にかけてeラーニングシステムを利用した情報セキュリティ研修、情報セキュリティに関するテストを実施し、情報セキュリティ対策の理解度の向上を図りました。理解度の低い職員には個別指導を行うなど協会全体の情報セキュリティリテラシーを高める施策を行いました。

また、2023年9月にはCSIRT²²における「被害の拡散を防止するための迅速かつ的確な初動対応の実施」及び「再発防止に向けた対策の速やかな実施」を念頭に置いて、厚生労働省と連携したインシデント対応訓練（協会職員の端末に不審メールが送信され、メールを開封したことによりマルウェア感染があった場合を想定）を実施することで、インシデント発生時の連絡体制の確認及び連携の強化を図りました。

このほか、不審メールを受信した際に定められた手順に沿って対処しているかを確認するため、標的型メール攻撃のインシデント対応訓練を2023年8月から11月にかけて実施し、初動対応や報告先について検証しました。更に、外部からの不正アクセスに対して十分なセキュリティ強度があるか検証するためのペネトレーションテスト（侵入テスト）を実施し、脆弱性がないことを確認しました。

²¹ SOCとはSecurity Operation Centerの略です。24時間365日体制でネットワークやデバイスを監視し、サイバー攻撃の検出や分析、対応策のアドバイスを行います。

²² CSIRTとはComputer Security Incident Response Teamの略です。情報セキュリティインシデントに対処するため、協会に設置された体制のことです。

③最新のセキュリティ脅威への対応

社会情勢の変化やセキュリティ脅威のトレンドを常に注視し、協会の全職員が閲覧可能な電子掲示板等により、昨今の情報セキュリティインシデントの事例を用いた注意喚起を随時行いました。また、2023年6月より、情報セキュリティ対策を誰もが確実に実践できるよう、特に日常の業務における留意する事項をわかりやすくまとめた「協会けんぽセキュリティ通信」の発行を開始し、2023年度ではテーマ別に4回配信しました。

これらの取組を実施したことにより役職員の情報セキュリティリテラシーが適切に維持され、結果として情報セキュリティインシデントは発生しませんでした。

iii) 大規模自然災害等への対応

大規模な災害が発生した場合において、協会内における災害時の初動対応等をまとめた「初動対応マニュアル」及び加入者・船舶所有者等の利益に影響を及ぼす業務を優先して継続・復旧させるための体制構築を目的とした「事業継続計画（BCP）」を策定しています。また、事業継続計画に定めた優先業務を継続・復旧するためには、協会の業務運営の根幹を担っている情報システムの安定的な継続稼働が不可欠であることから、この備えとして、「情報システム運用継続計画（IT-BCP）」も定めています。

2023年度においては、災害時や緊急時における協会の各拠点及び幹部職員との通信手段の拡充を目的に配備した衛星電話について、衛星電話のみでは屋内での使用ができず、緊急時には各拠点の職員が屋外に出て使用する必要があることから、屋内においても使用を可能とするため、設置可能な各拠点に衛星電話専用アンテナを設置しました。

また、衛星電話専用アンテナ設置後には、災害発生時における衛星電話による各拠点間の連絡体制の確認を目的とした模擬訓練を実施しました。

(6) 内部統制の強化

協会における適正な業務運営の確保、部門横断的なリスク管理等を目的として、2023（令和5）年10月1日に、各部門の課題を整理するリスク管理機能をもった内部統制室を設置し、内部統制に係る体制を強化するとともに、以下の取組を実施しました。

i) 事務処理誤り等の発生防止に係る取組

①再発防止

2023年度に発生した事務処理誤り等については、発生の都度、支部において原因を追究し、再発防止策を策定のうえ、対策を実施しました。

また、発生した事務処理誤り等の概要や原因を集約し、リスク管理委員会において、組織としての再発防止策を検討しました。

併せて、全職員が閲覧できる電子掲示板に事務処理誤りの一覧を掲載するとともに、影響度や発生頻度等の観点から重要な事務処理誤りについては、新たな仕組みとして、7月から月2回のeラーニングを開始し、職員一人ひとりが内容を確認のうえ報告することにより、事案の周知を強化し、事務処理誤り防止の再徹底を行いました。

②事務処理誤り防止強化月間

大規模な人事異動後は、業務運営体制の変更に伴う事務処理誤りのリスクが増加するおそれから、2023年度は10月を事務処理誤り防止強化月間としました。

事務処理誤り防止強化月間では、過去に発生した事務処理誤りに係る対策を再度徹底するとともに、新たな取組として、事前にリスクの洗い出しを行い、対策計画を策定し実施しました。

ii) 職員への啓発活動

内部統制に関する理解促進を目的に、全職員に対し、内部統制の考え方や事務処理誤りの防止に向けた取組等を題材とした「内部統制NEWS」を6回発行しました。

(7) システム関連の取組

i) 協会システムの安定的運用

協会の基盤的業務である、保険証の発行や保険給付の支払い等の業務が停止することのないよう、業務を下支えする協会システムを、2023（令和5）年度も安定的かつ継続的に稼働させました。

2023年度は、システムの安定稼働のために日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を行いつつ、並行して各種サーバーやOSなどのバージョンアップ等の対応を行いました。これらの業務を進めるにあたっては、2024（令和6）年12月サービスインのマイナンバーカードと保険証の一体化対応にも考慮しつつ、システム運用の品質を落とすことなく実施しました。

その結果、加入者及び船舶所有者に影響を及ぼすシステム障害を発生させることなく、協会システムの安定運用を実現しました。

ii) 制度改正等にかかる適切なシステム対応

2023年度は、2024年12月サービスインに向けたマイナンバーカードと保険証の一体化対応のほか、保健事業における第4期特定健診・特定保健指導の見直しに伴うシステム改修や訪問看護レセプト電子化に伴うレセプト点検システムの改修及び療養費（あんま・マッサージ・指圧及びはり・きゅう）の料金改定に伴うシステム改修に着手しました。関係各部で連携して要件を整理し、システム改修に係る調達を行った上で開発作業を進めました。

いずれの改修案件についても、制度改正のスケジュールを踏まえた上で開発スケジュールの調整を行い、問題なく開発作業を進めました。

iii) 中長期を見据えたシステム構想の実現

2023年1月にサービスインした業務システムについては、審査業務の自動化やデータの分析及び抽出機能の充実を図る新たな情報系システムなどを構築しましたが、それらは全てにおいて安定的に稼働をしています。なお、2023年度は、更なる効率化を目的として、傷病手当金における支給日数管理機能の追加や療養費保険者間調整処理の自動化、及び情報系システムのレポート追加対応等を行いました。

また、2023年1月に導入した各種機器が2025（令和7）年12月にリース期間満了を迎えることから、これらの機器の更改とそれに合わせた製品群のバージョンアップ等を行う中期更改に着手しました。2023年度は、今後の業務運用やユーザー要望を踏まえた業務効率及び利便性の高

い機器を選定した上で要件定義書を作成し、基盤やLAN端末等機器の構築に係る調達を行いました。

併せて、電子申請等システムの開発に着手しており、2023年度は、関係各部とともに要件定義書を作成し、システム構築に係る調達を行った上で基本設計作業を進めています。

iv) 次期船員保険システムの開発

船員保険が国から協会へ移管された 2010（平成 22）年 1 月以降、船員保険の業務システムは大規模な改修等を行っていませんでしたが、当該システムの動作環境のサポート期限が近いことやこれまでの業務・システム上の課題解消を実現する必要があることなどから、現在、新たな船員保険システム（以下「次期船員保険システム」という。）を構築しています。

2021（令和 3）年度には次期船員保険システムの構想に関する検討を、2022（令和 4）年度から 2023 年度上半期にかけてはシステム開発の要件定義の策定を行い、2023 年 11 月からはアプリケーション等の開発に着手しています（システムサービスインは 2026 年（令和 8）年 1 月を予定）。

4. その他

(1) 東日本大震災への対応

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災の被災者に対しては、国の方針や財政措置等を踏まえ、2023（令和5）年度においても引き続き、以下の対応を行いました。

i) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、船員保険部が発行する免除証明書を提示することにより、医療機関等を受診した際の窓口負担（一部負担金等）を免除する措置を2023年度も継続実施しました。

【(図表 4-61) 船員保険における一部負担金等の免除証明書の有効枚数】

	有効枚数
2024（令和6）年3月末時点	25枚(12世帯)

ii) 健診及び保健指導を受けた際の自己負担分の還付

東京電力福島第一原発事故に伴う避難指示等対象区域の加入者について、受診した健診・保健指導に係る自己負担分の還付を2023年度も継続実施しましたが、対象となる方はいませんでした。

(2) 能登半島地震への対応

協会では、2024（令和6）年1月1日に石川県能登地方を震源として発生した地震により甚大な被害を受けた加入者について、以下のとおり対応を行いました。

i) 保険証を医療機関等に提示できない場合の特例的扱いについて

厚生労働省より2024年1月2日に発出された事務連絡において、被災に伴い保険証を紛失又は自宅に残されたまま避難された場合であっても、医療機関等の窓口において、「氏名」、「生年月日」、「連絡先（電話番号等）」及び「勤め先（船舶所有者名）」を申し出ることにより、保険証の提示が無くても医療機関等の受診が可能とされました。これを受け、1月3日にホームページに掲載するなどの速やかな周知を行いました。

また、保険証の再交付手続きについては、希望がある場合には避難先へ保険証を送付するなどの柔軟な対応を行いました。

ii) 医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除

被災された加入者が医療機関等を受診した場合については、窓口での一部負担金等の支払をせずに受診が可能となるよう対応しました。具体的には2024年1月1日から4月30日の期間（その後9月30日まで延長）、被災された加入者が医療機関等を受診した場合については、窓口負担（一部負担金等）を免除するとともに、対象となる方が医療機関の窓口で申告しなかったこと等の理由によって一部負担金等を支払済の場合には、後日、一部負担金等を還付する取扱いとしました。

この取扱いについては、ホームページやメールマガジン、船員保険健康アプリで加入者へお知らせしたほか、厚生労働省を通じて都道府県をはじめとする関係者にも広く周知されました。

iii) 疾病任意継続保険料の取扱いについて

疾病任意継続被保険者に対して、保険料の納付期限の延長を行いました。

具体的には、2024年1月分（納付期限1月10日）、2月分（納付期限2月13日）及び3月分（納付期限3月11日）の保険料について、被災に伴い期限までに納付することが困難な被保険者については、申し出を行っていただくことにより、納付期限を4月10日まで延長しました。

対象者には、納付期限の延長が可能である旨のお知らせをお送りするとともに、ホームページ上でも周知しました。

iv) 財政支援措置に関する厚生労働省への要望

被災した加入者が医療機関等を受診した際の一部負担金等の免除の対応については、国の財政支援はなく協会が全額負担することになります。また、前述の東日本大震災の被災者に対する一部負担金等の免除においては、財政支援がなされているものの全額ではないため、一部協会の負担が発生しています。

2024年2月28日にこれらの負担に対する財政支援措置に関する要望書（大規模自然災害等の被災者に係る一部負担金の免除及び徴収猶予の要請に基づく国庫補助の適正な交付について）を厚生労働省保険課長に提出しました。

v) その他

日本年金機構において、対象地域（石川県・富山県）に所在地を有する事業所の社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料、子ども・子育て拠出金）の納付期限が延長されました。また、申し出により社会保険料の納付の猶予が行われました。

(3) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付

2019（平成31）年1月に判明した厚生労働省における毎月勤労統計調査の不適切な取扱いにより、船員保険の職務上災害に係る障害年金や遺族年金等について追加給付が必要となりました。

対象者数は11,116人であり、保険給付の種類別の内訳、これまでの追加給付の状況は図表4-62のとおりです。

2023（令和5）年度の、追加支給はありませんでしたが、2024年3月末時点における未支給対象者数は625人です。このうち請求可能なご本人やご家族等が判明しない方が438人となっています。

【(図表 4-62) 毎月勤労統計調査に伴う船員保険の追加給付（全国健康保険協会支給分）】

保険給付の種類		対象者数	支給済					未支給者数 (2024年3月末)
			2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	
①年金給付 (現在受給中の方)	障害年金	1,013	1,013	0	0	0	0	0
	遺族年金	5,596	5,596	0	0	0	0	0
②年金給付 (過去に受給していた方)	障害年金	838	642	51	4	0	0	141
	遺族年金	3,442	2,785	161	19	4	0	473
③短期給付	職務上の傷病手当金	122	108	9	0	0	0	5
	休業手当金	2	0	2	0	0	0	0
	障害手当金等	21	16	1	2	0	0	2
	遺族一時金	19	17	1	0	0	0	1
	遺族年金差額一時金	4	4	0	0	0	0	0
	職務上の葬祭料	59	51	5	0	0	0	3
		11,116	10,232	230	25	4	0	625

5. 運営に関する重要業績評価指標（KPI）一覧

（１）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
適正な保険給付の確保	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所 3 部位以上、かつ月 10 日以上施術の申請の割合について、前年度と 1.8%のいずれか低い値とする	1.71%	1.89%	未達成
効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去 3 年度の平均値以上とする	159 円	227 円	達成
返納金債権の発生防止の取組の強化	① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①89.0%	①87.1%	①未達成
	② 被扶養者資格の確認対象船舶所有者からの確認書の提出率（調査対象者ベース）について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②93.1%	②92.0%	②未達成
債権回収業務の推進	① 現年度の返納金債権回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①77.1%	①87.6%	①達成
	② 過年度の返納金債権回収率について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②16.0%	②13.7%	②未達成
制度の利用促進	① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、前年度と過去 3 年度の平均値のいずれか高い値以上とする	①81.5%	①84.1%	①達成
	② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合につ	②84.2%	②84.72%	②達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
	いて、前年度と過去 3 年度の 平均値のいずれか高い値 以上とする			
サービス向上のための取組	お客様満足度（点数ベース） について、前年度と過去 3 年度 の平均値のいずれか高い値以 上とする	4.55 点	4.56 点	達成

（２）戦略的保険者機能

具体的施策	KPI		結果	達成状況
特定健康診査等の 推進	① 生活習慣病予防健診受 診率を 50.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書デ ータ取得率を 32.0%以上 とする ③ 被扶養者の特定健診受 診率を 35.0%以上とする	①50.0% ②32.0% ③35.0%	①48.3% ②15.6% ③30.0%	①概ね達成 ②未達成 ③未達成
特定保健指導の実 施率の向上	① 被保険者の特定保健指 導実施率を 31.0%以上と する ② 被扶養者の特定保健指 導実施率を 24.7%以上と する	①31.0% ②24.7%	①15.1% ②26.0%	①未達成 ②達成
加入者の禁煙に対す る支援	オンライン禁煙プログラム参加 者におけるプログラム終了者 を 140 人以上とする（ただ し、当該年度中にプログラム が終了した者）	140 人	164 人	達成
船舶所有者とのコラ ボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参 加船舶所有者数を 200 社 以上とする	200 社	245 社	達成
ジェネリック医薬品の 使用促進	ジェネリック医薬品使用割合 を 84.0%以上とする ※医 科・DPC・調剤・歯科における使用	84.0%	86.1%	達成

具体的施策	KPI		結果	達成状況
	割合			
情報提供・広報の充実	① メールマガジンの配信数を1,500人以上とする	①1,500 人	①1,247 人	①未達成
	② ホームページへのアクセス総件数について、前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする	②1,241,586 件	② 1,075,580 件 (参考値)	②－ (注)

(注) ホームページの KPI については、2023 年度のアクセス件数であるが、集計ツールの仕様変更によりアクセス件数を比較することができないため「－」としている。

令和 5 年度の財務諸表等

令和 5 年度
決 算 報 告 書

第 1 6 期

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

決算報告書

(船員保険勘定)

(単位: 百万円)

収 入				
科 目	予算額	決算額	差 額	備 考
保険料等交付金	38,257	38,257	-	
疾病任意継続被保険者保険料	951	931	△20	被保険者数が見込を下回ったこと等による減
国庫補助金	2,791	2,902	111	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金の交付決定に伴う増
国庫負担金	163	163	-	
職務上年金給付費等交付金	4,671	4,671	-	
貸付返済金収入	0	-	△0	
運用収入	1	1	0	
雑収入	72	100	28	返納金収入が見込を上回ったことによる増
累積収支からの戻入	970	1,025	55	被保険者の賞与等が見込を上回ったこと等による増
計	47,875	48,049	174	
支 出				
科 目	予算額	決算額	差 額	
保険給付費	27,486	25,830	△1,656	加入者一人当たり医療給付費が見込を下回ったこと等による減
拠出金等	9,866	9,943	77	
前期高齢者納付金	2,548	2,518	△30	前期高齢者納付金の賦課額が予算時の見込を下回ったことによる減
後期高齢者支援金	7,318	7,425	107	後期高齢者支援金の賦課額が予算時の見込を上回ったことによる増
退職者給付拠出金	0	0	0	
病床転換支援金	0	0	△0	
介護納付金	2,981	3,026	45	
業務経費	3,104	2,386	△718	
保険給付等業務経費	154	95	△59	訴訟事件の対応に要する経費が見込を下回ったこと等による減
レセプト業務経費	26	18	△8	医療費通知に係る経費が見込を下回ったこと等による減
保健事業経費	1,235	917	△319	健診費用が見込を下回ったこと等による減
福祉事業経費	1,595	1,308	△287	保養所の利用が見込を下回ったこと等による減
その他業務経費	94	48	△46	広報経費が見込を下回ったこと等による減
一般管理費	1,948	1,569	△380	
人件費	462	384	△78	欠員、超過勤務の縮減等による減
福利厚生費	1	0	△1	
一般事務経費	1,486	1,185	△301	システム開発費が見込を下回ったこと等による減
貸付金	0	-	△0	
雑支出	40	43	3	
予備費	150	-	△150	
累積収支への繰入	2,299	-	△2,299	
計	47,875	42,797	△5,078	
収支差	-	5,252	5,252	

(注1) 東日本大震災関係については以下のとおり。

- ① 国庫補助金には、令和5年度災害臨時特例補助金、令和5年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金を含めて計上している。
- ② 保険給付費には、一部負担金等免除に伴う費用(3百万円)を含めて計上している。
- ③ 雑支出には、令和4年度震災に係る特定健康診査・保健指導補助金返還金を含めて計上している。

(注2) 令和6年能登半島地震について、保険給付費には一部負担金等免除に伴う費用(7百万円)を含めて計上している。

(注3) 福祉事業経費には、特別支給金(予算額:1,236百万円、決算額:1,101百万円)など、職務上の事由による保険給付を受給している者に対し付加的に支給する現金給付の費用が含まれている。

(注4) 常勤職員に係る人件費は、決算報告書では一般管理費の人件費として計上しているが、損益計算書では各業務に従事する者に係る人件費は各業務経費に計上している。

(注5) 収支差5,252百万円は、累積収支に繰り入れる。

(注6) 計数は、四捨五入のため一致しない場合がある。

令和 5 年度
財 務 諸 表

第 1 6 期

自 令和 5 年 4 月 1 日
至 令和 6 年 3 月 3 1 日

全国健康保険協会

船員保険勘定

【船員保険勘定】

貸 借 対 照 表

令和6年3月31日現在

(単位：円)

科 目		金 額	
資産の部			
Ⅰ 流動資産			
現金及び預金		72,713,336,922	
未収入金		153,371,743	
前払費用		7,330,619	
その他		37,725	
貸倒引当金		△ 94,578,906	
流動資産合計			72,779,498,103
Ⅱ 固定資産			
1 有形固定資産			
建物		2,430,730	
工具備品		292,163	
リース資産		1,019,813	
有形固定資産合計		3,742,706	
2 無形固定資産			
ソフトウェア		130,856,198	
ソフトウェア仮勘定		462,578,490	
無形固定資産合計		593,434,688	
固定資産合計			597,177,394
資産合計			73,376,675,497

科 目	金 額	
負債の部		
I 流動負債		
未払金	3,699,082,991	
未払費用	9,673,773	
預り補助金	3,000	
前受収益	99,360,736	
短期リース債務	1,187,286	
賞与引当金	33,341,811	
役員賞与引当金	1,693,668	
流動負債合計		3,844,343,265
II 固定負債		
退職給付引当金	616,309,538	
役員退職手当引当金	169,827	
固定負債合計		616,479,365
負債合計		4,460,822,630
純資産の部		
I 資本金		
政府出資金	465,124,590	
資本金合計		465,124,590
II 船員保険法第124条の準備金		
準備金	63,736,514,839	
準備金合計		63,736,514,839
III 利益剰余金		
当期末処分利益	4,714,213,438	
(うち当期純利益)	(4,714,213,438)	
利益剰余金合計		4,714,213,438
純資産合計		68,915,852,867
負債・純資産合計		73,376,675,497

損 益 計 算 書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額			
経常費用				
事業費用				
保険給付費			25,703,510,506	
拠出金等				
前期高齢者納付金		2,518,059,592		
後期高齢者支援金		7,425,070,366		
退職者給付拠出金		99,237		
病床転換支援金		11,074	9,943,240,269	
介護納付金			3,026,325,296	
業務経費				
保険給付等業務経費				
人件費	214,040,533			
福利厚生費	273,728			
委託費	2,959,863			
郵送費	27,014,853			
減価償却費	6,463,360			
その他	31,672,289	282,424,626		
レセプト業務経費				
人件費	3,419,885			
福利厚生費	8,926			
委託費	13,292,675			
郵送費	1,639,288			
その他	313,445	18,674,219		
保健事業経費				
健診費用	495,762,682			
委託費	389,149,233			
郵送費	28,112,905			
その他	3,655,304	916,680,124		
福祉事業経費				
福祉事業給付金	1,096,303,902			
委託費	188,659,251			
郵送費	97,405			
減価償却費	17,280,251			
その他	8,328,002	1,310,668,811		
その他業務経費		47,960,905	2,576,408,685	
一般管理費				
人件費		223,584,646		
福利厚生費		198,188		
一般事務経費				
委託費	394,589,044			
地代家賃	104,256,777			
その他	214,569,818	713,415,639		
減価償却費		58,008,922		
貸倒引当金繰入額		23,355,680		
その他		390,735	1,018,953,810	

科 目	金 額		
事業費用合計			42,268,438,566
事業外費用			
財務費用			
支払利息	18,985	18,985	
事業外費用合計			18,985
経常費用合計			42,268,457,551
経常収益			
事業収益			
保険料等交付金収益		38,256,715,000	
疾病任意継続被保険者保険料収益		890,934,132	
職務上年金給付費等交付金収益		4,671,147,000	
国庫補助金収益		2,901,811,784	
国庫負担金収益		163,247,000	
診療報酬返還金収入		6,566	
返納金収入		61,974,329	
損害賠償金収入		30,464,236	
拋出金返還金収入		5,634,076	
その他		2,400	
事業収益合計			46,981,936,523
事業外収益			
財務収益			
受取利息	666,286	666,286	
雑益		74,433	
事業外収益合計			740,719
経常収益合計			46,982,677,242
経常利益			4,714,219,691
特別損失			
固定資産除却損		4	4
税引前当期純利益			4,714,219,687
法人税、住民税及び事業税			6,249
当期純利益			4,714,213,438

【船員保険勘定】

キャッシュ・フロー計算書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー	
保険給付費支出	△ 25,737,339,706
拠出金等支出	△ 9,877,461,193
介護納付金支出	△ 3,023,435,296
国庫補助金返還金支出	△ 3,000
人件費支出	△ 423,499,844
その他の業務支出	△ 3,087,783,404
保険料等交付金収入	38,916,099,000
疾病任意継続被保険者保険料収入	922,485,338
国庫補助金収入	7,572,961,784
国庫負担金収入	163,247,000
その他の業務収入	99,791,801
小計	5,525,062,480
利息の支払額	△ 20,384
利息の受取額	666,286
法人税等の支払額	△ 6,405
業務活動によるキャッシュ・フロー	5,525,701,977
II 投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△ 2,409,275
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,409,275
III 財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	△ 1,766,896
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,766,896
IV 資金の増加額	5,521,525,806
V 資金期首残高	67,191,811,116
VI 資金期末残高	72,713,336,922

【船員保険勘定】

利益の処分に関する書類

(単位：円)

科 目	金 額
I 当期末処分利益	4,714,213,438
当期純利益	4,714,213,438
II 利益処分額	4,714,213,438
船員保険法第124条の準備金繰入額	4,714,213,438
III 次期繰越利益	-

上記の利益処分を行った場合、純資産の部の船員保険法第124条の準備金残高は 68,450,728,277円となります。

注 記 事 項

I 財務諸表作成の根拠法令

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（平成 20 年 9 月 26 日厚生労働省令第 144 号）に定める基準により作成しております。

II 重要な会計方針

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～15 年
工具備品	5～15 年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、協会内利用のソフトウェアについては、協会内における利用可能期間（主に 5 年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法によっております。

2. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号）附則第 26 条第 3 項の規定により協会の職員として採用された社会保険庁の職員について、同法附則第 27 条第 2 項の規定に基づき、国家公務員退職手当法（昭和 28 年 8 月 8 日法律第 182 号）第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続き在職期間を協会の職員としての在職期間とみなすことにより計上される額に相当する額についても、併せて計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10 年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(5) 役員退職手当引当金

役員に対して支給する退職手当に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

3. 船員保険法第 124 条の準備金の計上基準

船員保険事業に要する費用の支出に備えるため、船員保険法施行令（昭和 28 年 8 月 31 日政令第 240 号）第 28 条に定める基準により、計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期日の到来する短期投資としております。

5. 消費税等の会計処理

税込方式によっております。

Ⅲ 貸借対照表関係

有形固定資産の減価償却累計額	32,486,212 円
----------------	--------------

Ⅳ 損益計算書関係

該当事項は、ありません。

Ⅴ キャッシュ・フロー計算書関係

資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	72,713,336,922 円
資金期末残高	72,713,336,922 円

Ⅵ 金融商品関係

1. 金融商品の状況に関する事項

当協会は、資金運用については、健康保険法施行令（大正 15 年 6 月 30 日勅令第 243 号）第 1 条の 2 に定める金融商品に限定しております。

未収債権等については、当協会の定める債権管理方法に従って、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

リース取引は、設備投資等に係るものです。

2. 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	72,713,336,922	72,713,336,922	—
(2) 未収入金	153,371,743		
貸倒引当金	△94,578,906		
	58,792,837	58,792,837	—
資産 計	72,772,129,759	72,772,129,759	—
(1) 未払金	3,699,082,991	3,699,082,991	—
(2) リース債務	1,187,286	1,184,403	△2,883
負債 計	3,700,270,277	3,700,267,394	△2,883

(注)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収入金

回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しているため、当該価額をもって時価としております。

負 債

(1) 未払金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様の割賦又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

VII 退職給付関係

1. 採用している退職給付制度の概要

当協会は、職員の退職給付に充てるため、退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、勤続年数及び等級に基づく累積ポイント並びに退職事由に基づき決定された一時金を支給します。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	490,638,659 円
勤務費用	30,774,280 円
利息費用	539,640 円
数理計算上の差異の発生額	△47,883,574 円
退職給付の支払額	△500,622 円
退職給付債務の期末残高	473,568,383 円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	473,568,383 円
未積立退職給付債務	473,568,383 円
未認識数理計算上の差異	142,741,155 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	616,309,538 円
退職給付引当金	616,309,538 円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	616,309,538 円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	30,774,280 円
利息費用	539,640 円
数理計算上の差異の費用処理額	△11,570,856 円
確定給付制度に係る退職給付費用	19,743,064 円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率 0.11%

VIII 重要な債務負担行為

翌事業年度以降に履行となる重要な債務負担行為の額は以下のとおりであります。

件 名	翌事業年度以降の支払予定額
次期船員保険システム開発における工程管理支援等業務	388,300,000 円
次期船員保険システム開発アプリケーション開発等業務一式	2,165,592,000 円
合 計	2,553,892,000 円

IX 重要な後発事象

該当事項は、ありません。

X その他の注記事項

1. 東日本大震災に係る補助金について

東日本大震災の被災者に対して実施した令和5年度全国健康保険協会災害臨時特例補助金交付要綱（令和5年4月21日厚生労働省発保0421第3号厚生労働事務次官通知）の3及び令和5年度東日本大震災復旧・復興に係る全国健康保険協会特定健康診査国庫補助金交付要綱（令和5年5月2日厚生労働省発保0502第6号厚生労働事務次官通知）の3に定める事業に係る国庫補助金受入額並びにその使用状況は以下のとおりであります。

（単位：円）

対象事業	受入額	使用状況（*1）	残額（*2）
医療保険事業（*3）	871,000	871,000	—
特定健診事業	3,000	—	3,000
合 計	874,000	871,000	3,000

（*1） 船員保険における一部負担金等の免除、特定健康診査に係る自己負担金の免除等による費用であり、保険給付費及び健診費用として計上しております。なお、金額については、開示時点における概算額によっております。

（*2） 国庫補助金の未使用額は、翌事業年度以降に返還が見込まれるため、預り補助金として負債に計上しております。また、前事業年度の未使用額については、当事業年度に3,000円を返還しております。

（*3） 令和5年度の補助金受入額871,000円に対し、一部負担金免除額は2,546,899円でした。なお、令和元年度までの補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）と一部負担金免除額等は同額であり、令和2年度から令和5年度までの累計補助金受入額（補助金未使用額（返還額）を除く。）の累計3,484,000円に対し、一部負担金免除額等の累計は6,805,699円となっております。

附属明細書

(船員保険勘定)

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細
2. 引当金の明細
3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細
4. 国等からの財源措置等の明細
5. 役員及び職員の給与費の明細

【船員保険勘定】

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却 累計額	当期償却額	差引期末 帳簿価額	摘 要
有形固定資産	建物	20,340,671	-	20,340,671	17,909,941	1,340,155	2,430,730	
	工具備品	11,144,863	-	3,269,434	7,583,266	154,850	292,163	
	リース資産	8,012,818	-	-	6,993,005	1,748,251	1,019,813	
	計	39,498,352	-	3,269,434	32,486,212	3,243,256	3,742,706	
無形固定資産	ソフトウェア	1,227,289,044	-	-	1,096,432,846	78,509,277	130,856,198	
	ソフトウェア仮勘定	-	462,578,490	-	-	-	462,578,490	注 2
	計	1,227,289,044	462,578,490	-	1,096,432,846	78,509,277	593,434,688	

(注1)「期首残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「期末残高」は、当該資産の取得原価を記載しております。

(注2) 当期増加額は、次期船員保険システムアップリ開発によるもの(448,008,000円)等であります。

2. 引当金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	摘 要
			目的使用	その他		
貸倒引当金	74,628,509	94,578,906	3,405,283	71,223,226	94,578,906	注 1
賞与引当金	31,348,968	33,341,811	31,348,968	-	33,341,811	
役員賞与引当金	1,639,226	1,693,668	1,639,226	-	1,693,668	
退職給付引当金	597,067,096	19,743,064	500,622	-	616,309,538	
役員退職手当引当金	355,897	124,938	311,008	-	169,827	
計	705,039,696	149,482,387	37,205,107	71,223,226	746,093,750	

(注1) 当期減少額のその他は、洗替法による戻入額を計上しております。

3. 資本金、準備金、積立金及び剰余金の明細

(単位：円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金					
政府出資金	465,124,590	-	-	465,124,590	
船員保険法第124条の準備金	60,425,546,540	3,310,968,299	-	63,736,514,839	注1
利益剰余金					
当期末処分利益	3,310,968,299	4,714,213,438	3,310,968,299	4,714,213,438	

(注1) 当期増加額は、前期利益処分による繰入額であります。

4. 国等からの財源措置等の明細

(単位：円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳		摘 要
		前受交付金計上	収益計上	
保険給付費等補助金	2,776,986,000	-	2,776,986,000	
特定健康診査・保健指導国庫補助金	6,328,000	-	6,328,000	
高齢者医療制度円滑運営事業費補助金	106,759,000	-	106,759,000	
高齢者医療運営円滑化等補助金	6,062,195	-	6,062,195	
災害臨時特例補助金（医療保険）	871,000	-	871,000	
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,550,589	-	1,550,589	
出産育児一時金臨時補助金	3,255,000	-	3,255,000	
事務費負担金	163,247,000	-	163,247,000	
計	3,065,058,784	-	3,065,058,784	

5. 役員及び職員の給与費の明細

(単位：円、人)

区 分	報酬又は給与		退職手当	
	支給額	支給人員	支給額	支給人員
役 員	(36,610) 17,810,952	(-) 1	(-) 311,008	(-) -
職 員	(31,888,501) 314,796,110	(13) 46	(-) 500,622	(-) -
計	(31,925,111) 332,607,062	(13) 47	(-) 811,630	(-) -

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準は、全国健康保険協会役員報酬規程及び全国健康保険協会役員退職手当規程によっております。

(注2) 職員に対する給与及び退職手当の支給基準は、全国健康保険協会職員給与規程及び全国健康保険協会職員退職手当規程、全国健康保険協会契約職員給与規程、全国健康保険協会臨時職員給与規程によっております。

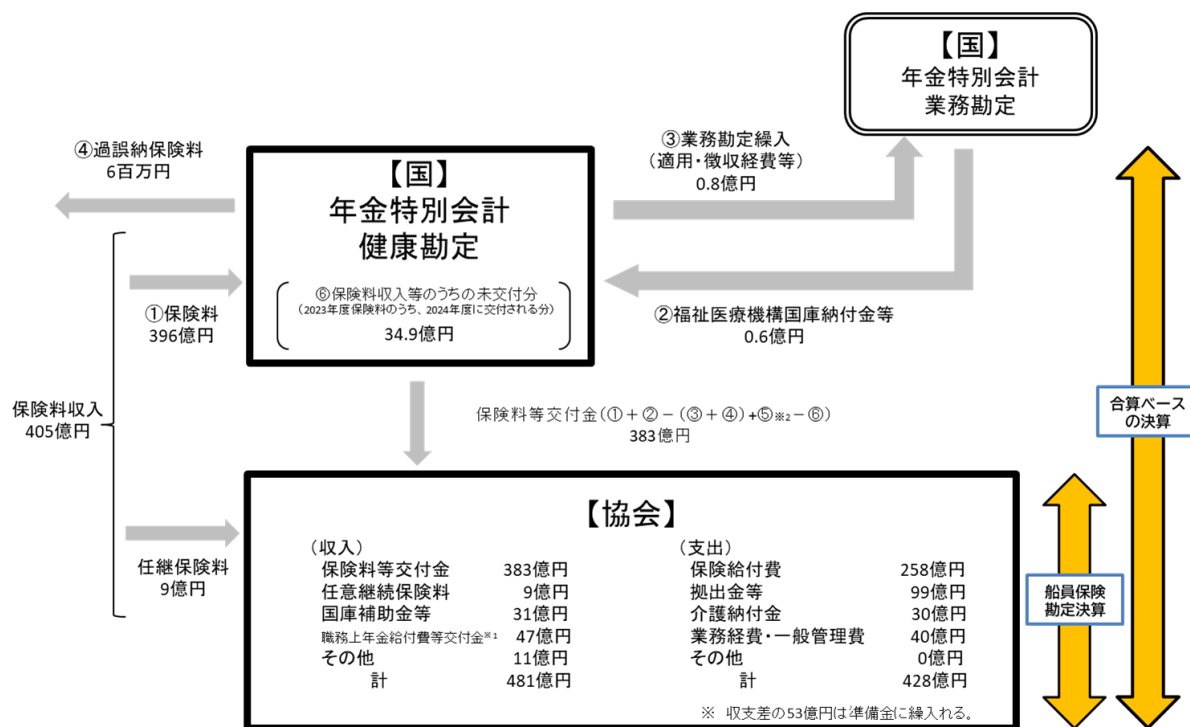
(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数を記載しております。

なお、健康保険勘定、船員保険勘定を兼務する役員及び職員の報酬又は給与、退職手当については、各勘定に共通する経費として按分計上しておりますが、支給人員数は全て健康保険勘定に含めて記載しております。

(注4) 非常勤の役員、契約職員及び臨時職員は、外数として()で記載しております。

參考資料

国の特別会計における収支を合算した決算と船員保険勘定決算との関係



※1 職務上年金給付費等交付金については、労働保険特別会計(国)より交付される。
 ※2 ⑤は2022年度保険料等のうち、2023年度に協会に交付された交付金(21.7億円)。
 ※3 端数処理のため、係数が整合しない場合がある。